

越 監 公 表 第 1 5 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から平成30年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月1日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 大 野 保 司

平成30年度

越谷市包括外部監査報告書

平成31年2月

越谷市包括外部監査人

公認会計士 長田慶洋

目次

I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査人及び補助者	1
5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間	2
(1) 対象部署	2
(2) 対象期間	2
(3) 実施期間	2
6. 監査の着眼点	2
7. 監査の主な手続	3
8. 「監査の結果」と「意見」	3
9. 利害関係	3
II. 全般	4
1. 越谷市の子ども・子育て環境の現状	4
(1) 人口・人口推計	4
(2) 市内幼稚園・保育所（園）等の利用状況	7
(3) 子ども・子育て支援制度	8
(4) 未就学児待機児童の状況	9
(5) 就学児待機児童の状況	13
2. 監査対象部局	15
(1) 子育て支援課	15
(2) 子ども育成課	19
(3) 青少年課	22
III. 各論	25
1. 公立保育所	25
2. 私立保育所等運営改善費補助金	44
3. 保育所整備等借入金利子補助金	49
4. 子育て充実事業	53
5. 子ども・子育て支援給付費	61
6. 病児保育事業	67
7. 利用調整	72
8. 学童保育室	78
9. 保育ステーション事業	92
10. 児童発達支援センター	99
11. 障がい児支援事業	109
12. 障がい児補装具等給付費	117
13. 児童館	121
14. 固定資産	127
15. 児童手当給付費	133
16. 児童扶養手当給付費	139
17. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	145
18. 子育て支援事業	151
19. 地域子育て支援事業	158
20. 青少年健全育成推進事業	161
21. 教室運営	164
22. 情報公開	166

IV. 「監査の結果」と「意見」の一覧表	168
----------------------------	-----

本報告書における表記

1. 金額の表記

本報告書の金額表示は、原則として千円未満を切り捨てて表示している。このため、表中の金額を合計しても、合計欄が一致しない場合がある。また、%は、表示未満四捨五入して記載している。

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

子育て支援施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について

3. 事件を選定した理由

わが国において歴史的に類をみないスピードで進行する少子高齢化は越谷市にとっても例外ではない。平成 21 年度からの 5 年間で総人口は増加しているものの、65 歳以上の高齢人口が増加したのに対し、14 歳以下の年少人口は減少している。現在の社会基盤を維持していくためには少子化対策への取り組みが喫緊の課題である。なかでも子育て世帯への対応として、子育て支援策を重点的に推進する必要性は高い。

市では、平成 27 年 3 月に「越谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に係るさまざまな施策を実施している。しかしながら、子育て支援の重要な課題である待機児童問題については、保育園等(*)が平成 29 年 4 月 1 日時点で待機児童 43 人、放課後児童クラブが平成 29 年 5 月 1 日で 249 人となっている。また、近年注目されている発達障害を抱えた児童・生徒及びその保護者に対する支援のあり方や虐待を受けている児童の保護など、子育て支援を取り巻く環境は複雑さを増している。財政的には、市民の関心が高い子育て支援の施策には、高額な予算が使われており、子育て支援施策が有効かつ効率的、経済的に実施されているか検討することには意義がある。

以上の点を総合的に勘案し、子育て支援に係る財務事務の執行及び事業の管理を監査テーマとすることは、重要性かつ適時性があり、市民の関心も高いことから、これを監査対象として選定した。

(*)「保育園等」は、特定教育・保育施設（保育園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）（うち、2号・3号認定）の数値を含む。

4. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	長 田 慶 洋
補助者	公認会計士	土 屋 文 実 男
同	同	興 松 敬 史
同	同	小 泉 勝 巳
同	同	菊 地 貴 加 志
同	同	川 島 弥 生 子

5. 包括外部監査の対象部署・対象期間・実施期間

(1) 対象部署

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

対象部	対象課
子ども家庭部	子育て支援課
	子ども育成課
	青少年課
	児童発達支援センター
	公立保育所 18 ヲ所
	学童保育室 48 室
	児童館 2 館(コスモス、ヒマワリ)

(2) 対象期間

平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）とする。なお、必要に応じて監査時点における状況及び平成 28 年度以前の年度についても対象としている。

(3) 実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 12 日まで

6. 監査の着眼点

包括外部監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- ① 越谷市子ども・子育て支援事業計画の達成状況と今後の事業計画の整合性
- ② 市職員の労務管理が適切に行われているか
- ③ 契約事務(建設、改修、施設整備他)が適切に行われているか
- ④ 各種施設が安全に維持管理されているか
- ⑤ 備品管理が適切に行われているか
- ⑥ 各種補助金の支給が適切に行われているか
- ⑦ 各種給付費の支給が適切に行われているか

上記の項目の適切性は、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」、「透明性の確保・情報開示」の5つの視点から検討した。

	視点	内容
1	合規性	子育て支援に係る収入・支出に関する事務手続が、関連諸法令に準拠し、適正に執行されているか
2	経済性、効率性、有効性	子育て支援に係る事業のサービス向上、経費削減努力は十分であるか
		子育て支援に係る事業の収入・支出は適切な水準であるか、効果的な支出がなされているか
3	公平性	子育て支援に係る事務の執行は、公平に実施されているか
4	適切な事業評価	子育て支援に係る事業に対する的確な評価を行い次の事業の見直しを行う仕組み、いわゆる PDCA サイクルが整備されているか
5	透明性の確保・情報開示	市民、特に子育てを行う者にとって多岐・複雑な子育て支援制度を理解しやすく、かつ制度を利用しやすいよう、情報提供方法の工夫をしているか

7. 監査の主な手続

監査を行うに当たり、主な手続は次のとおりである。

- ① 担当者へのヒアリング
- ② 各種会議等議事録、資料の閲覧
- ③ 財務資料の分析
- ④ 証憑資料の突合
- ⑤ 現地視察

8. 「監査の結果」と「意見」

上記の監査手続を実施した結果、報告すべき事項については地方自治法第 252 条の 37 第 5 項〔包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない〕に基づいて「監査の結果」として記載した。

また、包括外部監査人として「監査の結果」に添えて意見を提出する事項については地方自治法第 252 条の 38 第 2 項〔包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる〕に基づいて「意見」として記載した。

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む）との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 全般

1. 越谷市の子ども・子育て環境の現状

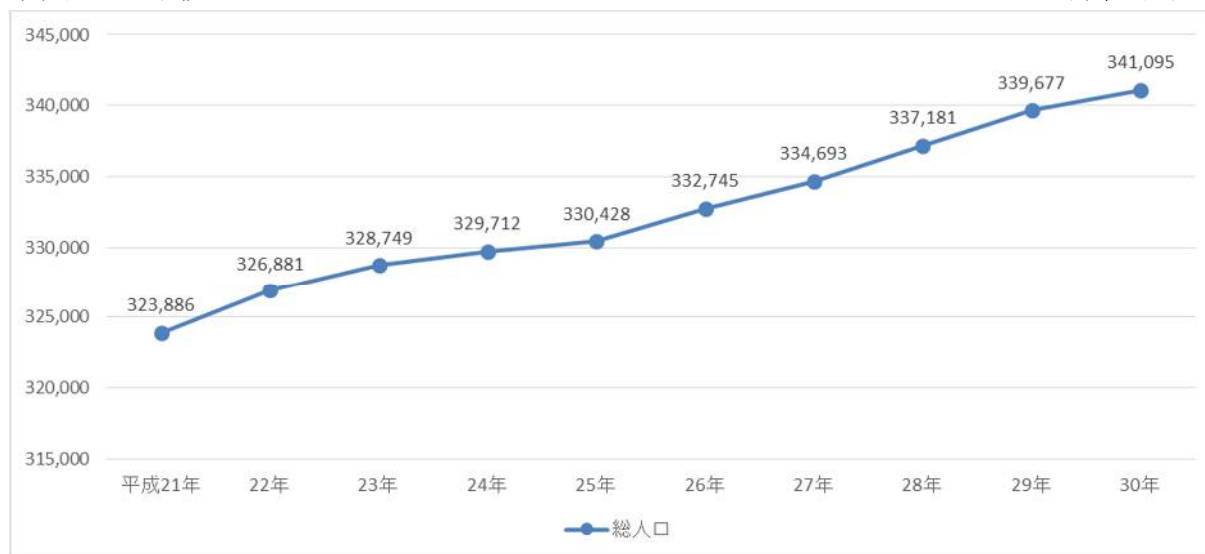
(1) 人口・人口推計

①人口推移

平成30年現在の越谷市の人口は341,095人で増加傾向にあるが、高齢者人口（65歳以上）が大きく伸びているのに対して、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある。

◇総人口の推移

(単位:人)



各年4月1日現在

(出所:子ども家庭部提供資料から監査人が作成)

◇年齢3区分別人口推移

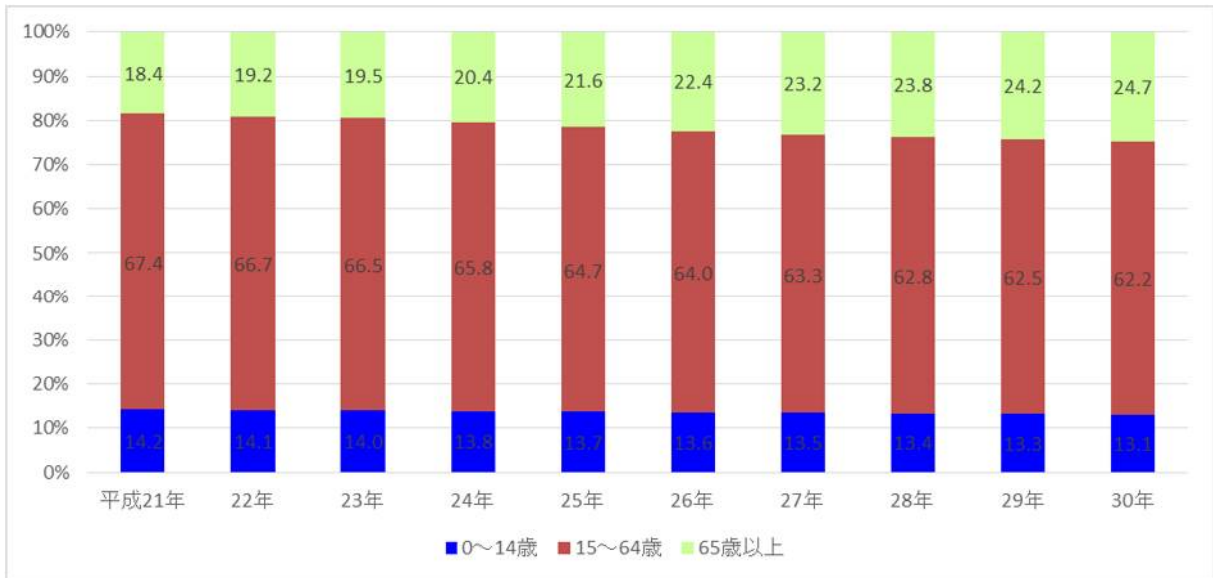
(単位:人)



各年4月1日現在

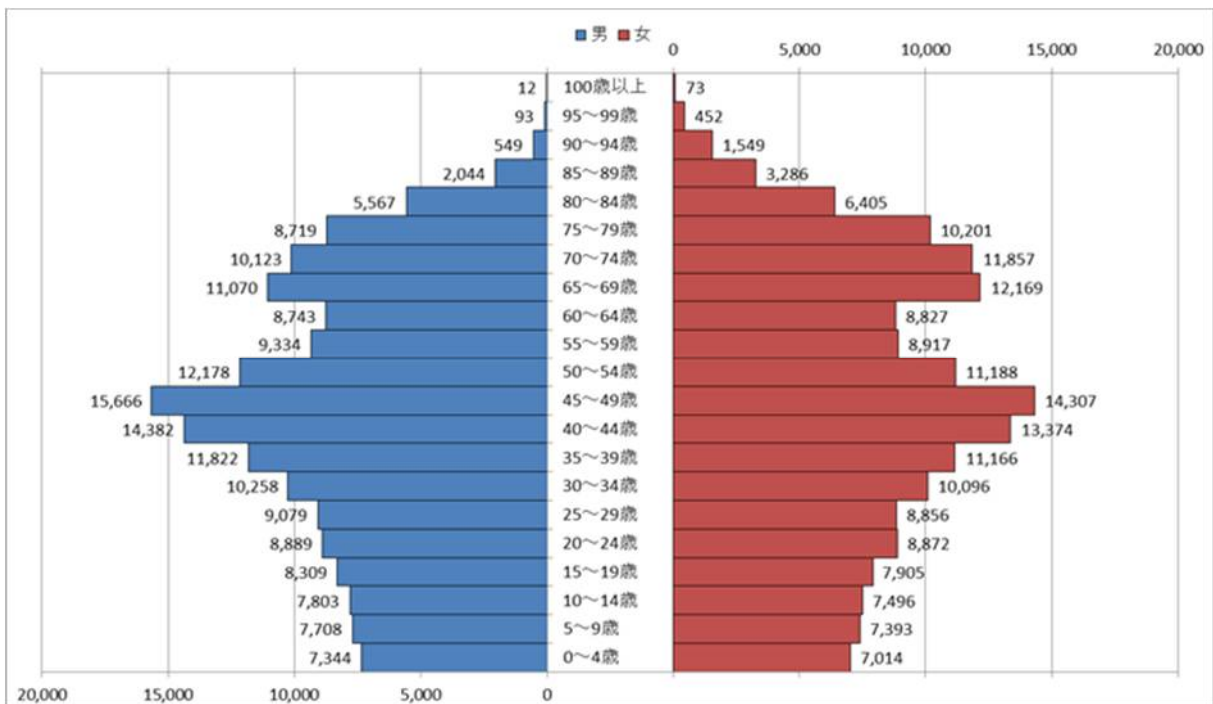
(出所:子ども家庭部提供資料から監査人が作成)

◇年齢3区分別人口構成



(出所：子ども家庭部提供資料から監査人が作成)

◇人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成30年4月1日現在）

(出所：子ども家庭部提供資料から監査人が作成)

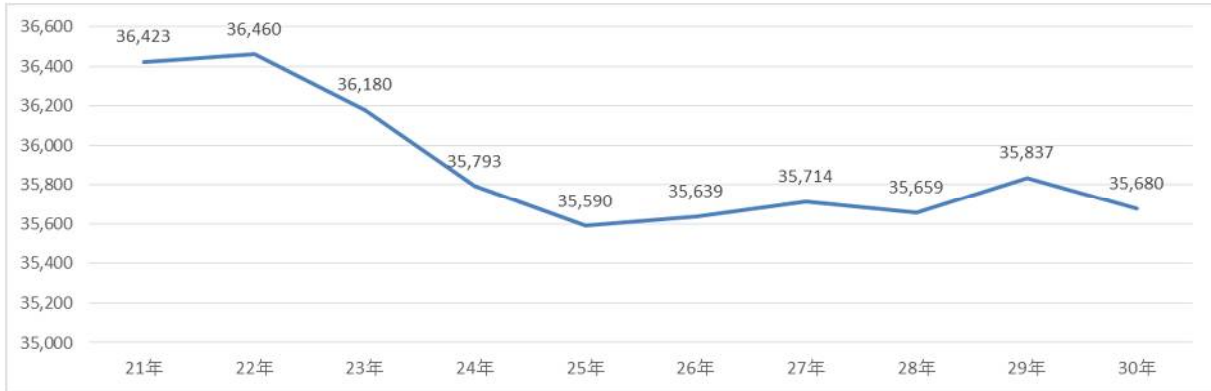
②児童人口の推移

0～11歳の児童人口については、平成21年から平成30年にかけて743人減少している。

0～5歳児の減少は89人なのに対し、6～11歳児は654人減少している。

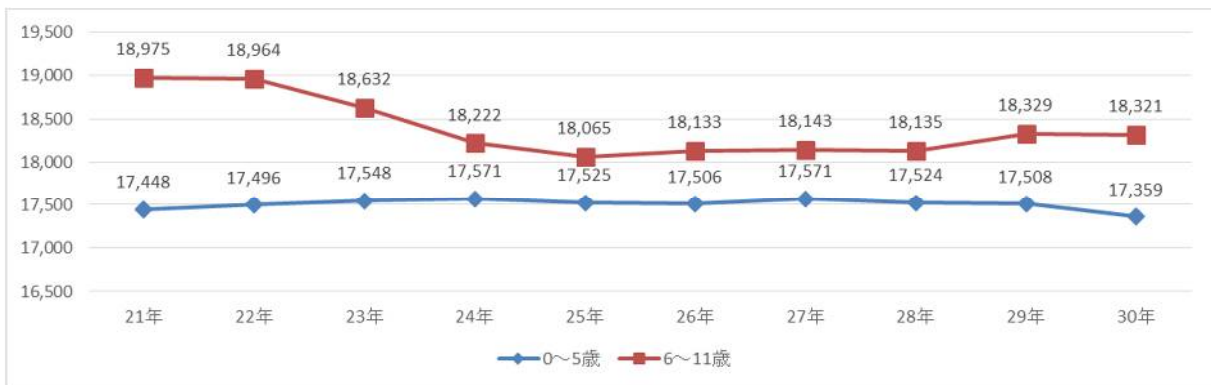
◇児童人口（0～11歳）の推移

(単位:人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 (出所：子ども家庭部提供資料から監査人が作成)

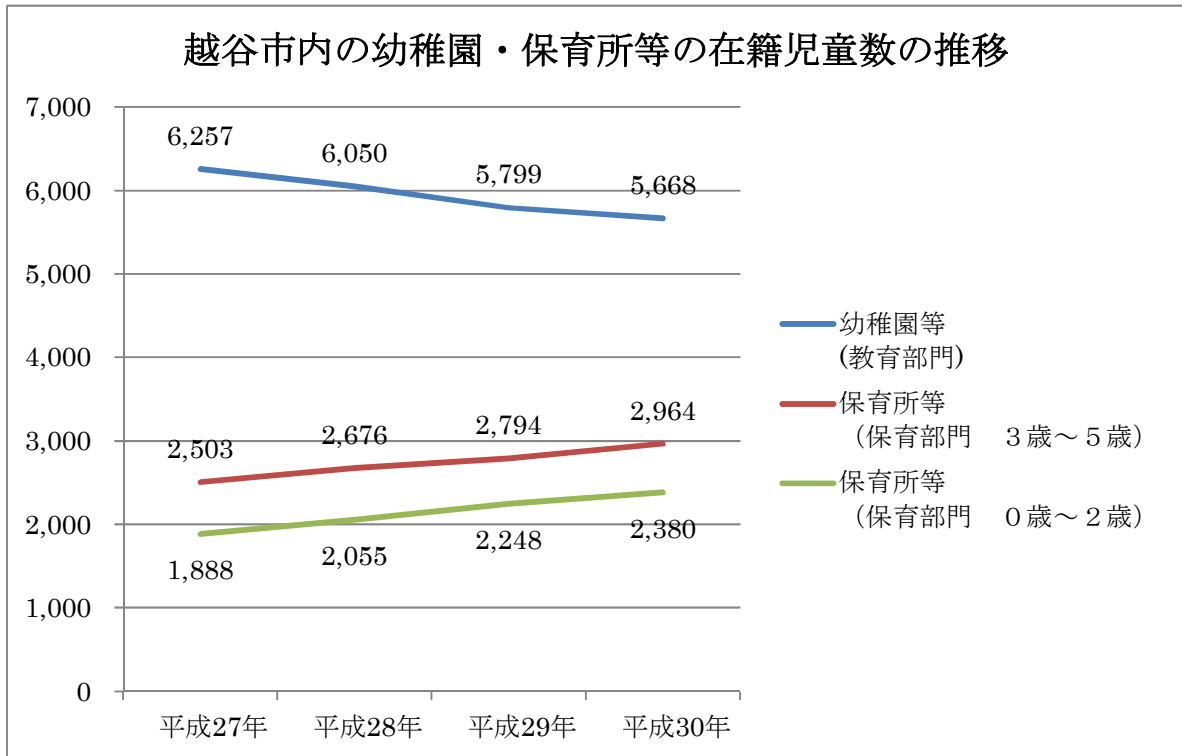
◇児童人口（0～5、6～11歳）の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 (出所：子ども家庭部提供資料から監査人が作成)

(2) 市内幼稚園・保育所（園）等の利用状況

◇市内幼稚園・保育所（園）等の在籍児童数の推移



幼稚園等：幼稚園の在籍児童数及び認定こども園の1号認定の在籍児童数（各年5月1日現在）

保育所等：保育所、認定こども園の2・3号認定の在籍児童数、地域型保育事業所の在籍児童数（各年5月1日現在）

（出所：子ども家庭部提供資料から監査人が作成）

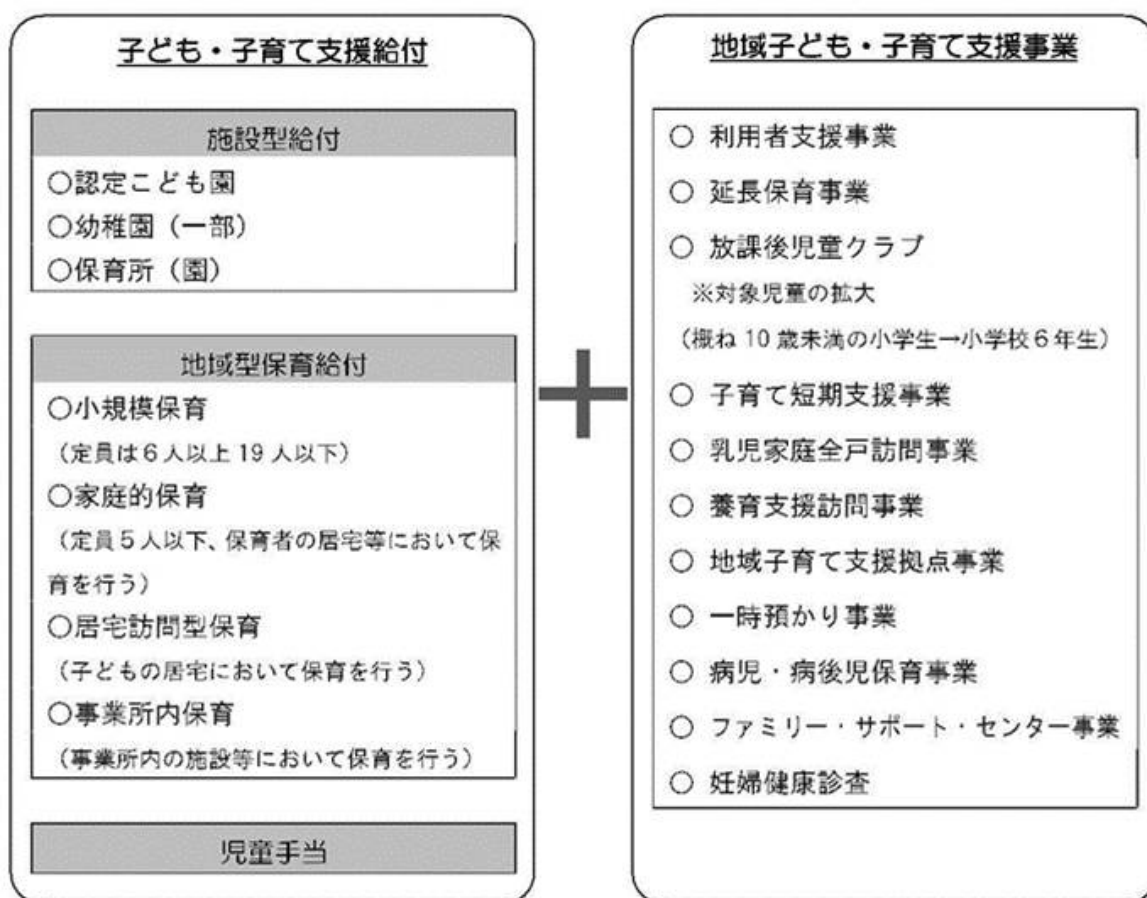
越谷市内の幼稚園等の在籍児童数は、平成27年の6,257人から平成30年の5,668人まで589人減少している。これに対し、越谷市内の保育所等の在籍児童数は3歳から5歳までは、平成27年の2,503人から平成30年の2,964人まで461人増加しており、0歳から2歳までは、平成27年の1,888人から平成30年の2,380人まで492人増加している。保育所等の合計では、在籍児童数が3年間で953人増加している。

(3) 子ども・子育て支援制度

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正法、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく、子ども・子育て支援に関する制度のこと。平成27年4月から本格施行。主なポイントは以下のとおり。

- 幼児期の学校教育・保育に関する給付制度（「施設型給付」と「地域型保育給付」）が創設され、認定こども園、幼稚園、保育所について「施設型給付」に給付が一本化されるとともに、市町村認可事業として「地域型保育事業」が創設され、「地域型保育給付」の対象となった。
- 今まで複雑な仕組みであった幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等が一本化された。また、認定こども園の財政支援を一本化し、設置の促進を図ることとされた。
- 全ての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業(学童保育)などを「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、拡充を図ることとされている。

◇子育て支援の「給付」と事業の全体像



※新制度に移行しない幼稚園は、従来どおりです。

(4) 未就学児待機児童の状況

① 保育園待機児童数

厚生労働省の資料によれば、越谷市、川越市、さいたま市の保育園等の待機児童数は次のとおりである。

(単位:人)

	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日
さいたま市	95	24	0
川越市	74	67	64
越谷市	28	38	43
	平成 27 年 10 月 1 日	平成 28 年 10 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日
さいたま市	369	350	1, 345
川越市	170	167	188
越谷市	47	86	203

(出所：厚生労働省資料)

「保育園等」は、特定教育・保育施設（保育園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）（うち、2号・3号認定）の数値を含む。

※ 待機児童数の調査については、平成 29 年 4 月 1 日より新調査要領が適用されているが、経過措置を設けていることから、平成 29 年の調査については、新要領を適用した自治体と、旧要領を適用した自治体の両者が含まれる。（越谷市では平成 29 年から新要領を適用）

※ 10 月 1 日の数は、自治体ごとに保育園等入園手続き等が異なるため、厚生労働省では参考値として集計している。全国的な待機児童数の動向は、毎年 4 月 1 日現在で把握している。年度途中の数は、年度途中に利用申込をしたが、利用できていない数も含めた児童数。

例年、4 月以降も、年度途中に保育の申込みが行われるが、保育の受け皿整備は 4 月開園に向けて行われる場合が多く、年度途中開園は少ないため各市ともに毎年 10 月 1 日では申込みに対して入園できない数は増加している。

越谷市子ども・子育て支援事業計画中間年の見直し（平成 29 年度～平成 31 年度）では、越谷市の待機児童解消に向け、教育・保育施設等の「量の見込み」を定め、その量にどのように対応していくかを「確保方策」として示している。

2 見込み量及び確保の方策についての考え方

（１）前提となる事項

市内に居住する 0～5 歳の子どもについて、現在の保育所（園）、幼稚園、認定こども園の利用状況に利用希望を加味し、平成 27 年度から平成 31 年度までの学校教育・保育の量の見込みを設定します。また、地域子ども・子育て支援事業に係る見込み量を設定します。

◇認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育（以下「学校教育」という）のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

（２）提供体制の確保の内容及びその実施時期

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。また、確保方策の設定にあたっては、国が策定した「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月策定）に基づく平成 32 年 4 月時点における、待機児童解消を前提とします。

- ① 教育・保育施設
- ② 地域型保育事業
- ③ 地域子ども・子育て支援事業

（３）幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数やあり方、設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取り組みの推進、0～2 歳に係る取り組みと 3～5 歳に係る取り組みの連携に関する事等については、第 4 章の関連する施策・事業において示した内容を推進します。

※上表「認定区分と提供施設」において、1 号の提供施設として記載されている「幼稚園」とは、「幼稚園（施設型給付対象）」のことを示している。

3 教育・保育の見込み量及び確保方策等

(1) 保育に係る施設、地域型保育事業

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けた子どもを預かり、保育を行います。

【保育提供施設及び事業】

- ・ 保育所（園）
- ・ 認定こども園（保育所部分）
- ・ 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育、事業所内保育）

【保育提供対象者】

- ・ 2号認定の子ども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）
 - ・ 3号認定の子ども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）
- ※地域型保育事業は原則3号認定のみ

(2) 学校教育に係る施設

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。1日4時間を標準に預かります。

【教育提供施設】

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園（幼稚園部分）

【教育提供対象者】

- ・ 1号認定の子ども（満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども）
- ※2号認定を受けた子どもでも、幼稚園の利用希望が強い場合は1号認定へ変更可

【提供量の見込み及び確保方針（市全体）】

（単位：人）

量の見込み／確保方針		平成 27 年度				
		1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0～2 歳	0 歳	1・2 歳
①量の見込み		6,136	2,393	2,037	486	1,551
②確保方針	教育・保育施設	7,425	2,599	1,446	250	1,196
	地域型保育事業			396	93	303
	計	7,425	2,599	1,842	343	1,499
②－①		1,289	206	-195	-143	-52
量の見込み／確保方針		平成 28 年度				
① の見込み		6,084	2,460	2,031	517	1,514
②確保方針	教育・保育施設	7,425	2,663	1,482	256	1,226
	地域型保育事業			567	261	306
	計	7,425	2,663	2,049	517	1,532
②－①		1,341	203	18	0	18
量の見込み／確保方針		平成 29 年度				
① の見込み		5,799	2,757	2,261	392	1,869
②確保方針	教育・保育施設	7,315	2,897	1,535	273	1,262
	地域型保育事業			588	133	455
	計	7,315	2,897	2,123	406	1,717
②－①		1,516	140	-138	14	-152
量の見込み／確保方針		平成 30 年度				
① の見込み		5,731	2,990	2,443	435	2,008
②確保方針	教育・保育施設	7,155	3,121	1,613	291	1,322
	地域型保育事業			645	151	494
	計	7,155	3,121	2,258	442	1,816
②－①		1,424	131	-185	7	-192
量の見込み／確保方針		平成 31 年度				
① の見込み		5,566	3,174	2,655	466	2,189
②確保方針	教育・保育施設	7,155	3,323	1,769	309	1,460
	地域型保育事業			721	163	558
	計	7,155	3,323	2,490	472	2,018
②－①		1,589	149	-165	6	-171
量の見込み／確保方針		平成 32 年度				
① の見込み		5,488	3,411	2,742	493	2,249
②確保方針	教育・保育施設	7,155	3,463	1,969	333	1,636
	地域型保育事業			796	175	621
	計	7,155	3,463	2,765	508	2,257
②－①		1,667	52	23	15	8

【確保方針の内容】

幼稚園については、定員数が量の見込みを上回っています。保育所（園）については、認可保育所（園）の整備を中心とし、増加が予想される0・1・2歳児のニーズに対しては、地域型保育事業を取り入れていくこととします。

(5) 就学児待機児童の状況

厚生労働省の資料によれば、越谷市、川越市、さいたま市の学童保育室の待機児童数は次のとおりである。

① 学童保育室の待機児童 (単位:人)

	平成 27 年 5 月 1 日	平成 28 年 5 月 1 日	平成 29 年 5 月 1 日
さいたま市	698	594	483
川越市	0	0	0
越谷市	226	267	249

(出所:厚生労働省資料)

越谷市の学童保育室の待機児童数は、平成 27 年度から平成 29 年度までいずれの年も 200 人を超えている。

② 学童保育室の待機児童対策

学童保育室に係る待機児童と施設整備計画

学童保育室の量の見込み

(単位:人)

区分	量の見込み/確保方策 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年 (小学 1~3 年生)	量の見込み(実人/年) A	1,998	2,006	1,993	2,479	2,479
	確保の内容(実人/年) B	1,868	1,908	1,947	2,533	2,553
	不足 C=B-A	△130	△98	△46	54	74
高学年 (小学 4~6 年生)	量の見込み(実人/年) D	500	489	491	546	547
	確保の内容(実人/年) E	467	477	488	391	421
	不足 F=E-D	△33	△12	△3	△155	△126
市全体	量の見込み(実人/年) G	2,498	2,495	2,484	3,025	3,026
	確保の内容(実人/年) H	2,335	2,385	2,435	2,924	2,974
	不足 I=H-G	△163	△110	△49	△101	△52

(出所:越谷市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し(平成 29 年度~平成 31 年度))

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、高学年(4~6 年生)も学童保育事業の対象となる。また、学童保育室の面積基準を設定し定員を定めることになるため、市内 30 カ所の各小学校区において利用者のニーズを満たすように施設整備を進めるとしている。計画上の待機児童数は、低学年が平成 30 年度以降ゼロになるのに対し、高学年は 100 人を超える見込みである。このため、市全体でも平成 31 年度で 52 人の待機児童が生じる見通しになっている。

児童福祉法第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

③ 待機児童の状況

市の学童保育に係る待機児童数は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 249 人である。また、平成 28 年度以降における市の待機児童の実績推移は以下のとおりである。

＜学童保育室の待機児童の推移＞

(単位：人)

	平成 28 年度 ①	平成 29 年度 ②	増減 ②-①	平成 30 年度 ③	増減 ③-②
定員	2,763	2,826	63	2,897	71
入室児童数	2,665	2,757	92	2,840	83
小学校 1～3 年生	2,349	2,384	35	2,506	122
小学校 4～6 年生	316	373	57	334	△39
待機児童数	257	249	△8	244	△5
小学校 1～3 年生	69	82	13	71	△11
小学校 4～6 年生	188	167	△21	173	6

(出所：青少年課提供資料から監査人が作成)

学童保育室の待機児童数は、平成 28 年度から平成 29 年度に 8 人減少し、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて 5 人減少している。平成 29 年度に川柳学童保育室の 2 室化整備、越ヶ谷学童保育室の移転に伴う新築により、入室児童が 92 人増加したため待機児童数は減少した。平成 30 年度には蒲生南学童保育室も 2 室化整備を行ったことにより、入室児童数が 83 人増加したため待機児童は 5 人減少した。

施設整備計画によれば平成 28 年度の待機児童数は 110 人と予想されたが、実際は 257 人であった。平成 29 年は 49 人の予想に対し 249 人となった。青少年課は施設の整備をすすめ、入室児童数を毎年増やしているが、希望者の増加が施設整備に伴う定員増加を上回る状況である。

2. 監査対象部局

(1) 子育て支援課

①事業の概要

子育て支援課は、子育て支援の推進、児童福祉の推進、こども医療費等の事務など、以下の事務を実施している。

②人員

(平成30年4月1日現在)

課長 1人

副課長 2人

	少子政策	児童福祉	手当・助成	合計
主幹		1	1	2
主査	1		1	2
主任		1	2	3
主事	1	5	5	11

③業務分担

(平成30年4月1日現在)

担当名	事務名	事務の内容
少子政策	子育て支援等児童福祉施策の企画調整に関すること	○子ども・子育て支援、児童福祉に関する施策の企画調整 ○子ども・子育て支援事業計画進捗管理
	子育て支援事業に関すること	○企画調整 ○子育てサロン事業に関する事務 ○ファミリー・サポート・センター事業に関する事務 ○緊急サポート事業に関する事務 ○子育て支援ネットワーク推進事業に関する事務 ○子育て支援団体との連絡調整 ○子育て支援ネットワーク会議事務局事務 ○子育て支援に関する情報収集・提供
	社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること	○運営事務、連絡調整
	児童福祉施設職員の衛生管理に関すること	○児童福祉施設衛生委員会事務局事務
	その他	○部課全体文書取りまとめ ○部課全体予算の調整、決算 ○部内会議開催に関する事務 ○児童福祉施設（主管施設）との連絡調整 ○定数調書等の作成、取りまとめ ○文書取扱事務 ○庶務全般 ○非常勤職員報酬等支払事務 ○総振実施計画策定調書、事務事業評価等作成 ○権限委譲に関する事務

担当名	事務名	事務の内容
児童福祉	児童福祉法等に定める相談、指導、支援及び措置に関すること	○通所支援給付費の支給 ○施設入所に関する児童相談所との調整 ○入院助産制度 ○里親制度（里親会負担金支出）
	自立支援給付（18歳未満）に関すること	○障害福祉サービスの支給 ○補装具費等の支給
	児童虐待防止に関すること	○要保護児童対策地域協議会の運営 ○要保護児童の援護、虐待通報の対応 ○児童相談所から送致・指導委託の対応
	身体障害者福祉法に定める相談、指導及び措置のうち児童に関すること	○手帳に伴う援護等 ○療育手帳の取得
	婦人の保護更生に関すること	○婦人保護施設への入所等 ○DV被害者専門部会
	在宅児援護等に関すること	○在宅児援護等に関すること
	家庭児童相談室に関すること	○家庭児童相談室の運営 ○東部家庭児童相談室連絡協議会の連絡調整等
	特別児童扶養手当に関すること	○特別児童扶養手当の受付・進達事務
	心臓手術費等助成に関すること	○心臓手術費等の自己負担金の支給
	身体障害者手帳の交付（18歳未満）に関すること	○身体障害者手帳の交付（18歳未満）に関すること
	助産施設、母子生活支援施設及び婦人保護施設に係る設置認可及び指導監督（監査に係る事務を除く。）に関すること	○助産施設、母子生活支援施設及び婦人保護施設に係る設置認可及び指導監督（監査に係る事務を除く。）に関すること
手当・助成	児童手当及び児童扶養手当に関すること	○児童手当の支給に関する事務 ○児童手当の現況届に関する事務 ○児童扶養手当の支給に関する事務 ○児童扶養手当の現況届に関する事務 ○児童扶養手当の支給に係る調査に関する事務 ○JR定期券割引証発行に関する事務
	ひとり親家庭等医療費及びこども医療費支給に関すること	○ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務 ○ひとり親家庭等医療費の現況届に関する事務 ○こども医療費の支給に関する事務
	母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること	○特別会計予算の調整、決算 ○母子・寡婦福祉資金貸付 ○母子自立支援給付費の支給 ○高等職業訓練促進給付費の支給 ○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給

④予算額と決算額

一般会計

平成 29 年度

(単位:千円)

細目	細細目	事業の概要	予算額	決算額
児童福祉 総務事務費	職員人件費	職員人件費 22 人分	160,915	153,196
	児童福祉 一般事務 経費	児童福祉事務に係る共通事務経費等	14,943	13,633
児童健全 育成事業	児童相談 事業	家庭児童相談室において、家庭における児童の問題について専任の相談員を配置し、電話、面接により相談・指導等を行った。	2,650	2,615
	子育て支援 事業	子育て中の保護者の交流・集いの場の提供や一時保育等を行う相互援助会員組織の運営、住民参加型の子育てポータルサイト「こしがや子育てネット」による情報提供を行った。 1 子育てサロン事業、2 ファミリー・サポート・センター事業、3 緊急サポート・センター事業、4 子どもショートステイ事業、5 子育て支援ネットワーク推進事業	35,400	34,981
	児童援護費	妊産婦が、保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることが出来ない場合、児童が健やかに生まれ、育成されるよう認可助産施設で助産を行い、児童・母親の援護を行った。心臓疾患等のある 18 歳未満の児童の手術等に要した保険医療費以外の自己負担分を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図った。	5,761	3,141
障がい児 福祉費	障がい児 補装具等 給付費	身体障がい児に対し、障がいの状態に応じて、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入又は修理に要する費用を支給した。また、在宅の重度の障がい児や小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活をより円滑にするための日常生活用具を給付した。さらに、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用を一部助成した。	51,400	51,355
	障がい児 支援事業	障がい児が自立した生活を営むことができるよう、介護給付費、日中一時支援事業給付費、通所給付費等を支給した。また、適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成及びモニタリングや必要なサービスの利用調整を行う場合にかかる費用を支給した。日中一時支援事業や、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児の短期入所事業により、介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図った。身体上の障がいをもつ児童に、治療の効果が期待できるものを対象に育成医療費を給付し、児童の健全な育成と福祉の向上を図った。	1,185,869	1,152,113
医療給付費	こども医療 給付費	こどもの健康増進と子育て家庭の経済的負担を軽減するため、こどもの医療費(保険診療分)の一部負担金を支給した。	1,446,549	1,426,529
	ひとり親 家庭医療 費給付費	18 歳になった年の年度末までに児童(一定の障がいのある児童は 20 歳未満)がいる母子・父子家庭等に対し、所得が児童福祉手当法に規定する限度額未満の場合に、医療費(保険診療分)の一部を支給した。	63,157	63,107
その他児童 福祉総務費	その他児 童福祉費	国県支出金の精算による交付金超過額の返還	8,883	8,872
児童手当 給付費	児童手当 給付費	次代を担う子供の成長及び発達に資することを目的に、中学校修了までの子どもを養育している方に、手当を支給した。	5,618,654	5,516,801
母子父子寡婦 福祉費	母子家庭等 相談事業	母子家庭等の生活一般や職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談指導等に応じるため、母子・父子自立支援員を配置し多様な支援を図った。	5,160	4,910
母子父子寡婦 福祉費	母子家庭 等自立支 援給付費	母子家庭等の雇用の安定及び就業の促進を図るため、母子家庭等自立支援給付費を支給した。	28,550	28,040
	母子生活 支援施設 委託事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子が監護すべき児童の福祉に欠けるところが認められるとき、その保護者と児童を母子生活支援施設に入所させて保護すると共に、自立の促進のために生活を支援した。	3,246	3,242
	児童扶養手 当給付費	父母の離婚、父母の死亡などによって父や母と生計を同じくしていない子どもや父または母に一定の障がいのある子どもを育てている方などに児童扶養手当を支給した。支給対象の子どもは 18 歳になった年の年度末までの児童(一定の障がいのある児童は 20 歳未満)で、支給額は所得額と児童数によって異なる。	1,098,000	1,082,401

細目	細細目	事業の概要	予算額	決算額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付金会計繰出金	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金貸付事業等について、貸付金が当初の見込みより少なかったため、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計へ繰出が未執行となった。	530	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	中核市移行に伴い、埼玉県から譲渡を受けた債権に係る償還金	26,760	26,758
児童発達支援センター事務費	職員人件費	職員人件費 45人分	335,500	315,761
	一般事務経費	児童発達支援センター事務に係る共通事務経費等	4,240	3,367
児童発達支援センター運営費	児童発達支援センター運営費	就学前の障がいを持つ児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、心身の発達に支援を必要とする児童やその保護者に対し発達相談等を行うことにより、児童の健全な発育の促進及び子育てに関する不安の軽減を図るため支援を行った。	41,479	35,763
施設管理費	児童発達支援センター施設管理費	児童発達支援センターに通所する児童が安全にかつ安心して療養を受けられるよう施設の維持管理を行った。	7,152	7,059
その他児童発達支援センター費	その他児童発達支援センター費	児童発達支援センターに係る負担金	73	61
一般会計合計			10,144,871	9,933,716

<子育て支援課 特別会計>

母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	母子父子寡婦福祉資金貸付事務に係る事務経費	700	177
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子及び父子並びに寡婦の経済的自立や扶養している児童の福祉増進のため、修学資金等の貸し付けを行った。	98,246	14,083
特別会計合計			98,946	14,261

子育て支援課合計			10,243,817	9,947,977
----------	--	--	------------	-----------

(2) 子ども育成課

①事業の概要

子ども育成課は、公立保育所等の運営事務、私立保育園への給付や助成に関することなど、以下の事務を実施している。

②人員

(平成30年4月1日現在、再任用含む。保育所職員除く。)

課長	1人
調整幹	2人
副課長	1人

	総務管理	栄養管理	保育	合計
主幹	3	5	4	12
主査				
主任	1			1
主事	5		11	16

③業務分担

(平成30年4月1日現在)

担当名	事務名	事務の内容
総務管理	子ども・子育て支援制度(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係るものに限る。)に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○総務管理担当総括、予算総括、公立保育所管理(人事含む)総括、苦情相談対応、議会・報道対応 ○子ども・子育て支援事業計画 ○認定こども園の認定・認可・確認 ○保育所の認可・確認 ○保育所等整備事業費補助金 ○地域型保育事業の認可・確認 ○小規模保育事業所設置促進事業費補助金 ○財務諸表に係る監査法人委託 ○保育対策総合支援事業費補助金取りまとめ ○保育士等研修(保育士確保対策含む) ○大規模保育所整備事業 ○公立保育所施設管理業務 ○公立保育所改修・修繕等維持管理 ○公立保育所第三者評価 ○公立保育所地域開放事業(遊ぼう会) ○公立保育所及び私立保育園の保育料収納業務 ○社会福祉事業(一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業・病児保育事業)の届出
	保育ステーション事業に関する事	○保育ステーション事業(一時預かり、送迎保育の実費徴収金収納業務含む。)
	認可外保育施設に関する事	○届出・報告書等の受理、指導監督
	指定保育士養成施設に関する事	○県への進達事務等
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○予算・決算に関する事務(総務管理担当分) ○ファイリング(総務管理担当) ○文書收受事務 ○臨時職員・非常勤職員管理業務 ○課の庶務 ○公立保育所との連絡調整等 ○例規整備(総務管理担当分)

担当名	事務名	事務の内容
		<ul style="list-style-type: none"> ○情報課推進リーダー(サブリーダー栄養管理担当1人、保育担当2人) ○安全衛生委員会
栄養管理	保育所給食に係る栄養士業務に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生に関する事 ○給食調理員等の細菌検査に関する事 ○給食費関係(職員、実習生、完全給食等の収納調定に関する事) ○放射能食品検査に関する事
保育	子ども・子育て支援制度(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係るものに限る。)に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ○認定・給付総括、予算総括、苦情相談対応、議会対応等 ○保育士確保対策(総務管理・保育共通) ○子ども・子育て支援支給認定に係る制度管理 ○子ども・子育て支援支給認定(変更等含む) ○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所への利用調整 ○利用負担額の決定、変更等 ○電算関係 ○特定教育・保育施設等の統計 ○広域入所 ○特別支援保育、特別支援保育検討会議 ○事務進行管理(現況届)(9月以降の利用者負担額算定)(平成31年4月入所利用調整) ○子ども・子育て支援教育・保育給付に係る制度管理・例規等 ○子ども・子育て支援教育・保育給付費等の支払、加算認定等 ○特定教育・保育施設等への支援(補助金等) ○子ども・子育て支援交付金取りまとめ ○利用者支援事業(補助金) ○幼稚園における長時間預かり ○地域子育て支援センターに関する事 ○保育コンシェルジュ ○公立保育所の災害共済給付 ○公立保育所の事故報告 ○公立保育所の延長保育使用料収納・調定 ○公立保育所の実習生受入 ○ファイリングに関する事(保育担当)
	病児保育事業に関する事	○登録、利用実績、契約等

④予算額と決算額

一般会計 平成 29 年度

(単位：千円)

細目	細細目	事業の概要	予算額	決算額
児童福祉総務事務費	職員人件費	職員人件費 32 人分(再任用 5 人含む)	248,686	212,246
児童福祉総務事務費	保育一般事務経費	保育事務に係る共通事務経費等	15,343	14,214
子育て充実事業	保育所入所事務費	保育所入所事務に係る共通事務経費等	1,120	1,119
子育て充実事業	子育て充実事業	保育所等の円滑な運営と保育・教育内容の充実を図ることにより、社会環境等の変化に伴う子育てニーズの多様化に対応するため、補助事業を実施している施設・事業に対し、補助金を交付した。また、新たに保育所等を設置する社会福祉法人等に対し助成を行い、安心して子供を育てることができる環境を整備した。	975,120	921,387

細目	細細目	事業の概要	予算額	決算額
子育て充実事業	保育ステーション事業	駅を利用する子育て家庭を支援するとともに、多様化する保育需要に応えるため、保育ステーション事業を実施することにより、子育て環境の充実と保護者の利便性の向上に努め、乳幼児の健全育成と福祉の増進を図った。また、市内3カ所目となる保育ステーションの整備を行う社会福祉法人に対して、経費の一部を助成した。	101,295	101,231
子育て充実事業	病児保育事業	仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全な育成に寄与するため、市内在住の生後3か月から小学校3年生までの病中及び病気回復期にあり、保護者の都合で家庭での保育が困難な乳幼児・児童を一時的に保育した。	11,580	11,492
その他児童福祉総務費	その他保育費	国県支出金の精算による交付金超過額の返還	22,150	22,130
子ども・子育て支援給付費	子ども・子育て支援給付費	多様化する教育・保育需要に対応するため、市の確認を受けた施設・事業に対し、入所児童に係る給付費を支弁した。	4,220,000	4,151,185
保育所事務費	職員人件費	職員人件費 378人分(再任用6人含む)	2,482,120	2,380,688
保育所事務費	一般事務経費	保育所事務に係る共通事務経費等	3,312	2,969
保育所運営費	保育所運営費	増加傾向にある保育需要に対応するため、公立保育所18か所において良質かつ適切な保育サービスの提供に努めた。また、特別支援保育・延長保育等多様な保育ニーズに応えられるよう、適正な保育所運営の確保に努めるとともに地域に開かれた保育所づくりに努めた。	828,524	794,320
保育所運営費	地域子育て支援事業	地域の児童及びその保護者が相互に交流を図るとともに、地域で安心して子育てができるような環境整備を推進するため、地域子育て支援センター事業を実施することにより、児童及び保護者の福祉の向上を図った。	22,512	22,410
施設管理費	保育所管理費	保育所の安全確保と保育環境の向上を図るため、清掃、警備等の業務委託を行うなど効率的な施設の管理に努めた。 また、緊急修繕や年次計画に基づく計画的修繕を実施し、快適な保育環境の充実に努めた。	91,463	89,522
施設管理費	保育所改修費	公立保育所の施設維持管理や保全を図るため、既存施設の計画的な改修を行った。	17,000	16,815
保育所整備事業	大相模保育所整備事業	経年による老朽化に伴う大相模保育所の建替えに向け、擁壁工事等を行った。	10,500	10,249
その他保育所費	その他保育所費	保育所に係る研修負担金等	1,195	1,065
環境対策事業	放射線対策事業	保育所等児童福祉施設の給食用食材の放射性物質測定を実施し、給食の安全性の確保を図った。	400	377
子ども育成課合計			9,052,320	8,753,427

(3) 青少年課

①事業の概要

青少年課は、青少年の健全育成・非行化防止、学童保育室の入所受付、施設の維持管理の事務など、以下の事務を実施している。

②人員

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

課長 1 人

副課長 1 人

	青少年	学童保育	合計
主幹		1	1
主査			
主任		1	1
主事	3	2	5

③業務分担

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

担当名	事務名	事務の内容
青少年	青少年の健全育成及び非行防止に係る総合施策に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成越谷市民会議に関する事務 ○青少年指導員連絡協議会に関する事務 ○青少年育成推進委員協議会に関する事務 ○社会を明るくする運動・青少年非行化防止大会実施に関する事務 ○青少年の非行・被害防止街頭キャンペーンに関する事務 ○青少年相談員に関する事務 ○放課後子ども教室運営に関する事務 ○プレーパークに関する事務 ○レクリエーション指導者養成講習会に関する事務 ○親子ふれあい事業実施に関する事務 ○わくわく体験プロジェクト実施に関する事務 ○しらこぼとキャンプ場に関する事務 ○わんぱく相撲共催に関する事務
	子ども憲章に関する こと	○子ども憲章に関する事務
	青少年問題協議会に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年問題協議会に関する事務 ○子ども・若者育成支援推進法に関する調査・研究
	いじめ問題再調査委員会に関する こと	○いじめ問題再調査委員会に関する事務
	青少年相談業務に関する こと	○青少年指導相談室に関する事務
	青少年関係団体の育成及び連絡調整に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会育成連絡協議会に関する事務 ○ボーイスカウト各団連絡協議会に関する事務 ○ガールスカウト連絡協議会に関する事務
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年のために必要な情報の収集及び刊行に関する事務 ○予算・決算・監査・行革・議会等関係資料作成に関する事務 	

担当名	事務名	事務の内容
		<ul style="list-style-type: none"> ○総合振興計画・施政方針等作成に関する事務 ○児童館との連絡調整 ○文書の收受・ファイリングに関する事務 ○その他、課の庶務に関する事務
学童 保育	学童保育室指導員に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育指導員（非常勤職員）採用・人事・給与・休暇等に関する事務 ○学童保育指導員（臨時職員）採用・人事・給与・休暇等に関する事務 ○指導員連絡協議会・組合等との調整事務 ○学童保育指導員からの要望等への対応 ○学童保育指導員の労務関係手続き
	学童保育室の運営に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○定例会・研修会に関すること ○夏休み給食提供に関する事務 ○傷害保険、その他各種手続きに関する事務 ○文書配送に関する事務 ○文書の收受・ファイリングに関する事務 ○広報・HPに関する事務 ○学童保育室委託に関する事務
	学童保育室の入退室に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ○入退室に関する事務 ○土曜保育に関する事務 ○支援対象児童への巡回指導に関する事務 ○障がい児保育に関する事務 ○入室基準表の見直し事務 ○児童の適正な利用に関する事務
	補助金に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育室の運営に関する補助金 ○学童保育室の施設整備に関する補助金 ○民間学童保育室補助に関する事務
	学童保育室の整備・維持管理に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○学童保育室の建設・整備に関する事務 ○学童保育室の修繕に関する事務
	学童保育に係る保育料の収納 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者負担金に関する調定、収納、還付等に関する事務 ○保育料の減免に関する事務 ○未納対策に関する事務
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○予算・決算・監査・行革・議会等関係資料作成に関する事務 ○総合振興計画・施政方針等作成に関する事務 ○市長メール・苦情・調査等回答に関する事務 ○学童保育システムの運用に関する事務

④予算額と決算額

一般会計 平成 29 年度

(単位：千円)

細 目	細 細 目	事 業 概 要	予算額	決算額
児童福祉総務事務費	職員人件費	職員人件費 9 人分	65,829	70,176
青少年教育指導事務	一般事務経費	青少年教育指導事務に係る共通事務経費等	2,975	2,705
青少年健全育成推進事業	青少年問題協議会運営費	地方青少年問題協議会法及び越谷市青少年問題協議会設置条例に基づき協議会を設置し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について必要な事項を調査審議した。	420	319
青少年健全育成推進事業	青少年指導員相談員運営費	相談員を配置し、問題行動や、非行等で悩んでいる保護者等からの相談を受け、助言や支援を行った。	1,320	1,303
青少年健全育成推進事業	青少年健全育成推進事業	青少年の健全育成及び非行防止等を推進するため、関係機関と連携し、各種事業を行った。	7,340	7,124
青少年健全育成推進事業	青少年団体育成事業	集団活動を通して青少年健全育成に取り組んでいる青少年団体を支援した。	650	650
青少年健全育成推進事業	いじめ問題再調査委員会運営費	いじめ防止対策推進法に基づき、いじめによる重大事態の調査の結果について、必要に応じて調査を行う委員会。	285	0
子どもの居場所づくり推進事業	教室運営費	地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後や週末に小学校や地区センター・公民館等を活用した放課後子ども教室を開催した。	6,360	6,009
プレーパーク運営事業	プレーパーク運営費	子どもたちの自主性や創造性などを育むため、プレーパークを開催し、子どもたちの健全育成を推進した。	360	358
学童保育事務費	一般事務経費	学童保育事務に係る共通事務経費	5,454	5,250
学童保育運営費	学童保育室運営費	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊びの場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図った。	707,766	672,129
学童保育運営費	民間学童保育室事業	児童の健全な育成を図るため、民間学童保育室の事業者に対し、必要な運営費の一部を補助した。	3,400	3,299
施設管理費	学童保育室施設管理費	安全で、快適な学童保育室の保育環境を確保するため、適正な施設管理を行った。	5,400	5,078
学童保育室建設事業	学童保育室建設事業	学童保育室の確保及び待機児童の解消を図るため、蒲生南学童保育室の施設整備を行った。	70,000	68,040
児童館事務費	職員人件費	職員人件費 15 人分(再任用 6 人含む)	102,200	96,991
児童館事務費	児童館コスモス一般事務経費	児童館コスモスに係る共通事務経費等	1,166	992
児童館事務費	児童館ヒマワリ一般事務経費	児童館ヒマワリに係る共通事務経費等	936	804
児童館運営費	児童館コスモス運営費	子どもたちの健全育成の拠点施設として、また「天文と物理」をテーマに、科学に対する興味・関心を高めるため、特色ある児童館の運営を行った。	22,144	21,395
児童館運営費	児童館ヒマワリ運営費	子どもたちの健全育成の拠点施設として、また「生物と環境」をテーマに、科学に対する興味・関心を高めるため、特色ある児童館の運営を行った。	27,774	26,673
施設管理費	児童館コスモス施設管理費	利用者が安全で快適に利用できるよう、施設の適正な管理運営を行った。	28,048	26,539
施設管理費	児童館ヒマワリ施設管理費	利用者が安全で快適に利用できるよう、施設の適正な管理運営を行った。	20,930	20,294
その他児童館費	その他児童館コスモス	児童館コスモスに係る負担金	31	30
その他児童館費	その他児童館ヒマワリ	児童館ヒマワリに係る負担金	20	20
青少年課合計			1,080,808	1,036,186

Ⅲ. 各論

1. 公立保育所

(1) 概要

事務事業名	保育所		
事業目的	公立保育所 18 か所において良質かつ適切な保育サービスの提供に努める。また、特別支援保育・延長保育等多様な保育ニーズに応えられるよう、適正な保育所運営の確保に努めると共に地域に開かれた保育所づくりを推進する。		
事業内容	公立保育所 18 か所の運営・維持に関する費用（人件費、管理運営費、改修費等）		
根拠法令・条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第 10 章(公の施設) ・ 越谷市立保育所設置及び管理条例 ・ 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・ 越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	3,357,245	3,449,925	3,434,114
決算額(千円)	3,154,885	3,198,849	3,318,042

①保育所施設整備の現状と対応

平成 29 年度現在、越谷市に公立保育所は 18 か所あり、全体の支出状況の年次決算比較表は以下のとおりである。

公立保育所 支出分析（年次・決算比較）

（単位：千円）

勘定科目	平成 27 年度 決算	平成 28 年度 決算	平成 29 年度 決算
職員人件費	2,313,786	2,324,578	2,380,688
一般事務経費	3,025	3,005	2,969
保育所運営費	722,782	765,747	816,731
施設管理費	114,234	104,457	106,337
保育所整備事業	-	-	10,249
その他保育所費	1,056	1,061	1,065
支出	3,154,885	3,198,849	3,318,042
公立保育所数	18	18	18
在籍児童数 (4月1日現在)	1,849	1,844	1,870

（出所：子ども育成課資料から監査人が作成）

※保育所運営費には公立保育所 3 か所で実施している地域子育て支援センター分の経費も含めて分析している。

平成 27 年度から平成 29 年度末までの 3 か年度の支出を比較した結果である。支出は、毎年度約 31 億 5 千万円～33 億 1 千万円となっている。

②平成 29 年度現在、公立保育所及び私立保育園の施設概要は以下のとおりである。

保育所の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	備考
【公立】					
蒲生保育所	蒲生寿町 9 番 23 号	814.38	昭和 33 年	RC・二、 木造・平	昭和 44 年建替え
大袋保育所	大字恩間 150 番地 3	929.98	昭和 37 年	木・平	昭和 49 年建替え 平成 25 年建替え
大相模保育所	大成町一丁目 2158 番地	402.91	昭和 41 年	木・平	
桜井保育所	大字平方 1349 番地	486.33	昭和 43 年	木・平	
増林保育所	東越谷八丁目 180 番地	982.70	昭和 44 年	木・平、 一部鉄骨	昭和 55 年建替え 平成 14 年建替え
大沢第一保育所	大沢三丁目 16 番 45 号	923.29	昭和 45 年	RC・二	
中央保育所	越ヶ谷三丁目 2 番 28 号	980.40	昭和 45 年	RC・二	
深田保育所	大字下間久里 318 番地 1	879.82	昭和 46 年	木・二	平成 13 年建替え
七左保育所	七左町一丁目 184 番地	459.55	昭和 46 年	木・平	
荻島保育所	大字南荻島 330 番地 1	978.72	昭和 48 年	木・平	昭和 54 年建替え 平成 26 年建替え
赤山保育所	赤山町四丁目 2 番 11 号	553.36	昭和 50 年	木・平	
蒲生南保育所	南町一丁目 10 番 20 号	530.55	昭和 50 年	木・平	
新方保育所	大字北川崎 729 番地 1	989.89	昭和 51 年	木・二	平成 22 年建替え
大袋北保育所	大字袋山 475 番地 3	516.86	昭和 52 年	木・平	
宮本保育所	宮本町五丁目 250 番地 1	595.35	昭和 54 年	木・平	
登戸保育所	登戸町 42 番 10 号	598.18	昭和 55 年	木・平	
赤山第二保育所	赤山町二丁目 58 番地 1	602.64	昭和 56 年	木・平	
蒲生第三保育所	蒲生二丁目 13 番 9 号	600.16	昭和 57 年	木・平	
【私立】					
越ヶ谷保育園	越ヶ谷本町 3 番 7 号	1,015	昭和 29 年	鉄骨・二	昭和 52 年建替え 昭和 63 年増築 平成 28 年建替え
おおたけ保育園	大字大竹 815 番地 1	1,254	昭和 54 年	鉄筋・二	平成 18 年建替え
の～びる保育園	相模町二丁目 64 番地 1	580	昭和 55 年	鉄骨・平	
しらとり保育園	大字弥十郎 275 番地 1	1,116	昭和 56 年	木・平+ 鉄筋・二	平成 28 年建替え
袋山保育園	大字袋山 1956 番地 1	997	昭和 57 年	鉄骨・二	平成 23 年建替え
第二越谷保育園	増森 396 番地 1	650	平成 14 年	鉄骨・二	
わかばの森保育園	大杉 492 番地 1	120	平成 16 年	木・二	
南越谷保育園	七左町一丁目 347 番地	989	平成 17 年	鉄骨・二	
まどか保育園	平方 249 番地 4	431	平成 18 年	木・二	平成 26 年増築
越谷レイクタウン さくら保育園	レイクタウン八丁目 3 番地 5	1,034	平成 20 年	鉄骨・二	

施設名	所在地	延床面積 (m ²)	供用開始年度	構造	備考
松沢保育園	谷中町二丁目 88 番地 4	762	平成 21 年	木・二	
の〜びるこどもの家保育園	相模町三丁目 220 番地 1	424	平成 23 年	鉄骨・平	
越谷どろんこ保育園	大字平方 3207 番 1	772	平成 24 年	木・平	
越谷レイクタウンさくら保育園分園	レイクタウン二丁目 7 番地 7	708	平成 24 年	鉄骨・二	
あぜがみりんご保育園	蒲生寿町 1 番 28 号	752	平成 25 年	鉄骨・二	
埼玉東萌保育園	川柳町一丁目 582 番地 1	983	平成 27 年	鉄骨・二	
越谷レイクタウンどろんこ保育園	レイクタウン五丁目 15 番地 5	624	平成 27 年	鉄骨・二	
第二おおたけ保育園	北越谷五丁目 6 番 33	565	平成 27 年	鉄骨・平	
西大袋保育園	大竹 818 番地 3	780	平成 27 年	鉄筋・二	
東大沢保育園	東大沢四丁目 31 番 1	599	平成 28 年	木・二	
つぐみ保育園分園	レイクタウン八丁目 13 番地 2	132	平成 28 年	鉄筋・一	
みずべこどもの家保育園	レイクタウン六丁目 11 番地 4	760	平成 29 年	鉄骨・二	

(出所：子ども育成課資料から監査人が作成)

(2) 着眼点並びに監査手続

保育所（運営、管理）について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 所管課において、公立保育所の支出状況が把握されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度施設運営経費に関する資料の閲覧 子ども育成課担当者へのヒアリング
② 公立保育所及び私立保育園のコスト比較分析	<ul style="list-style-type: none"> コスト分析の基礎データの確認・集計 子ども育成課担当者へのヒアリング
③ 公立保育所の職員状況（配置基準、労働時間管理）は適切か	<ul style="list-style-type: none"> 職員配置状況に関する資料の閲覧 時間外勤務申請書、出退勤簿等の関係資料の閲覧 子ども育成課担当者及び現地視察先担当者へのヒアリング 公立保育所（新方保育所、宮本保育所、蒲生保育所）への現地視察
④ 公立保育所の職員研修は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> 研修計画や実施報告等の関係資料の閲覧 子ども育成課担当者へのヒアリング 保育所現地視察時に担当者へヒアリング

着眼点	監査手続
⑤ 公立保育所の施設及び児童の安全管理は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・建物設備定期点検に関する資料の閲覧 ・子ども育成課担当者及び現地視察先担当者に対するヒアリング ・公立保育所（新方保育所、宮本保育所、蒲生保育所）の現地視察
⑥ 特別支援保育（障がい等の配慮が必要な子への保育）の実施状況は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課担当へのヒアリング ・「100 都市保育力充実度チェック 2017 年度版」を査閲した。
⑦ 備品管理は適切であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲生保育所の現場視察及び備品の実査 ・子ども育成課職員へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

保育所事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 所管課において、公立保育所の支出状況が把握されているか		○	
② 公立保育所及び私立保育園のコスト比較分析	○		
③ 公立保育所の職員状況（配置基準、労働時間管理）は適切か		○	
④ 公立保育所の職員研修は適切に実施されているか	○		
⑤ 公立保育所の施設及び児童の安全管理は適切に実施されているか			○
⑥ 特別支援保育（障がい等の配慮が必要な子への保育）の実施状況は適切か			○
⑦ 備品管理は適切であるか		○	

① 公立保育所の施設別コスト管理

公立保育所の施設別コスト管理について検討した。

越谷市においては、越谷市公共施設等総合管理計画が策定され、公共施設の実態を示す白書が平成 27 年 3 月に発行されている。この資料の中で、施設別行政コスト計算書が公表されており、公立保育所についても施設別の収支計算が行われている。

公立保育所については、子ども育成課で一元管理することで、実態に応じ、選択的・集中的に修繕費等を投下し、運営管理の最適化を図っている。子ども育成課では、公立保育所の需用費などについてエクセルで管理してきたが、行政コスト計算書のレベルでの収支管理までは行っていない。

厳しい財政状態が続くなか、越谷市内の保育に対するニーズは高まっている。限られた財源を活用して、市内の保育ニーズに応えるには、業務効率化にむけた継続的な取組がより一層求められる。従来は、施設別のコスト情報を把握するための人的コストが相対的に高かったが、現在では公共施設マネジメントシステムが導入されている。公立保育所についても、修繕費や改修費等の施設に係るコストと人件費や委託費等の事業運営に係るコストに分け、当該システムに毎年度の実績を入力している。当該システムの導入により、コスト情報等をシステムで全庁的に一元管理することで、より容易に施設別の管理や比較が可能になってきた。今後、当該システムの更なる活用により施設別管理を効率的に行うことが望まれる。公立保育所全体としての効率的運営に繋げるためにも、施設別にコストを把握することは有用である。公立保育所を効率的に運営するには、公立保育所全体でのコスト管理に加え、施設別のコスト管理も重要である。公共施設マネジメントシステムを活用し、施設間の比較、検証をするべきである。【監査の結果1】

【監査の結果1】 公立保育所における施設間のコスト比較・検証

各公立保育所による運営の効率化に向けた継続的な努力により、公立保育所全体の運営を効率化できる。公立保育所を効率的に運営するには、公立保育所全体でのコスト管理に加え、施設別のコスト管理も重要である。公共施設マネジメントシステムを活用し、施設間のコストを比較し、検証をするべきである。

②公立保育所及び私立保育園のコスト比較分析

公立保育所と私立保育園について、新宿区施設白書による手法を用い、施設規模あたりコストを分析した。公立保育所のコストは決算説明書から、私立保育園のコストは現況報告書に添付されている決算書から情報を得た。

(ア)コスト比較分析の手法について

コスト比較分析では、まず、施設規模データ及びコストデータから、「施設規模あたりコスト」(下図①)を算出する。

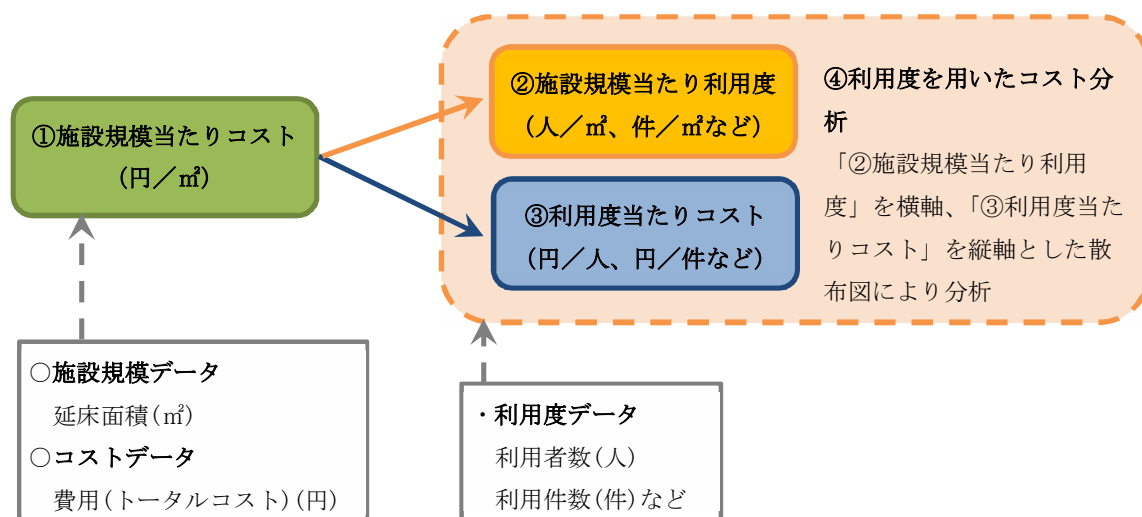
次に、施設規模あたりコストが施設によって異なる要因を分析するため、利用度データを用いて、「施設規模あたり利用度」(下図②)及び「利用度あたりコスト」(下図③)を算出する。

これにより、施設規模あたりコストの高低が、利用度の高低によるのか、コストそのものの高低によるのかという要因に分解することができる。

さらに、「利用度を用いたコスト分析」(下図④)において、それらの要因ごとの分析結果を、他の保育所と対比できるように、散布図で示す。

「②施設規模あたり利用度」を横軸、「③利用度あたりコスト」を縦軸として、利用度やコストの相対的な状況を把握する。

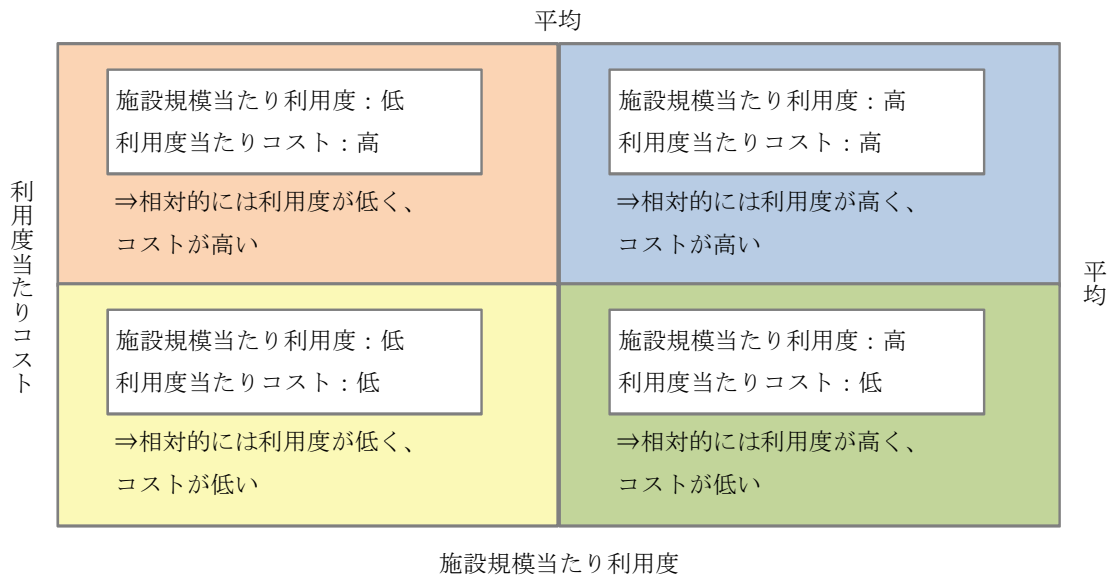
コスト分析比較のイメージ



各分析項目の概要

分析項目	算出方法	概要
i 施設規模あたりコスト (円/㎡)	費用(トータルコスト)/延床面積	施設規模に対して、どの程度コストがかかっているかを示す
ii 施設規模あたり利用度 (人/㎡)	利用者数/延床面積	施設規模に対して、利用度の高低を示す
iii 利用度あたりコスト (円/人)	費用(トータルコスト)/利用者数	1人の利用に対して、どの程度のコストがかかっているかを示す
iv 利用度を用いたコスト分析	—	②と③の分析結果を用いて、散布図で示す

利用度を用いたコスト分析における散布図の見方



※ i ~ iii の分析においては、保育所ごとに平均値を示す。また、保育所の中での差を比較するために、最も高い保育所の値が、最も低い保育所の値の何倍であるかを示す。なお、平均値については、各施設の数値を計算した後に平均を求めている。

※ iv の分析においては、職員配置基準や面積基準が異なる 3 つのグループについて分析する。

利用度を用いたコストの比較分析について

この「利用度を用いたコスト分析」の手法は、東洋大学 PPP 研究センターによる方法であり、民間企業における資産マネジメント指標である ROA (Return On Asset) を参考にしている。

ROA は、「利益÷総資産」で計算され、できるだけ少ない資産でできるだけ多くの利益を上げることが求められる民間企業では、一般的に用いられている指標である。

この指標の考え方は、公共施設マネジメントにおいても十分有効であり、公共施設を維持するためにはコストが必要で、基本的にそのコストが税金によって賄われることを考慮すると、必要以上に大きな施設を保有するのではなく、できるだけ少ないコストで最大限のサービスを提供することが重要であると考えられる。

一方で、公共施設の場合は次の点で民間企業とは異なる事情があることに留意する必要がある。

第一に、利益指標が存在しない。公会計上の収入－支出を利益とすることは計算上可能だが、利益を目的としない公共施設の成果に用いることは適当ではない。

第二に、総資産金額（貸借対照表の総資産額）に相当する資産指標が存在しないことである。民間企業においては土地の市場価値を最大限利用することが大きな目的となるが、公共施設の場合は地域の行政需要などにより立地が定まるため、土地の市場価値を用いることは不適當と考えられるためである。

こうしたことを踏まえ、東洋大学 PPP 研究センターで開発した分析手法においては、施設規模とコストに加えて、施設の利用度に着目したアプローチを導入したことにより、個々の施設にかかるコストの差の要因をより明確に把握することができるようになっている。

(新宿区施設白書より抜粋)

(イ)コスト比較分析

コスト比較分析にあたり、分析対象とする公立保育所及び私立保育園における、延床面積、園児数、費用（トータルコスト）は以下の表のとおりである。なお、上述の通り公立保育所は施設ごとの収支管理を行っていないため、18か所合計を分析対象とした。

コスト分析としては、次の3つの指標により行っている。

- i 施設規模当たりコスト：コスト／延床面積（円／㎡）
- ii 施設規模当たり利用度：在籍園児数の月平均／延床面積（人／㎡）
- iii 利用度当たりコスト：コスト／在籍園児数の月平均（円／人）

公立保育所（18か所合計）及び私立保育園の延床面積、園児数、費用

施設名	延床面積 (㎡)	園児数（在籍園児の延 人数、単位：人）	費用 (トータルコスト、千円)
公立保育所 18 施設	12825.07	22,554	3,398,703
保育園 1	1,015	1,671	135,653
保育園 2	1,254	1,703	150,337
保育園 3	580	1,196	106,117
保育園 4	1,116	1,607	137,476
保育園 5	997	1,628	164,439
保育園 6	650	1,443	129,059
保育園 7	120	240	42,348
保育園 8	989	1,619	147,657
保育園 9	431	833	86,117
保育園 10	1,034	1,740	165,757
保育園 11	762	1,125	123,161
保育園 12	424	444	37,298
保育園 13	772	1,079	107,671
保育園 14	708	742	69,136
保育園 15	752	1,163	123,024
保育園 16	983	1,522	133,621
保育園 17	624	1,140	106,956
保育園 18	565	1,072	101,455
保育園 19	780	600	94,167
保育園 20	599	1,042	117,150
保育園 21	132	360	59,648
保育園 22	760	865	107,477

（出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成）

公立保育所のコストは、事業別決算説明書より、私立保育園のコストは現況報告書添付の決算書より集計している。

i 施設規模当たりコスト

$$\text{施設規模当たりコスト} = \text{コスト (円)} \div \text{延床面積 (m}^2\text{)}$$

施設規模当たりコストの平均は、178,144 円/m²であり、施設によって大きな差がある。最も高い保育園と、最も低い保育園の差は 5.1 倍となっている。



(出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成)

ii 施設規模当たり利用度

$$\text{施設規模当たり利用度} = \text{利用者数 (児童数、のべ人数)} \div \text{延床面積 (m}^2\text{)}$$

施設規模当たり利用度の平均は、1.63 人/m²である。最も高い保育園と、最も低い保育園の差は 3.5 倍となっている。

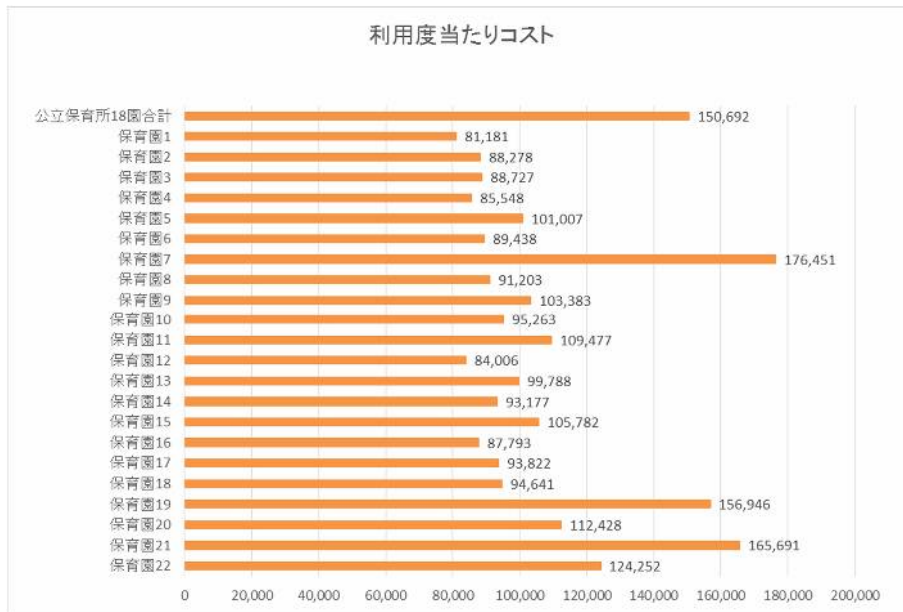


(出所：子ども育成課資料から監査人が作成)

iii 利用度当たりコスト

利用度当たりコスト = コスト（円） / 利用者数（児童数、のべ人数）

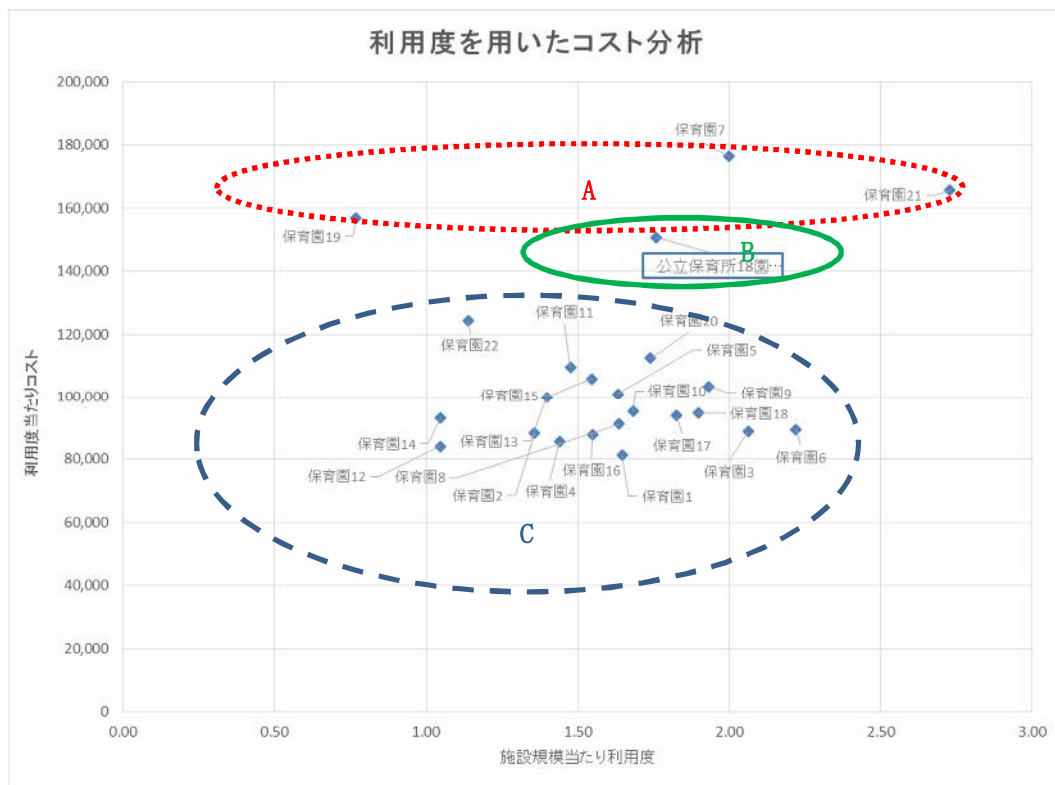
利用度当たりコストの平均は、107,781 円／人である。最も高い保育園と、最も低い保育園の差は 2.2 倍となっている。



(出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成)

iv 利用度を用いたコスト分析

各保育所の利用度あたりコストと施設規模あたり利用度は、職員配置基準や面積基準にも影響を受ける(0歳から2歳までの施設や3歳から5歳までの施設などがある)。このため、基準の異なる保育所の間で単純に比較はできない。しかし、今回の包括外部監査では、全ての保育所を現地視察できないことから、市内保育所への保育資源の投入状況を概観するためにあえて同じ分布図内で分析している。なお、私立保育園のコスト情報に関しては、決算書から把握可能な数値を使用した。したがって、保育所と併設して地域子育て支援センターや病児保育を実施している場合でも区分経理された情報を入手できない場合には拠点のコストを集計した。拠点への保育資源の投入状況を把握するには大きな問題がないと判断した。現況報告書に添付されている決算書自体の適正性は検証しておらず、記載数値をそのまま使用している。利用度あたりコストと施設規模あたり利用度を用いたコスト分析表は次のとおりである。



分布図上の保育所は大きく3つのグループに分けられる。各保育所グループの特徴は次のとおりである。

i グループ A

0歳から2歳までの施設は保育士の加配があるためコストは高い傾向がある。

ii 公立保育所(グループ B)

公立保育所については、特別支援保育による保育士の加配の影響もあり利用度あたりコストが高くなっている。また、公立保育所には勤続年数の長い職員が多く、賃金水準は勤務年数に応じて決まるため、相対的に人件費が高くなる。勤続年数の長さは経験の豊富さも示しており、保育に関する多くのノウハウが公立保育所に蓄積されている。なお、保育所運営費

には公立保育所3か所で実施している地域子育て支援センター分の経費も含まれている。子ども育成課では、公立保育所毎には収支を把握していないが、新宿区の施設白書では区立保育所毎の収支を把握し、利用度あたりコストを分析している。これを見ると同じ公立保育所でも数値の分布にばらつきがある。越谷市でも公立保育所毎に収支を分析すれば、同じように数値の分布は異なると想定される。分布の違いは各公立保育所の運営の違いを示唆するともいえる。コスト情報から各保育所の優れたノウハウを洗い出し、全体で共有すれば公立保育所全体の利用度あたりコストは少なくできると考える。地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められている。施設規模当たり利用度、利用度当たりコストともにさらなる改善に向けた取組が期待される。

iii その他の保育所(グループC)

私立保育園の多くは、公立保育所が実施している特別支援保育を実施していない。

越谷市では、公立保育所が中心となり障がい児等に係る特別支援保育を実施している。特別支援保育については、対象と思われる児童や、希望する保護者が増えている状況であり、今後更なる拡充が求められる。平成30年度から、私立保育園でも積極的に特別支援保育の受け入れてもらい、全市的に特別支援保育の拡充が図れるよう、市単独の補助制度が設けられている。この補助制度によれば、保育士を加配して対応した場合、月額21万円の補助を行うよう措置されている。こうした補助制度により保育士が加配されると、加配の保育士分の人件費が増加し、グループCに属する私立保育園の利用度あたりコストは公立保育所に近づく方向に動く。

現況報告に添付されている私立保育園の決算書を査閲したところ、1,000万円を超える収支差額/経常収支差額や5,000万円を超える積立金を計上している法人が複数確認された。事業継続に必要な財産を積み立てること自体が否定されるものではないが、経常増減額/経常収支差額や積立金額のうち一定額が、仮に保育士の給料や修繕費に使われていたなら、このグループに属する私立保育園の利用度あたりコストは公立保育所に近づくことになる。

厚生労働省資料では、保育分野における人材不足の状況について、次のような記載がある。

- ・指定保育士養成施設卒業者のうち、約半数は保育所に就職していない。
- ・保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者のうち、半数以上が勤務年数5年未満であり、早期離職の傾向も顕著である。
- ・保育士資格を有するハローワーク求職者のうち約半数は保育士としての就業を希望していない。保育士職への就業を希望しない理由で、働く職場の環境改善に関する項目としては、「賃金が希望と合わない」が最も多い。保育士職への就業を希望しない理由が解消した場合、63.6%の者が保育士を希望している。

以上が、厚生労働省による保育分野における全国的な人材不足の状況分析である。

保育士への処遇は児童の保育環境に大きく影響する。全国的な保育人材の状況が越谷市でも当てはまるのであれば、賃金中心に処遇が改善され、保育士が長期に働ける環境が整えば、保育所運営コストの大部分を占める保育士人件費が上昇し、分布図におけるこのグループの利用度あたりコストは公立保育所に近づくことになる。

越谷市は、給付費や各種補助金を支給しているが、その額が実際の保育所運営にどのように使われているか検証し、保育士の処遇改善につながる施策を実施していく必要がある。

③公立保育所の職員状況（配置基準、労働時間管理）

待機児童が社会問題化し、恒常的に保育士が不足するなか、公立保育所の職員状況（配置及び就業状況）が適切か否かについて検討した。

公立保育所の職員は、越谷市により採用されている。保育所の職員は大きく保育士、看護師、給食調理員、所務に分類される。平成30年4月1日現在における公立保育所18か所の職員配置は以下のとおりである。

公立保育所職員配置表

（単位：人）

	施設名	必要 保育士数	職員						所在地	
			保育士等			看護師	給食 調理員	所務		合計
			正規	非常勤・ 臨時職員等	時間外 保育パート					
1	蒲生	18	17	5	5	1	4	1	33	蒲生寿町 9-23
2	大袋	22	21	5	6	1	4	1	38	大字恩間 150-3
3	大相模	7	7	2	3	-	2	1	15	大成町 1-2158
4	桜井	11	10	3	4	-	3	1	21	大字平方 1349
5	増林	23 (内支援セン ター1)	22 (内支援セン ター1)	8 (内支援セン ター3)	6	1	4	1	42	東越谷 8-41-1
6	大沢第一	19	18	5	5	1	4	1	34	大沢 3-16-45
7	中央	22	21	5	6	1	4	1	38	越ヶ谷 3-2-28
8	深田	18	17	5	4	1	4	1	32	大字下間久里 318-1
9	七左	11	10	3	4	-	3	1	21	七左町 1-184
10	荻島	22 (内支援セン ター1)	21 (内支援セン ター1)	8 (内支援セン ター3)	4	1	4.5	1	39.5	大字南荻島 330-1
11	赤山	16	15	4	4	1	3	1	28	赤山町 4-2-11
12	蒲生南	17	16	4	4	1	3	1	29	南町 1-10-20
13	新方	23 (内支援セン ター1)	22 (内支援セン ター1)	7 (内支援セン ター2)	5	1	4	1	40	大字北川崎 729-1
14	大袋北	17	16	4	4	1	3	1	29	大字袋山 475-3
15	宮本	17	16	4	4	1	3	1	29	宮本町 5-250-1
16	登戸	17	16	4	5	1	3	1	30	登戸町 42-10
17	赤山第二	17	16	4	4	0	3	1	28	赤山町 2-58-1
18	蒲生第三	16	15	4	4	1	3	1	28	蒲生 2-13-9
	計 18 か所	313	296	84	81	14	61.5	18	554.5	

※再任用職員は勤務日数・時間を考慮し0.5人とカウント

（出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成）

保育所の全職員数は、越谷市が定める児童福祉施設最低基準を満たしている。障がい児対応を含めた、さらなる保育の充実を図るため、最低基準を上回る職員配置が行われている。臨時保育士については、産前産後休暇及び育児休業による正規職員の欠員に対応するために配置されている状況である。公立保育所における保育士等の職員配置状況については、特に問題となる事項は発見されなかった。

公立保育所で働く保育士の平成 30 年 4 月 1 日現在における職員区分別の労働条件は以下のとおりである。

公立保育所 職員区分

	正規職員 (保育士)	非常勤職員 (保育士)	臨時職員 (保育士)	非常勤職員 (時間外保育パート)
勤務時間	一日当たり 7 時間 45 分	一日当たり 6 時間 45 分	一日当たり 7 時間 45 分	週 15 時間 又は 20 時間
給与等 (時間外勤務手当 除く)	市の給与規程による	月給 165,300～ 231,600 円	時給 1,080 円	月給 73,500～ 122,000 円
健康保険	共済保険	社会保険	社会保険	社会保険 (ただし、週 15 時間 勤務者は加入なし)
年金	厚生年金	厚生年金	厚生年金	厚生年金 (ただし、週 15 時間 勤務者は加入なし)
年次有給休暇	市の規程による	市の取扱いによる	市の取扱いによる	市の取扱いによる
雇用期間	定年制 (再雇用あり)	4 月 1 日を基準に 2 年間	任用期間による	7 月 1 日を基準に 2 年間

(出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成)

公立保育所の労働条件について、労働条件通知書等書面にて確認した結果、特に問題となる事実は発見されなかった。

公立保育所の職員の就業時間管理について、越谷市職員である公立保育所の正規職員は、本庁勤務の越谷市職員と同様に、庶務事務システムへの入力によって、時間外勤務時間を含めた出退勤時間の管理がなされている。非常勤・臨時職員は、最終的に庶務事務システムへ出退勤時間が入力される点は正規職員と同様であるが、日々の出退勤については「出勤簿」に記入するとともに、時間外勤務が発生する場合については、「超過勤務等命令簿」に職員が記入し、所長が承認している。

監査手続として出退勤簿と超過勤務命令簿の整合性を確認したが、エラー事項の検出はなかった。

正規職員及び非常勤・臨時職員の出退勤管理に共通することだが、職員本人の申請と保育所所長の承認により出退勤時間が確定しており、特に保育所所長の属人性に拠るところとなっている。

このような場合、一般的には、所長による出退勤時間の記入・入力の誤りや所長の意図的圧力により出退勤時間が書き換えられるリスクもある。この場合、記録上の出退勤時間と実際の勤務時間が乖離する事態が起り得る。特に時間外勤務時間のズレは未払残業代の発生につながるおそれがある。

保育士の過重労働問題は全国的に指摘されており、保育士の労働条件は、児童の保育環境に大きく影響する。市には保育の質を継続して保つ責任があり、保育士が働きやすい環境を整える必要がある。まずは正確な出退勤時間を把握することが重要と考える。

以上より、現状では出退勤時間管理に大きな支障は確認されなかったが、より出退勤時間を正確かつ客観的に管理し、必要に応じて業務の進め方や人員配置を見直す必要がある。タイムカードなどの出退勤時間記録機器を積極的に導入することが望ましい。【監査の結果 2】

【監査の結果2】 公立保育所職員の時間外労働時間管理

公立保育所の正規職員は、本庁勤務の越谷市職員と同様に、庶務事務システムへの入力によって、時間外勤務時間を含めた出退勤時間の管理がなされているが、出退勤時間を人手によって記録する方法及び上長による確認だけでは、時間記録のミスや改ざんなどが発生するおそれがある。

保育士の過重労働問題は全国的に指摘されており、保育士の労働条件は、児童の保育環境に大きく影響することから、タイムカードなどの出退勤時間を記録する機器を導入し、特に時間外労働時間についてはより正確かつ客観的に管理する必要がある。

④公立保育所の職員の研修実施状況

保育の質を向上させるための取り組みである保育職員研修制度について確認した。

越谷市の保育所の職員研修として、まず、市職員を対象とした人事課主催の階層別・特別研修が年度当初に計画され、実施される。保育所職員も対象となる研修へ参加している。階層別研修には、保育所長を対象にしたリーダーシップやマネジメント力強化をテーマとしたものがある。特別研修には、普通救命講習や交通安全に関するものなどがある。

また、保育士、看護師、保育所給食調理員を対象とした研修が子ども育成課主催で実施されており、平成29年度は、「わらべうた」や「紙芝居」、「アレルギー疾患」、「虐待」、「新献立の調理実習」、「給食施設における衛生管理」などが実施された。こうした研修テーマは現場の保育士等の意見も参考に決定されている。

研修履歴は「研修カード」に各自記入し保育所にて保管されるため、履歴を管理できるようになっている。また研修内容については職員間・保育所間にて情報共有が図られている。なお、保育士・給食調理員を対象とする研修は、個々に異なるが、公立保育所だけでなく私立保育園の職員も対象としている。その参加状況を確認した。

保育士が継続的に研修を受講し、必要な知識や技術を習得することにより、保育の質や安全を確保できる。市には公立と私立を含むすべての保育所での保育の質を継続して高めていく責任がある。時々の適切な研修テーマを選定し、公立に加えて私立保育園職員にも積極的な参加を促すことが求められるので、引き続きの取り組みが望まれる。

⑤公立保育所の施設及び児童の安全管理

昨今の自然災害の頻発や、学校や幼稚園、保育園への侵入者による事件の発生など、児童の安全確保に万全を期すことが求められている。公立保育所では、18か所全てにおいて、地元消防署等と連携しながら1か月に1度、避難訓練が実施されている。地震や火災、不審者侵入を想定した避難訓練であり、年度初めに計画が策定されている。不審者侵入については、対策マニュアルが整備されており、マニュアルに沿って訓練されている。避難訓練実施計画を査閲し、保育所へ現地視察した結果、こうした安全管理に関する取り組みが、適切に実施されていることを確認できた。

公立保育所における毎月の事故報告資料を閲覧したところ、重大事故は無く、児童のけがや保護者からのクレーム対応なども詳細に記録されており、適切に管理されていた。

保育所施設の修繕について、比較的軽微なものは各保育所に割り当てられた予算内なら所長の判断で実施される。それを上回る場合は、所長から子ども育成課に修繕の要望が出され、子ども育成課の修繕予算の範囲内で、各保育所の状況と修繕の緊急性・優先度を考慮の

うえ、実際の修繕可否を決定している。公立保育所は施設の老朽化が進む中、修繕すべき箇所も増えつつあるが、全ての修繕要望に応えられていない。

市の委託で各保育所建物設備の定期点検が実施されているが、点検の結果、修繕の必要性が報告された場合でも、全ての箇所を翌年度予算対応できてはいない。

建物設備の修繕計画については、予算との関係もあるが、児童の安全確保や良好な保育環境に直結するため、耐震化を含む施設の建替計画と合わせ、公立保育所全体の施設管理について、全体最適を図った計画を定め、着実に実行していくことが強く望まれる。【意見1】

【意見1】 建物設備の修繕と老朽化施設建替え計画の検討

財政上の制約はあるが、児童の安全確保の観点から、建物設備定期点検の結果や保育所からの要望に基づく修繕は、漏れなく確実に実行する必要がある。

また、老朽化施設については、部分的な修繕だけではなく、施設の建替え計画についても適時適切に検討していく必要がある。

保育所の設備の一つである遊具の維持管理について、遊具そのものの性能確保に関する点検・補修を行うに止まらず、児童にとって安全で楽しい遊び場であることが重要である。遊具の構造や劣化などを要因とする事故を回避するため、継続的な安全点検を行い児童の安全を確保する必要がある（越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条6項）。

現場視察の際に遊具安全点検の状況を質問したところ、1か月に1度、職員によりチェックリストに沿って遊具点検されていることが確認できた。チェックリストは遊具ごとに点検項目が詳細に決まっている。自己点検は有効に機能しており、問題無いと判断した。

公園施設の遊具の安全点検については、国が認定する有資格制度（一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）による認定制度）が存在するが、保育所については、法律や条例では有資格者（「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」）による点検は義務づけられておらず、公立保育所では実施されていない。しかし、有資格者による点検を1年に1回程度実施できれば、児童の安心・安全をより高めていける。現状有効に機能している職員による自己点検を今後も維持しつつも、遊具点検に関する専門業者による定期点検の導入を検討することが望ましい。【意見2】

【意見2】 遊具の維持管理における有資格者の活用

現状有効に機能している職員による自己点検を今後も維持しつつも遊具点検に関する専門業者による定期点検の導入を検討することが望ましい。

⑥特別支援保育（障がい等の配慮が必要な子への保育）の実施状況

越谷市の特別支援保育事業の実施状況について確認した。

(ア)越谷市及び近隣自治体の状況

「100 都市保育力充実度チェック 2017 年度版」によれば、2007 年 4 月現在の越谷市及びその周辺自治体の特別支援保育実施状況は次のとおりである。

	受入可能園率	受入可能園数				職員配置
		公立		私立	合計	
		公設公営	公設民営	民設民営		
春日部市	17.20%	1	0	4	5	公立は概ね 2:1 私立は 3:1
川越市	100%	20	0	33	53	公立 2:1、ケースにより 1:1 私立 3:1
川口市	89.10%	30	11	49	90	概ね 3:1(状況に応じて加配)
越谷市	52.50%	18	0	3	21	1:1~3:1
草加市	52.80%	19	0	0	19	3:1
所沢市	100%	19	1	36	56	2:1 だがケースにより異なる
戸田市	100%	7	0	27	34	2:1 又は 1:1 だがケースにより異なる

データは 2007 年 4 月現在のもの。(出所：100 都市保育力充実度チェック 2017 年度版)

子ども育成課によれば、越谷市の特別支援保育の職員の配置は、支援の程度で異なるが、原則的には 2:1 又は 1:1 としている。公立保育所においてやむを得ない場合に 3:1 の職員配置を行うことがある。近隣自治体では、特別支援保育を必要とする児童が、自治体の行う利用調整により斡旋を受けて私立保育園への承諾を受けた場合、原則的には施設が受け入れ態勢を整えるなどにより利用受入する運用をしているところもある。この場合でも、受け入れ態勢が整わない等の理由で、受け入れを断らざるを得ないケースには、斡旋自治体がその後をフォローしている。

越谷市は公立保育所が中心となって特別支援保育を実施しているが、私立保育園を含む多くの保育所で特別支援保育を行っている近隣自治体もある。

(イ)越谷市による単独補助制度

越谷市では、平成 30 年度より、私立保育園や認定こども園でも特別支援保育の受け入れを積極的に行ってもらい、全市的に特別支援保育の拡充が図れるよう、市単独の補助制度を設け、保育士を加配して対応を行った場合、月額 21 万円を補助するよう措置している。

しかし、協力は一部の私立保育園にとどまっている。主な理由は、全国的な課題でもある昨今の保育士不足等の影響による。加配のための保育士が確保できないことなどから、私立保育園における特別支援保育があまり拡充できていない。

(ウ)特別支援保育に係るノウハウの提供

市としては、補助制度を設けるだけにとどまらず、特別支援保育に係るノウハウ等を保育士研修等の機会を通じ私立保育園の保育士に提供するよう取り組んでいる。公立保育所で行っている特別支援保育の様子を見学してもらう計画も進めている。

特別支援保育は、その対象と思われる児童や、希望する保護者が増えている状況である。様々な取り組みにより私立保育園等での更なる特別支援の拡充を図ることが市内の保育ニーズに応えることになる。市内私立保育園の特別支援児受入を増やす方法として、私立保育園の保育士による特別支援児保育実習を行っている自治体もある。越谷市においても、私立保育園の保育士等が特別支援保育実習を受けられるよう、公立保育所による支援を検討することが望ましい。【意見 3】

【意見3】 私立保育園の保育士等による特別支援保育実習

特別支援保育は、その対象と思われる児童や、希望する保護者が増えている状況である。様々な取り組みにより私立保育園等での更なる特別支援保育の拡充を図ることが市内の保育ニーズに応えることになる。市内私立保育園の特別支援児受入を増やす方法として、私立保育園の保育士による特別支援保育実習を行っている自治体もある。越谷市においても、私立保育園の保育士等が特別支援保育実習を受けられるよう、公立保育所による支援を検討することが望ましい。

⑦備品を含む固定資産管理は適切であるか

備品台帳と現物の整合性について

市では、「備品管理の手引き（平成29年3月17日）」に従って備品を管理している。当手引きの第3章1項では、「物品取扱員は（課所長）は、所管する物品を良好な状態で保管及びその使用状況を常に把握する」と記載されている。

取得価格が2万円超50万円未満の物品については、備品として台帳管理されることが当手引きに規定されている。備品の取得があれば台帳登録され、廃棄するものがあれば台帳から削除される。備品の取得手続と廃棄手続が実施されていれば、台帳に登録されている備品は全て現物があるはずである。

当該備品台帳と現物の整合性を確認するために、蒲生保育所の現場視察において、サンプリングによる現物の確認を行った。結果は以下の通りである。

施設名称	サンプル数	現物確認	結論
蒲生保育所	19件	16件	現物確認の内、備品台帳に登録されていないものが3件発見された。

備品台帳と現物の不整合が発見された。現物が確認できなかった資産は複写機などであり、廃棄処理手続漏れであると考えられる。また、保育所職員が現物のないことを把握していた備品15件が備品台帳に登録されたままになっていた。

保育所では、監査委員の定期監査以外では、年に1回固定資産の現物と台帳を照合するルールであるが、照合に不備があり、台帳の記載と現物が一致していない保育所があった。

備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。また、備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、資産除却手続を行う必要がある。【監査の結果3】【監査の結果4】

【監査の結果3】 備品の現物確認

保育所では、監査委員の定期監査以外では、年に1回固定資産の現物と台帳を照合するルールであるが、照合に不備があり、台帳の記載と現物が一致していない保育所があった。備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。

【監査の結果 4】 備品の除却処理

備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、資産除却手続きを行う必要がある。

2. 私立保育所等運営改善費補助金

(1) 概要

事務事業名	子育て充実事業
事業目的	保育所等の円滑な運営と教育・保育内容の充実を図ることにより、社会環境等の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応する。
根拠法令・条例	社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例(昭和 51 年条例第 27 号) 社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例施行規則(昭和 51 年規則第 36 号。第 2 条の規定に限る。) 越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則(平成 8 年規則第 31 号) 越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱 特定教育・保育施設等運営事業実施要領

①私立保育所等運営改善費補助金の概要

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	169,000	198,000	210,000
決算額(千円)	174,604	196,007	210,434
延べ児童数	25,380 人	28,491 人	30,588 人
支給対象の 保育所数	24	26	27

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で決算額、延べ児童数、支給対象の保育所ともに増加している。(決算額 +35 百万円、延べ児童数 +5,208 人、支給対象の保育所数 +3)

越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱によれば、私立保育所等運営改善費補助金の補助対象経費及び補助額は次のとおりである。

補助金の区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価及び補助基準額
私立保育所等運営改善費補助金	保育所及び幼保連携型認定こども園	子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)において定められた施設型給付費等負担対象額の単価(以下「給付単価」という。)の額を超える経費	1. 補助単価 対象施設の入所乳幼児 1 人につき月額 6,880 円 2. 補助基準額 毎月初日における入所乳幼児数に補助単価を乗じて得た額

(出所：越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱)

補助対象経費に対する補助金の交付額は、当該経費の金額と、上表の補助単価及び補助基準額欄に掲げる補助基準額の範囲内で、補助対象経費の実支出額とされている。このため、

私立保育所等運営費補助金の支給上限は施設型給付費等負担対象額の単価の額を超える経費が上限になる。

越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱第5条
(補助額)

第5条 前条に規定する経費に対する補助金の交付額は、当該経費の金額と、別表の補助単価及び補助基準額欄に掲げる補助基準額の範囲内において、補助対象経費の実支出額(その費用のための寄附金等があるときは、当該寄附金等の額を控除した額)とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、「越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則」には、補助事業等の遂行と補助金等の返還についても定められている。補助金は定められた用途以外に使用してはならず、確定額を超えて交付を受けた金額は返還しなければならない。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則
(補助事業等の遂行)

第12条 補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則
(補助金等の返還)

第20条

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 着眼点並びに監査手続

私立保育所等運営改善費補助金について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
①「越谷市補助金等の交付手続きに関する規則」と「越谷市特定教育・保育施設等運営事業金交付要綱」の整合性を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育所等運営改善費補助金の概要(使途)把握するため、子ども育成課及び財政課にヒアリング ・直近年度の補助実績額を把握 ・交付先団体の財務状況を把握するため現況報告書添付の決算書の査閲 ・「越谷市補助金等の交付手続きに関する規則」を査閲 ・私立保育所等運営改善費補助金の金額確認及び算出根拠の検討 ・「越谷市特定教育・保育施設等運営事業金交付要綱」を査閲 ・実績報告書の閲覧 ・補助金等評価基準の査閲

着眼点	監査手続
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助基準の査閲 ・負担金・補助金・交付金の見直しに関する指針(横浜市)の閲覧 ・那覇市の補助金に関するガイドライン(第2版)の閲覧 ・調布市の補助金等制度の改善に向けた基準及び運用の仕組みについて(答申)の閲覧 ・豊田市私立保育所等運営費補助金交付要綱の閲覧 ・三芳町民間保育所運営費等補助金交付要綱の閲覧 ・厚木市民間保育所運営費補助金交付要綱の閲覧

(3) 監査の結論

《結論の概要》

私立保育所等運営費補助金について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
①「越谷市補助金等の交付手続きに関する規則」と「越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱」の整合性を確認		○	

①補助対象経費の実支出額

越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱によれば、施設型給付費等負担対象額の単価の額を超える経費が私立保育所等運営費補助金の支給上限となる。しかし、実際には、毎月初日の入所乳幼児数に補助単価 6,880 円を乗じて得た額を毎月支給している。このため、私立保育所等運営改善費補助金の用途、補助対象経費の実支出額について子ども育成課に質問した。子ども育成課の見解は次のとおりである。

私立保育所等運営改善費補助金は、施設型給付費等の給付単価の額を超える経費を助成する上乗せ補助であり、運営費補助（委託的補助）と実務上は取り扱っている。

給付費等（保育所保育費用）のルールとして、当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすることとされており、当該補助を受けてなお 30%以下の保有となっているのであれば、交付額以上の支出をしたものと捉えている。「越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱第 5 条」では実支出額について定義されていないため、担当課により判断されている。

当期末支払資金残高は資金収支計算書上の考え方であり、当期末支払資金残高を減少させる項目には、設備資金借入金償還支出、積立資産支出(施設整備、設備整備、修繕、人件費)、拠点区分間繰入金支出などがある。

(ア)借入金償還支出

現況報告書を確認したところ、私立保育所等運営改善費補助金の対象となる27法人のうち多くの法人で借入金返済支出があり1年間の運営費以外に、借入金返済のための支払が生じている状況が確認された。施設型給付費等とあわせて毎月支払われる私立保育所等運営費補助金は、支給対象法人の借入金返済の原資としても大きな役割を果たしている。他市事例として、厚木市民間保育所運営費補助金交付要綱を閲覧したところ、運営費補助金の対象経費として、一定の借入金償還元金を具体的に明記していた。

(イ)積立資産支出(施設整備、設備整備、修繕、人件費)

積立金は実際の支払いはしていないが、目的に応じた使用を約束して資金を拘束するものである。実際には支払未了の項目を実支出額と考えるかは解釈に幅が生じる。

現況報告によれば、私立保育所等運営改善費補助金の対象法人のなかには、保育所施設・設備整備、修繕費、人件費に備えて積立金を計上しているところの確認された。

積立金支出を実支出額と解さなければ、補助金の確定額に対する過払いとなり返還の対象になるおそれがある。補助金を交付された法人が要綱の解釈次第で不安定な地位にならないためには、補助対象経費の範囲、用途、金額を明確に要綱に規定しておく必要がある。

積立金相当額は、施設・設備整備の支出、修繕支出、人件費支出が実際に越谷市内で行われた後に実額に対し補助金を交付する対応も考えられる。補助対象経費を具体的に定め、大規模修繕費、小規模修繕助成費、職員雇用費、保育支援者の配置に要する費用としていた自治体もある。

厚木市民間保育所運営費補助金交付要綱

補助対象経費の区分	補助対象経費の説明
特別経常費	施設整備（修繕を含む。）及び設備整備のための独立行政法人福祉医療機構、年金福祉事業団又は神奈川県社会福祉協議会からの借入金償還元金
職員雇用費	職員の雇用及び処遇の向上を図るために要する人件費 1 4週8休対応パート保育士雇用費 2 職員処遇改善費
保育体制強化事業費	保育の体制を強化するため、保育支援者の配置に要する費用
大規模修繕費	1 建物の老朽化や風水害等に伴う防水工事等に要する費用 2 定員変更を伴う施設内の改修に要する費用
小規模修繕助成費	施設修繕にかかった経費

(ウ)拠点区分間繰入金支出

拠点区分間繰入金支出は、私立保育所等運営改善費補助金の対象となる拠点以外の拠点に資金を振り替えるものである。本部と拠点が分かれている場合に本部経費に相当する資金を振り替える場合や補助対象の拠点から別の拠点到振り替える場合が想定される。本部や拠点が越谷市内にある場合には市内の保育事業で使われるため、市税を財源とする私立保育所等運営費補助金として問題にはならない。市外の拠点到振り替える場合や市外の本部に補助対象拠点到の管理経費相当額以上を振り替える場合は、私立保育所等運営改善費補助金が市外の事業で使われることも起こり得る。私立保育所等運営改善費補助金がつくられた時代には、保育を担う事業者は市内で活動する法人のみであったとも想定されるが、現在では複数の市

や県で活動する大規模な法人も現れている。管理機能や資金を本部に集約し、必要に応じて各拠点に修繕費や人件費相当額を戻していることも考えられるが、一度他の拠点や本部に振り替わってしまうと、その後の資金使途を知ることは難しい。

私立保育所等運営改善費補助金は市税を財源とするため市内で適切に使用されるべきと考えるならば、補助内容を具体化し、市内の支払実績に応じて交付することが望ましい。「当期末支払資金残高は当該年度の委託費収入の30%以下の保有とする」ルールは、国税を中心とする給付費等（保育所保育費用）の経理処理として認められているが、市税を財源にする私立保育所等運営改善費補助金について今後も同様のルールで継続するかは検討すべきである。

子ども育成課は、施設型給付費等に係る越谷市の地域区分が、東京23区やさいたま市と比較し低い水準にあることから、この差を埋め、市内私立保育園等に委託・あっせんした児童を適正に処遇することを私立保育所等運営改善費補助金の目的としている。

保育内容の充実に要する経費の一部補助や保育所の開設誘致にあたっての運営補助は他の自治体でも行われている。しかしながら、上述した実費精算との関係、市内で使用されていることを確認する観点から、具体的に細分化した補助事業による市内保育所の支援を通じ政策目標達成を目指すべきである。

運営費補助は、特定の事務又は事業を行う団体の運営費用の全部又は一部を補助するものである。補助基準や対象経費が曖昧にならないためには事業費補助への転換を検討することが望まれる。具体的な補助事業を積み上げることで、施設型給付費等に係る越谷市の地域区分の差を埋め、委託・あっせんした児童を適正に処遇できると考える。

他市事例も踏まえると、例えば、以下のような考え方もできる。

政策目標	児童の適正な処遇 待機児童対策						
	保育士の確保		施設面の保育環境の改善	食事面の保育環境の改善			資金負担面の保育環境の改善
事業目的	保育士の確保		施設面の保育環境の改善	食事面の保育環境の改善			資金負担面の保育環境の改善
成果指標	保育士採用数	保育士の処遇改善	建物の修繕箇所	給食の改善	調理師の増員数	調理師の処遇改善	借入金の返済負担の軽減
対象経費	保育士給与	保育士給与(増分)	実績の修繕費	給食費実費	調理師給与	調理師給与(増分)	借入金の返済額

越谷市では、補助金等について統一的に3年ごとに一斉に見直している。前回は平成28年度であり、今回は平成31年度に見直し平成32年度予算に反映される。こうしたプロセス等において、私立保育所等運営費補助金等の金額を正しく見積もり、使途が適正かを後日検証できるよう交付要綱に補助対象経費の範囲や金額を、また、成果や効果の正しい把握のために、具体的な交付目的を明確に規定する必要がある。補助対象経費とそれ以外の経費が明確に区分された収支計算書の提出を要求し、補助金が目的に沿って適正に利用されているかを確認するべきである。【監査の結果5】

【監査の結果5】 要綱上での補助対象経費や使途の明確化

私立保育所等運営改善費補助金について、現状では、要綱上で補助対象経費や使途が明確に記載されていない。対象経費の範囲や金額を明確にし、具体的な交付目的や補助金の使途が特定されるように要綱上で記載する必要がある。

3. 保育所整備等借入金利子補助金

(1) 概要

事務事業名	子育て充実事業		
事業目的	保育所等の円滑な運営と教育・保育内容の充実を図ることにより、社会環境等の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応する。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則 ・保育所整備等借入金利子補助金 		
根拠法令・条例	・越谷市独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金交付要綱		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
決算額(千円)	66	821	986

内容

保育所整備等の支援・促進を図るために、独立行政法人福祉医療機構から融資を受け保育所整備等を行う法人に対し、当該借入金に係る利子に対し補助金を交付するもの。(補助率：1/2)

中核市移行に伴い、平成 27 年度以降、県補助から市単独補助となったもので、平成 27 年度よりも前に同機構から借入れを行い、保育所整備をした法人については、引き続き埼玉県が補助金を交付している。

平成 29 年度は、平成 27 年度に保育所整備を行った 2 つの社会福祉法人と平成 28 年度に保育所整備を行った 1 つの社会福祉法人に対し補助を行っている。

対象法人	社会福祉法人 あかしや会	社会福祉法人遍照会	社会福祉法人相模会
対象施設	越ヶ谷保育園	東大沢保育園	みずべこどもの家保育園
借入金、利率	134,700 千円、1.2%	45,000 千円、0.35%	68,000 千円、0.30%
償還期間	平成 28 年 2 月～ 平成 57 年 12 月	平成 28 年 5 月～ 平成 48 年 3 月	平成 28 年 11 月～ 平成 48 年 11 月
償還利子額	1,616 千円	152 千円	204 千円
補助額 (償還利子額×1/2)	808 千円	76 千円	102 千円

(2) 着眼点並びに監査手続

保育所整備等借入金利子補助金について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 埼玉県内の他の中核市、政令指定都市における状況を把握する。	・子ども育成課へのヒアリング ・各市のホームページを検索した。
② 越谷市として(独)福祉医療機構借入金利子補助金を継続して支給している理由を確認する。	・子ども育成課へのヒアリング
③ 交付対象法人について確認する。	
④ (独)福祉医療機構からの借入金についてのみ利子補充の対象とされている理由を確認する。	

(3) 監査の結論

《結論の概要》

保育所整備等借入金利子補助金について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 埼玉県内の他の中核市、政令指定都市における状況を把握する。	○		
② 越谷市として(独)福祉医療機構借入金利子補助金を継続して支給している理由を確認する。	○		
③ 交付対象法人について確認する。	○		
④ (独)福祉医療機構からの借入金についてのみ利子補充の対象とされている理由を確認する。	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

①埼玉県内の他の中核市、政令指定都市における状況を把握する。

埼玉県内の中核市、政令指定都市で「独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金」を廃止している自治体があるか該当する市のホームページで検索するとともに子ども育成課に質問した。結果は以下のとおりであった。

川越市	現在、補助は実施していない。ただし、保育所等の整備については、国庫補助の市負担額以外に、国の補助額の3/16を市単独補助で上乗せしている。
川口市	平成30年度より中核市に移行し、補助を実施するのであれば、来年度からになるが、補助対象法人は現時点ではない。
さいたま市	継続中。

川越市では既に実施されていないのに対し、さいたま市では継続されている。

②越谷市として(独)福祉医療機構借入金利子補助金を継続して支給している理由

保育所等の整備を行う法人の負担を軽減することで、保育所等の施設整備を促進し、待機児童の解消を図るために、この利子補助金を交付している。

越谷市の中核市移行前は、埼玉県が同様の補助金を交付していたが、中核市移行後も越谷市が交付している。なお、平成27年度よりも前に(独)福祉医療機構より借入れを行い、保育所整備をした法人は、引き続き埼玉県が補助金を交付している。

中核市移行後も補助金を交付している理由について子ども育成課に質問した。子ども育成課の見解は、次のとおりである。

市内施設整備に対する補助メニューの一つとして、以下の状況を踏まえ、中核市移行後も、市単独補助により助成を継続している。

- ・施設型給付費等の地域区分について、特別区は20/100 地域、隣接するさいたま市が15/100 地域である一方、越谷市は6/100 地域であり、近隣市区に比べ低額であること。
- ・埼玉県が認可権限を持つ他市町村での保育所整備については、同機構からの借入金に対する埼玉県の補助制度が適用されること。
- ・隣接するさいたま市においても、同機構からの借入金に対して補助を実施していること。
- ・東京都などでは整備費補助を上乘せし、保育施設の開設者を募っていたこと。

このような状況は現在も続いており、本利子補助金については、保育所等の開設者に対するインセンティブとして有効であり、待機児童解消のためには必要なものと判断している。

③交付対象法人について確認

「越谷市独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金交付要綱」では、「越谷市保育所等整備事業費補助金交付要綱」により整備事業費補助金の交付を受け、保育所又は幼保連携型認定こども園の整備を行う法人が対象とされている。

幼保連携型認定こども園は、国や地方公共団体を除き、設置者が社会福祉法人又は学校法人に限定されるため、整備費補助の対象は社会福祉法人又は学校法人となり、利子補助金の対象も両法人に限られる。

一方、保育所の場合は、幼保連携型認定こども園のような設置法人の限定はなく、法人格を有する者であれば、保育所の設置者として整備費補助の対象となり、利子補助金の対象にもなる。ただし、整備費補助については、国の交付金要綱等を適用しているため、当該要綱等が改正された場合は、変更となる可能性がある。

支給対象法人が限定されている事実はなく、事業者間の公平性は保たれていると判断できる。

④(独)福祉医療機構からの借入金についてのみ利子補充の対象とされている理由

本利子補助金は、平成27年度の中核市移行に伴い、埼玉県補助から市単独補助となった経緯があり、埼玉県同様、独立行政法人福祉医療機構からの借入金に補助対象を限定している。

補助対象を限定している理由について子ども育成課に質問した。子ども育成課の見解は、次のとおりである。

(独)福祉医療機構は、独立行政法人福祉医療機構法において「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。」と定められている。

同機構は、国の福祉政策や医療政策と密接に連携して事業を提供し、地域の福祉・医療活動を総合的に支援するものとされており、同機構の融資は、「長期・固定・低利」という特徴を持つ政策融資となっている。同機構の融資を活用することで、年間キャッシュ・フローの負担軽減、借入れ後の金利上昇リスクの回避等が可能とされている。同機構が行う福祉貸付事業は、保育所等の整備に係る融資条件の優遇措置があり、同機構は、社会福祉法人等が施設整備のための多額の資金を調達する有力な調達先となっている。以上の状況を踏まえ、同機構からの借入れを補助対象にしている。

また、同機構の貸付対象は、保育所整備の場合、法人であれば良く、社会福祉法人に限られていない。同機構から融資を受け利子補助金を活用するか、利子補助金なしに民間金融機関の融資を活用するかは法人の経営判断に委ねられる。

この利子補助金は、保育施設の入所申込者数が年々増加傾向にある中、待機児童解消のため施設整備を促す目的で埼玉県の補助を引継ぎ、制度化した経緯があり、施設整備に対する上乗せ補助という側面がある。

しかし、未就学児が減少傾向にある中、今後は、新たに大規模な施設を創設するのではなく、既存の社会資源である幼稚園を活用した保育の受け皿の確保や、待機児童の大半を占める0歳から2歳までの保育に特化した小規模保育事業所の開設に注力することも重要になる。保育所等の大規模施設の新設は、多額の資金を要し、整備費補助に係る市の財政負担も大きくなるが、小規模保育事業所については、保育所等に比べ制約が少なく市の財政負担も少なくなっている。今後、保育所等の創設から小規模保育事業所の開設や既存施設の活用にシフトし、新たに利子補助金を活用する可能性は低い。以上が、子ども育成課の見解である。

待機児童解消は喫緊の課題であり、施設整備を促進する必要がある。この利子補助金により法人負担が軽減され、施設整備促進という観点から、現段階では必要とする子ども育成課の判断に問題はないと考える。施設整備の借入は数十年単位の長期にわたることから、埼玉県補助状況、他の中核市の状況、越谷市による保育事業者に対する各種補助事業の今後の状況と合わせて適宜あり方を見直していくべきと判断する。

4. 子育て充実事業

(1) 概要

事務事業名	子育て充実事業 (私立保育所等運営改善費補助金、保育所整備等借入金利子補助金は別掲)		
事業目的	保育所等の円滑な運営と教育・保育内容の充実を図ることにより、社会環境等の変化に伴う保育ニーズの多様化に対応する。		
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 新任保育士就業継続支援研修委託料 2 保育所等発達支援巡回事業委託料 3 保育所等経営状況評価委託料 4 1歳児担当保育士等雇用費補助金 5 延長保育事業費補助金 6 乳児途中入所促進事業費補助金 7 親支援推進事業導入補助金 8 アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金 9 地域子育て支援センター事業費補助金 10 一時預かり事業費補助金 11 保育所等整備事業費補助金 12 保育士資格取得支援事業費補助金 13 障害児保育事業費補助金 14 小規模保育事業所設置促進事業費補助金 		
根拠法令・条例	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第 69 条・児童福祉法第 34 条の 11(地域子育て支援拠点事業) ・児童福祉法第 34 条の 12～第 34 条の 14(一時預かり事業) ・越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則 ・越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱 ・越谷市保育所等整備事業費補助金交付要綱 ・越谷市小規模保育事業所設置促進事業費補助金交付要綱 		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	974,053	639,320	975,120
決算額(千円)	945,015	614,891	921,387

平成 29 年度決算 子育て充実事業（921,387 千円）における国県支出金内訳は以下の通りである。

（単位：千円）

委託料及び補助金名	特定財源			一般財源	合計
	国庫	県	地方債		
	支出金	支出金			
新任保育士就業継続支援研修委託料	97			97	194
保育所等発達支援巡回事業委託料	720	360		864	1,944
保育所等経営状況評価委託料				486	486
私立保育所等運営改善費補助金				210,434	210,434
1歳児担当保育士等雇用費補助金				93,700	93,700
延長保育事業費補助金	11,334	11,334		11,336	34,004
乳児途中入所促進事業費補助金				0	0
親支援推進事業導入補助金		0		0	0
アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金				12,500	12,500
地域子育て支援センター事業費補助金	28,505	28,505		28,506	85,516
一時預かり事業費補助金	5,521	5,521		5,523	16,565
保育所等整備事業費補助金	161,185	209,272	51,200	32,910	454,567
保育士資格取得支援事業補助金	9	14		25	48
障害児保育事業費補助金				440	440
保育所整備等借入金利子補助金				986	986
小規模保育事業所設置促進事業費補助金	8,888			1,112	10,000
合計	216,259	255,006	51,200	398,919	921,387

(2) 着眼点並びに監査手続

子育て充実事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 交付要綱から各補助金の概要を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 各補助金の交付要綱を査閲 子ども育成課担当者へのヒアリング
② 各補助金の交付要綱に従い、財務事務が適切に執行されているか	<ul style="list-style-type: none"> 1歳児担当保育士等雇用費補助金の交付手続の検証 子ども育成課担当者へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

子育て充実事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 交付要綱から各補助金の概要を把握する	○		
② 各補助金の交付要綱に従い、財務事務が適切に執行されているか	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

①交付要綱から各補助金の概要を把握する

越谷市は保育所等の円滑な運営と教育・保育内容の充実を支援するために、補助対象事業を実施している施設および事業所に対し、補助金を交付している。市で交付している委託料及び補助金の内容は次のとおりである。

(ア) 新任保育士就業継続支援研修委託料

民間保育所等の新任保育士を対象に職場の人間関係、保護者への対応など保育士が抱える悩みの払拭と、人脈づくり及びモチベーションアップを図ることを目的として、実施された。研修では職場への適応力を養うことにより、保育士のキャリアを伸ばすとともに、職場への定着を支援している。

(イ) 保育所等発達支援巡回事業委託料

発達障害等に関する知識を有するものが、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園を巡回し、職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業を委託する。

(ウ) 保育所等経営状況評価委託料

平成 29 年度新規事業である。保育所及び地域型保育事業については、毎会計年度終了後 3 か月以内に現況報告書及び財務書類を提出することが認可の条件となっている。提出を求めた財務書類等の確認及び評価を、専門的な能力を有する民間法人に委託することで経営状況を把握し、適正な助言を行うなどにより良質な福祉サービスを安定的・継続的に確保している。

専門的な知識を有する法人と質問対応等についても含んだ契約を行うことによって、新規開設に向けた法人の経営状況評価についても、専門知識を活用し確認している。

(エ) 1 歳児担当保育士等雇用費補助金

1 歳児担当保育士等雇用費補助金は、1 歳児の保育士等の県配置基準である、児童 4 人に対し保育士等 1 人以上の担当保育士等を雇用している私立保育園、認定こども園に対して、その雇用に必要な経費として助成される。

補助率等	1 歳児 1 人につき月額 20,000 円（毎月初日の 1 歳児の年間延べ人数 × 20,000 円）
特定財源	なし（市単独補助金）

(オ)延長保育事業費補助金

各認定区分（保育標準時間・保育短時間）の利用時間を超えた長時間預かりをしている保育施設に対し、利用実績に応じて経費の一部を助成している。

私立保育園・認定こども園、地域型保育事業所が補助対象である。

補助基準等	保育標準時間	開所時間を超えて30分以上の実施 私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所：朝夕各300,000円 事業所内保育事業所：朝夕各276,000円
	保育短時間	利用時間帯を超えて実施 私立保育園・認定こども園：1時間 18,100円 2時間 36,100円 小規模保育事業所：1時間 10,200円 2時間 20,300円 事業所内保育事業所（19人以下）：1時間 9,400円
特定財源		国：子ども・子育て支援交付金（国1/3） 県：延長保育事業費補助金（県1/3）

(カ)乳児途中入所促進事業費補助金

乳児の心身発達の特性に応じた保育を安定的に提供できるよう、年度当初にあらかじめ乳児担当の保育士等を確保し、年度途中入所の需要に対応する。

前年度3月1日に対して、当該年度4～6月各初日の0歳児が減少する私立保育園、認定こども園の乳児担当保育士雇用費の補助である。

補助基準	未充足（3月現在の0歳児の数と4～6月それぞれ0歳児の数の差が3人以上ある場合）の0歳児の人数
補助率等	未充足の0歳児一人につき月額80,000円
特定財源	なし（市単独補助金）

(キ)親支援推進事業導入補助金

平成28年度以降に開設した私立保育園及び認定こども園に対し、下記i～iiiのうち、iを含む2事業以上を新たに実施することで、親の養育力向上を図り、保育所等での親支援の取り組みを促進するために必要な経費を助成する。

- i 保護者の保育参加推進事業（基本事業）
- ii 地域の人材活用事業（選択事業）
- iii 自然体験推進事業（選択事業）

補助基準	平成28年度以降開設の私立保育園、認定こども園 ※平成29年度は対象保育所がなかったため執行なし。
補助額	1施設あたり100,000円
特定財源	県：親支援推進事業導入補助金（県10/10）

(ク)アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金

食物アレルギーや、障害などのため、給食処遇に特別の配慮を要する児童を積極的に受け入れる私立保育園、認定こども園に対し、児童の処遇の向上を図るために必要な助成をすることにより、アレルギー等に対応した給食の充実を図ることを目的とする。

対象経費	事業実施に要する人件費等必要となる経費
補助単価	1か所あたり月額 50,000 円、年額 600,000 円を限度
補助基準	1か所あたり月額 50,000 円×実施月数
実施基準	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、担任、給食調理員第三者での話合いの実施など、継続的な取組を実施し、記録を残していく。 ・国が定める調理員の配置基準（定員 40 人以下=1 人、41～150 人=2 人、151 人以上=3 人）の他に 1 人以上調理員を加配すること。
特定財源	なし（市単独補助金）

(ケ)地域子育て支援センター事業費補助金

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

補助基準	基本分（一般型） 常勤職員 1 人以上配置する場合 （一般型・5 日型） 7,842 千円 （一般型・6～7 日型） 8,364 千円
特定財源	国：子ども・子育て支援交付金（国 1/3） 県：地域子育て支援拠点事業費補助金（県 1/3）

(コ)一時預かり事業費補助金

保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合、また核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業である。

補助基準	1. 一般型 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かる事業（保育従事者が保育士の場合） 2. 幼稚園型 教育時間の前後又は長期休業日等に、幼稚園に在籍する満 3 歳以上の幼児等を当該幼稚園において一時的に預かる事業
------	---

	<p>3. 基幹型 土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う場合には基幹型施設とすることができる。 【補助対象施設無し】</p>																		
補助額	<p>[一般型・基本分] 年間延べ利用児童数による定額（1か所当たり年額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td> <td>1,507,000</td> </tr> <tr> <td>300人以上900人未満</td> <td>1,650,000</td> </tr> <tr> <td>900人以上1,500人未満</td> <td>2,970,000</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上2,100人未満</td> <td>4,290,000</td> </tr> <tr> <td>2,100人以上2,700人未満</td> <td>5,610,000</td> </tr> <tr> <td>2,700人以上3,300人未満</td> <td>6,930,000</td> </tr> <tr> <td>3,300人以上3,900人未満</td> <td>8,250,000</td> </tr> <tr> <td>3,900人以上</td> <td>9,570,000</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	補助単価	300人未満	1,507,000	300人以上900人未満	1,650,000	900人以上1,500人未満	2,970,000	1,500人以上2,100人未満	4,290,000	2,100人以上2,700人未満	5,610,000	2,700人以上3,300人未満	6,930,000	3,300人以上3,900人未満	8,250,000	3,900人以上	9,570,000
	年間延べ利用児童数	補助単価																	
	300人未満	1,507,000																	
	300人以上900人未満	1,650,000																	
	900人以上1,500人未満	2,970,000																	
	1,500人以上2,100人未満	4,290,000																	
	2,100人以上2,700人未満	5,610,000																	
	2,700人以上3,300人未満	6,930,000																	
	3,300人以上3,900人未満	8,250,000																	
	3,900人以上	9,570,000																	
<p>[基幹型（加算分）] ・基幹型加算、1か所年額@1,020,000円 [幼稚園型]</p>																			
<p>① 平日 ・年間延べ利用児童数2,000人超えの施設：@400円 ・年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 @（1,600,000円÷年間延べ利用児童数）－400円（10円未満切捨）</p>																			
<p>② 長期休業日 ・8時間未満：@400円 ・8時間以上：@800円</p>																			
<p>③ 休日：@800円</p>																			
<p>④ 長時間加算 ・超えた利用時間が2時間未満：@100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満：@200円 ・超えた利用時間が3時間以上：@300円</p>																			
<p>特定財源</p>	<p>国：子ども・子育て支援交付金（国1/3） 県：一時預かり事業費補助金（県1/3）</p>																		

(サ) 保育所等整備事業費補助金

待機児童解消のため、社会福祉法人等による保育所及び認定こども園の整備に要する費用に対し、費用の一部を補助する。

実績（対象施設）

施設名	法人名等	定員	歳出 (千円)	歳入 (千円)	備考
つぐみ保育園	(株)フロンティアキッズ	72人	133,333	119,189 ※うち670千円は平成30年度に返還予定	保育所分園新設（保育所等整備交付金）
にじの駅 保育園	(社福)三樹会	90人	24,000	21,333	保育所新設 （保育対策総合支援事業補助金）
エンジェル ハウス保育園	(株)エンジェルハウス	60人 (利用定員32人)	24,000	21,333	保育所新設 （保育対策総合支援事業費補助金）
認定こども園 しちこぼと 幼稚園	(学)袋山学園	192人 (1号120人 2.3号72人)	273,234 (繰越17,739)	108,464 100,808	幼保連携型認定 こども園新設 (安心子ども基金等)

(シ) 保育士資格取得支援事業費補助金

幼保連携型認定こども園や、認可外保育施設等に勤務している保育士資格を有していない保育従事者（幼稚園教諭含む）の保育士資格取得にかかる経費（指定保育士養成施設受講料の一部）及びその者が資格取得のために勤務できない時間帯の代替職員の雇用にかかる経費を助成する。

また、幼保連携型認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許を有していない保育士の幼稚園教諭免許取得にかかる経費（受講料の一部）及び免許更新にかかる経費についても、助成する。

特定財源	国：保育対策総合支援事業費補助金（国 1/2） 県：教育支援体制整備事業費交付金（県 1/2）
------	--

(ス) 障害児保育事業費補助金

障がい児を受け入れる私立保育園、認定こども園（2.3号のみ）において、障害児担当保育士の雇用に要する経費を補助する。

補助基準	障がい児3人につき保育士1人以上を配置
基準額	月額40,000円×各月初日の障がい児数×入所者数
特定財源	なし（市単独補助金）

(セ)小規模保育事業所設置促進事業費補助金

子ども・子育て支援事業計画に伴い、保育ニーズが満たされていない地域について、小規模保育事業所を整備するための改修等に要する費用の一部を補助している。

補助基準額	小規模保育事業所を設置する場合に必要な改修等に要する経費
補助率	3/4 (上限 5,000 千円) ※ 国基準では 1 事業所あたり 24,000 千円だが、5,000 千円に制限
特定財源	国：保育対策総合支援事業費補助金 (国 2/3)

②各補助金の交付要綱に従い、財務事務が適切に執行されているか

1 歳児担当保育士等雇用費補助金の中から越ヶ谷保育園に支給している補助金を対象に、事務処理手続を確認した。

1 歳児担当保育士等雇用費補助金は、児童 4 人に対し保育士 1 人以上の担当保育士等を雇用している私立保育園及び認定こども園に対して、その雇用に必要な人件費を助成するために支給されている。1 歳児担当保育士等雇用事業実施要領によれば、補助支給金額は 1 歳児 1 人につき、月額 20,000 円が補助される。したがって、1 歳児保育士等の人数と 1 歳児の人数を条件として、児童の処遇の向上を図る目的で支給される。

当補助金の支給金額を計算している「1 歳児担当保育士等雇用事業補助金調書」を閲覧すると、補助金以上の雇用経費額の負担となっており、支給対象経費の確認ができるようになっている。また 1 歳児の人数は年間推移表にて把握しており、当資料と「1 歳児担当保育士等雇用事業補助金調書」の人数が一致していることを確認した。また保育士の人数は「雇用状況表」及び「補助対象保育所等調書」を元に把握しており、当資料間の不整合は発見されなかった。

1 歳児担当保育士等雇用費補助金に関する市による財務事務の執行について指摘すべき事項はなかった。

① 施設型給付費及び地域型保育給付費の計算の仕組み

施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担)を控除した額となる。公定価格は、子ども一人当たりの教育・保育に通常要する費用をもとに算定されており、「認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される。

認定こども園、幼稚園(施設型給付対象)、公立保育所においては、公定価格から施設で徴収する利用者負担額を差し引いた金額が、施設型給付費として支払われる。私立保育園については、利用者負担額を市役所が徴収するため、公定価格が委託費として支払われる。

公定価格の金額は、1号認定においては、地域、定員、年齢、人件費、事業費、管理費をもとに一人当たりの単価である基本額が定められ、それに職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情に応じて金額が加算・調整される。2号認定、3号認定においては、地域、定員、年齢、保育必要量、人件費、事業費、管理費をもとに一人当たりの単価である基本額が定められ、それに職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情に応じて金額が加算・調整される。

加算・調整項目には、要件に該当する施設長を設置している場合に加算される所長設置加算や3歳児の職員配置を15人につき1人として実施している場合に加算される3歳児配置改善加算など様々なものがあり、それぞれに要件が定められている。加算項目は、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育において、多様の違いがある。加算・調整項目には、金額が加算される処遇改善等加算Ⅰ、所長設置加算、3歳児配置改善加算、休日保育加算、夜間保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、主任保育士専任加算、療育支援加算、事務職員雇上費加算、処遇改善等加算Ⅱ、冷暖房費加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算などがある。また、金額が減額される分園の場合、常態的に土曜日に閉所する場合、定員を恒常的に超過する場合などもある。

以上のように、施設型給付費及び地域型保育給付費の計算は、一つ一つの加算調整項目の要件を満たしているのかを確認し、満たしている場合にはその項目の調整金額を計算し、それらをすべて加減算することで1か月の一人当たりの金額が計算される。その一人当たりの金額に該当する児童の数をかけて合計したものが各施設に支払われる給付費の金額となる。

平成29年度において、越谷市は1号認定の認定こども園4か所、幼稚園(施設型給付対象)1か所、2号・3号認定の私立保育園22か所、認定こども園5か所、家庭的保育3か所、小規模保育33か所、事業所内保育6か所に給付費を支払っている。

② 処遇改善等加算Ⅱ

処遇改善等加算Ⅱとは、教育・保育の提供に携わる人材の確保や資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくため、職員が意欲とやりがいをもって、長く働ける職場を構築するため、施設の取り組みに応じ人件費等の経費のための加算である。近年保育士の給与水準が話題となっているため、ここで別途取り上げる。

処遇改善等加算Ⅰが、職員の平均勤続年数や賃金改善・キャリアアップの取り組みに応じた人件費の加算であるのに対して「処遇改善等加算Ⅱ」は、技能・経験を積んだ職員に係る人件費の加算である。

対象は、園長・主幹保育教諭（主任保育士）・副園長・教頭を除く、通常の保育・教育に従事する全ての職種・職員（非常勤職員を含む）である。主幹保育教諭等（副園長・教頭など）は、各施設の給与バランス等を考慮して月額5千円以上4万円未満の範囲で配分が可能となる。なお、法人の役員を兼務している職員については、この加算を職員としての給与に充てることとし、役員報酬に充ててはならない。

月額4万円の処遇改善の対象者の加算の要件は、次の①から③である。①副主任保育士、中核リーダー等の辞令の発令、②4分野以上のキャリアアップ研修の受講、③賃金改善が基本給又は職務手当等の月給により支払われること。

月額5千円の処遇改善の対象者についての加算の要件は、①職務分野別リーダー等の辞令の発令、②担当する分野のキャリアアップ研修の受講、③賃金改善が基本給又は職務手当等の月給により支払われることが必要である。

このように、処遇改善等加算Ⅱは対象となった保育士の人件費に充てるための加算となっている。

(2) 着眼点並びに監査手続

子ども・子育て支援給付費について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 給付費計算の根拠となる数値の把握について	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課へのヒアリング 公定価格加算・調整項目届出書の査閲
② 給付費計算に過誤が生じたときの対応について	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課へのヒアリング 福祉指導監査課とのヒアリング 給付費の差額精算の明細の査閲 返還事例についての福祉監査指導課の資料の査閲
③ 処遇改善等加算Ⅱについて	<ul style="list-style-type: none"> 子ども育成課へのヒアリング 保育園での実地調査

(3) 監査の結論

《結論の概要》

子ども・子育て支援給付費について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 給付費計算の根拠となる数値の把握について	○		
② 給付費計算に過誤が生じたときの対応について			○
③ 処遇改善等加算Ⅱについて	○		

① 給付費計算の根拠となる項目の把握について

子ども・子育て支援給付費の計算の根拠となる数値を正確に把握できているか検討した。

給付費の金額は、給付を受ける幼稚園、保育所、認定こども園等が、月々の状況に応じて、請求書を作成し、子ども育成課に提出する。子ども育成課は提出された請求書を確認し、問題がなければ請求額が支払われる。金額の誤り等がある場合は、修正した請求書の再提出を受ける。給付金額の正確性を越谷市が確認するには計算もとの数値を正確に把握することが重要である。

子ども育成課によれば、「年度当初に公定価格の加算・調整項目の届出を全施設・事業所から受け、職員配置状況の報告と合わせて確認をしている。」とのことであった。また、「加算項目を満たす配置がされているか等を確認するため、定期的に職員配置の確認を行っており、この時点で従前の届出と相違があった場合は、届出項目の変更の差額精算を行っている。」。そして、加算項目の請求には、毎月その加算要件を満たしている必要がある。この点、「定期的に職員配置を確認しており、その時点で従前の届出と相違があった場合、届出項目の変更と差額を精算している。」とのことであった。

子ども育成課により加算項目が適切にチェックされているかを確認するために、任意の1園について、公定価格加算・調整項目届出書を査閲した。この書類は、一つ一つ加算・調整項目の有無を確認し、加算・調整がある場合はこの届出書とともに挙証資料を提出する。書類査閲の結果、特に指摘すべき事項はなかった。給付費計算の根拠数値の把握については特に問題はないと判断した。しかし、福祉指導監査課とのヒアリングにおいて、1園で加算項目の訂正により金額が返還されたケースがあった。

② 給付費計算に過誤が生じたときの対応について

子ども育成課とのヒアリングの中で、子ども・子育て支援給付費の算定において、年度当初は入園児童の人数が確定しないため、4月から7月分の給付費について、未請求の加算項目があった場合、又は請求済みの加算項目に該当しなくなった場合や未請求の減算項目に該当した場合は、8月の給付費の請求において差額精算を行うとのことであった。

そのため、これを確認するために、給付費の差額精算の明細を査閲した。5施設（保育園、認定こども園、幼稚園（施設型給付対象））においては、未請求の加算項目に該当したため、給付費の追加請求が行われていた。5園の合計金額は、5,179,290円と給付費全体からみると大きい金額ではないが、適切に精算されていることを確認した。また、1保育園においては、未請求の減算項目に該当し、2,172,170円が精算されていたことが、給付費の差額精算の明細より確認できた。子ども・子育て支援給付費は、毎月支給されるため、仮に多く請求

されても次月の支給において調整できる。そのため、給付費が差額精算されていれば、返還業務は問題とならない。

これとは別に、福祉指導監査課とのヒアリングにおいて、ある保育園において加算項目の要件を満たしていないにもかかわらず加算の申請をしており、返還を求めた事例があることが分かった。これは、管理者として加算対象とされていたものが、実際は管理者の要件である児童福祉事業等に2年以上従事したものの、勤務形態は1日6時間かつ月20日以上を満たしていなかったため、当該支給分について返還を求めたものである。この事例については、子ども育成課の業務の中で判明したものではなく、特別指導監査の結果判明している。子ども・子育て支援給付費が支給されている保育園等に子ども育成課は現場の状況を確認することはなく、現場の状況確認は主に2年に1度実施される福祉指導監査課の指導監査に委ねられている。

子ども育成課によれば、「年1回の届出をはじめ、定型書式により月単位の職員配置の確認を随時行い、適正な加算認定に努めている。それぞれの加算については、基本的に月単位の継続した取り組みが前提となっているものが多く、これらは様々な届出、報告など書類を通して施設・事業所の適合状況を確認している。」とのことであった。

しかしながら、給付の要件を満たしていないにもかかわらず加算申請の書類を提出しているケースが特別指導監査の結果判明している。子ども・子育て支援給付費の支給は、平成29年度で41億円以上と多額であることから、申請時のみならず、継続して支給要件が満たされていることを確認する必要があると考える。要件が満たされているか、実態の確認は主に福祉指導監査課による指導監査で確認されているが、その頻度は2年に1度である。現状、子ども育成課では、所定の様式による書面の提示により、支給要件を確認しているが、現地で実際に利用されている書類までは入手していない。シフト表など実務で使用される書類によれば、支給要件を満たしているか実態の確認が可能となる。必要に応じた現場確認の際に、牽制の意味からも、申請のうち一定数について抜き打ちでシフト表などを入手し、支給要件を満たしているか実態を確認することが望ましい。【意見4】

【意見4】 子ども・子育て支援給付費の給付先施設へのモニタリング

子ども育成課では、所定の様式による書面の提示により、子ども・子育て支援給付費の支給要件を確認しているが、現地で実際に利用されている書類までは入手していない。シフト表など実務で使用される書類によれば、支給要件を満たしているか実態の確認が可能となる。必要に応じて行っている現場確認の際に、牽制の意味からも、申請のうち一定数について抜き打ちでシフト表などを入手し、支給要件を満たしているか実態を確認することが望ましい。

③ 処遇改善等加算Ⅱについて

越谷市の保育所、幼稚園、認定こども園等における処遇改善等加算Ⅱの導入率は以下のようになっている。

区分	全園数	導入園数	導入率(%)
保育所(私立)	20	20	100
幼稚園(施設型給付対象)	1	0	0
認定こども園	5	4	80
家庭的保育	3	1	33
小規模保育	33	25	75
事業所内保育	6	3	50

(出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成)

表のとおり、処遇改善等加算Ⅱの導入はかなり進んでいる。越谷市が把握している未導入の理由としては、対象者の選定が困難である、賃金体系の整備に時間がかかっている、研修受講要件を今後満たせるか不明、役職の職務職責を追う職員がいない、扶養の範囲で働いている、役職を創設することができない、といったものである。これからもわかるように、様々な理由から未導入になっている。

実地調査の際、導入済保育園の園長の話聞いたところ、現在の処遇改善等加算Ⅱについては、対象となりうるすべての職員に対して加算されるわけではないため、職員間のバランスが難しいとのことであった。処遇改善等加算Ⅱの対象になった職員のみ昇給させ、対象外の職員は現状維持とすることが難しい。また、処遇改善等加算Ⅱは制度創設間もないが、今後も存続するか不透明であるため、給与体系の変更も難しいという意見もあった。処遇改善等加算Ⅱは、今年度も変更があった。事業所の経営方針にもかかわるため、今後どのように推移するか注視していく必要がある。

6. 病児保育事業

(1) 概要

事務事業名	病児保育事業		
事業目的	病気又は病気の回復期にあり、保護者の勤務等の都合により家庭での保育ができない児童を一時的に保育し、仕事と子育ての両立を支援する。		
事業内容	保護者等の勤務等の都合により、家庭での保育ができない小学校3年生までの児童を、専用スペースで一時的に預かり保育を行うため、運営を委託する社会福祉法人に対し、委託料及び役務費を支出する。		
根拠法令・条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法第6条の3第13項 ・ 児童福祉法第34条の18（病児保育事業） ・ 越谷市病児保育事業実施要綱 		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業予算(千円)	10,420	14,900	11,580
決算額(千円)	10,244	14,051	11,492

病児保育事業とは、児童が病気又は病気の回復期(平成28年度までは病気の回復期のみ)にあり、集団保育等が困難な期間について専用施設で一時的に預かることにより、保護者の子育て及び就労の両立を支援し、もって児童の健全な育成に寄与することを目的とするものである。対象児童は、市内在住の生後3か月から小学校3年生までの児童であって、保育所等で集団保育が困難かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童である。越谷市は、事業を、社会福祉法人相模会（みずべこどもの家保育園）に委託している。

職員配置基準は、利用児童10人につき看護師、准看護師、保健師又は助産師を1人配置するとともに、利用児童3人につき保育士を1人以上配置することとなっている。現在開設されている病児保育室では、対象児童5人定員で看護師1人保育士2人を配置している。

施設基準は、保育室の面積は利用定員1人当たり1.98㎡以上、1室当たり8.0㎡以上とすること、児童の静養又は隔離の機能を有する観察室又は安静室を設け、当該観察室等は利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること等となっている。

病児保育室の利用方法は、まず、保護者は子ども育成課又は病児保育室にて利用の事前登録を行う必要がある。実際に利用する際には、病児保育室へ電話予約を行い、予約を取ることができた場合には医師の診断書を受けた上で実際の利用となる。

病児保育を利用できる期間は、1回の利用につき利用開始日から起算して7日までとなっており、費用負担については、1日2,000円となっている。

(2) 着眼点並びに監査手続

越谷市の病児保育事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 委託先事業の評価を適切に実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先である病児保育事業を行っている事業所の把握 ・現況報告書等の確認によるモニタリング状況の把握 ・子ども育成課担当者へのヒアリング
② 委託料の検証を適切に実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料に関する見積書、市との業務委託契約書を確認し、委託料積算方法検証 ・子ども育成課担当者へのヒアリング
③ 市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業実施事業所数及び利用者数の推移の把握 ・越谷市子育て支援に係るアンケート調査による病児保育事業に対するニーズの把握及び検討 ・現地視察（みずべこどもの家保育園）による事業運営状況の確認 ・子ども育成課及び現地視察先担当者へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

病児保育事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 委託先事業の評価を適切に実施しているか	○		
② 委託料の検証を適切に実施しているか			○
③ 市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか			○

①委託先事業の評価を適切に実施しているか

市による委託先事業の評価について、子ども育成課では、必要に応じて日常的に委託先へ問い合わせるほか、年に一度報告書の内容を確認している。届出事項に変更が生じた場合には、委託先施設はその変更事由を子ども育成課へ届け出る必要がある。委託先（みずべこどもの家保育園）への現地視察について、担当者に事業運営の状況や課題などをヒアリングするとともに、施設が施設基準に沿ったものであるかどうか確認した結果、問題となる事実は発見されなかった。

②委託料の検証を適切に実施しているか

病児保育事業委託契約については、越谷市物品及び役務等検査事務取扱要綱に基づき完了報告兼確認書等を徴取し、子ども育成課は、これにより事業の完了を確認している。この完了報告兼確認書には契約金額の総額は記載されているが、内訳の記載はない。

越谷市病児保育事業実施要領第6条によれば、「市長は、要綱第13条の規定により、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に事業を委託するときは、当該法人等と契約を締結し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を支払うものとする。

(1) 運営費

(2) 要綱第11条の表の規定による区分Aに該当する利用者の利用があった場合は、当該区分Aと区分Bの利用料の差額」とされている。

病児保育事業委託料については、当初予算作成の時期（例年11月頃）に受託者である社会福祉法人から見積書を徴取し、当該見積書に基づき委託料の予算を作成するが、この際、当該見積書と前年度の決算実績は比較されていない。

病児保育事業は社会福祉法人に委託しており、当該法人は越谷市内で保育所を経営している。保育所は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設であり、その設置者は、毎年度市長へ現況報告を行う義務があり、当該現況報告には法人の決算書が添付される。社会福祉法人の決算書では、拠点区分や事業毎の決算が記載されており、当該決算書により、病児保育事業の費用の決算額を把握することができる。

委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、上述の現況報告に添付された決算書等を活用し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。【意見5】

【意見5】病児保育室委託先法人の委託料の検証

委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、上述の現況報告に添付された決算書等を活用し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。

③市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているか

市民のニーズに合致し利用しやすい制度となっているかについて、越谷市子育て支援に係るアンケート調査（平成26年3月）によれば、平日定期的に幼稚園や保育所などを利用している方で、子どもの病気やけがで普段利用している施設やサービスが利用できなかった経験の有無は、「あった」が71.9%、「なかった」が25.0%となっている。

直近1年間の対処方法は、「母親が休んだ」が56.7%、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が35.2%、「(同居を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が31.7%、「父親が休んだ」が18.1%（複数回答）となっている。対処方法別の年間日数は、「母親が休んだ」の場合は平均8.22日、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の場合は平均8.13日、「(同居を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の場合は平均8.38日となっている。

子どもが病気・けがの際に、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用希望については、「利用したいとは思わない」が71.8%、「できれば病児・病後児のための保育施設等を

利用したい」が 26.7%となっている。希望の年間利用日数は、「5 日以内」が 60.2%と最も高く、次いで「6～10 日」が 22.6%となっている。

越谷市では、成 29 年度現在、市内の保育施設 1 か所定員 5 人にて実施されている。同施設の利用実績は、事前の登録者数 298 人に対する利用人数は 341 人であり、利用率は 114.4%となっている。利用実績からは、病児保育室への市民ニーズは高いと考えられる。

(ア) 利用実績

病児保育室の利用実績は以下のとおりである。 (件数)

		利用状況				問い合わせ	
		登録	予約	解約	実績	来室	電話
病後児保育室	平成 25 年度	91	203	93	110	89	176
	平成 26 年度	134	243	88	155	4	58
	平成 27 年度	155	241	134	107	1	75
	平成 28 年度	137	150	87	63	0	49
病児保育室	平成 29 年度	298	686	345	341	0	38

(イ) 利用者の分布

病児保育室は市内南部地域の越谷レイクタウン駅付近に位置しているが、利用は市内全域に及んでいる。2 か所目の病児病後児保育室を市内北部に開設できれば、市北部の利用者にとっての利便性は大きく向上すると考えられる。

(ウ) 周辺自治体の病児保育室整備状況

埼玉県福祉部少子政策課が運営するホームページより、越谷市周辺自治体及び埼玉県内の同人口規模自治体で実施されている病児保育実施施設、病後保育実施施設を確認した。結果は次のとおりである。

市町村名	施設名	病児/病後	定員	所在地
川越市	育児サポート アイアイ	病児保育	3	川越市古谷上 983-1
川越市	みついきッズケア	病児保育	3	川越市松江町 1-13-25
川越市	おさるのゆりかご	病児保育	3	川越市砂新田 2-8-6
川越市	ハートランドともいき	病後保育	3	川越市笠幡 1645-125
春日部市	信愛保育園	病後保育	2	春日部市大場 1644
所沢市	瀬戸病院病児保育室 「もりもり保育室」	病児保育	4	所沢市金山町 8-6
所沢市	桑の実本郷保育園	病児保育	4	所沢市本郷 269 番地の 1
所沢市	ケアステーション所沢	病後保育	4	所沢市東狭山ヶ丘 6 丁目 2823 番地の 12

※病児保育 病児（病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない児童）を一時的に保育する施設
病後保育 病後児（病気の回復期であり、集団保育が困難な児童）を対象とした施設

越谷市の近隣自治体である春日部市では、実施施設数は越谷市と同様に 1 か所となっている。人口規模が同規模の県内自治体に目を向けると、所沢市で 3 か所、川越市で 4 か所の実施となっている。

病児保育事業に対する高い市民ニーズに対して、市の事業量は現状においても一定程度の市民ニーズを踏まえた水準と言えるものの、今後予想される子育て世帯の増加や北部地域住民の利便性、同人口規模の所沢市は病児保育室を市内に 3 か所設けていることなどを考慮のうえ、市内の子育て世帯の利便性向上を図るために具体的な検討が必要である。【意見 6】

【意見 6】 病児保育事業の拡充

現状では、市南部のみずべこどもの家保育園内の 1 か所で、ここを市北部の市民も利用している。極端な量的不足は生じていないと思われるが、北部の市民にとって利便性は良くない。市内の子育て世帯の利便性向上を図るために具体的な検討が必要である。

7. 利用調整

利用調整プロセスが、適切に実施されていることを確認するため、監査を実施した。

(1) 概要

保育所等の保育施設の利用調整の公平性及び透明性は重要な問題であり、利用調整の恣意的な判断を排除し、基準の透明性、選考の公平性を担保する観点より、越谷市子ども・子育て支援法施行条例及び越谷市子ども・子育て支援法施行規則を定め、インターネット上での公表や、「保育所・保育サービスのご案内」への掲載等により市民へ周知している。

入所手続きは以下のとおりである。

- 1) 保育の利用を希望する申込者は、子ども育成課による対象児童に対する面接を経て、申込書（子ども・子育て支援支給認定申請書（兼）特定教育・保育施設等利用等申込書など）及び必要書類（申込者それぞれの状況を証明する証明書類など）を受付期間内に子ども育成課に提出する。
- 2) 子ども育成課では、申込書及び必要書類を確認したのち、「利用調整基準」に基づき、児童ごと「指数」を付与する。クラス年齢別に市内全体で「指数」の高い順位に並べ、指数の高い順に承諾する。「指数」の高低により、入所希望保育所の希望順位と空き状況を照らし合わせ、入所承諾又は利用あっせんしている。なお、入所希望施設に空きが無い場合は「保留」となる。
- 3) 入所可能・不可能にかかわらず、結果は書面にて、全員に郵送されている。申込者は、決定された保育施設に入所できる場合は承諾し、入所できない場合は保留扱いとなる。なお年度末まで月1回利用調整があるため、保留扱いとされた児童が入所可能となった場合、市より入所に関する通知がある。保留扱いとなった場合、申込者は幼稚園や認可外保育施設の利用を検討することとなる。

「指数」の付与は以下の表に従って行われる。指数は「基準指数」と「調整指数」の2種類があり、いずれもインターネット上での公表や、「保育所・保育サービスのご案内」への掲載等により公表されている。

以上の手続は、「越谷市子ども・子育て支援法施行細則」第26条に沿ったものである。

基準指数

番号	保育に当たる保護者の勤労等形態				基準指数		
	類型		細目				
1		居宅外労働	外勤	月 20 日以上	月 160 時間以上の就労を常態	20	
					月 120 時間以上月 160 時間未満の就労を常態	18	
					月 80 時間以上月 120 時間未満の就労を常態	16	
			(その他)	自営	月 16 日以上	月 160 時間以上の就労を常態	18
		月 120 時間以上月 160 時間未満の就労を常態				16	
		月 80 時間以上月 120 時間未満の就労を常態				14	
		上記に該当しないが、月 100 時間以上の就労を常態		8			
		上記に該当しないが、月 64 時間以上月 100 時間未満の就労を常態	6				
上記以外の外勤・自営（無収入の場合、時間にかかわらず該当）	3						
2	就労	居宅内労働	自営	月 20 日以上	月 160 時間以上の就労を常態	20	
					月 120 時間以上月 160 時間未満の就労を常態	18	
					月 80 時間以上月 120 時間未満の就労を常態	16	
			(その他)	自営	月 16 日以上	月 160 時間以上の就労を常態	18
						月 120 時間以上月 160 時間未満の就労を常態	16
						月 80 時間以上月 120 時間未満の就労を常態	14
		上記に該当しないが、月 100 時間以上の就労を常態	8				
		上記に該当しないが、月 64 時間以上月 100 時間未満の就労を常態	6				
		上記以外の外勤・自営（無収入の場合、時間にかかわらず該当）	3				
		(その他)	内職		1 日 8 時間以上月収 5 万円以上の就労を常態	14	
					1 日 4 時間以上月収 2.5 万円以上の就労を常態	10	
					上記以外の内職（無収入の場合、時間にかかわらず該当）	3	
3	求職活動	求職 (起業準備等を含む)	内定	月 20 日以上	月 160 時間以上の就労を常態	10	
					月 120 時間以上月 160 時間未満の就労を常態	9	
					月 80 時間以上月 120 時間未満の就労を常態	8	
			(その他)	内定	月 16 日以上	月 160 時間以上の就労を常態	9
						月 120 時間以上月 160 時間未満の就労を常態	8
						月 80 時間以上月 120 時間未満の就労を常態	7
		上記に該当しないが、月 100 時間以上の就労を常態	5				
		上記に該当しないが、月 64 時間以上月 100 時間未満の就労を常態	4				
		上記以外の外勤・自営（無収入の場合、時間にかかわらず該当）	3				
		(その他)	未定		記録により 1 か月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合	3	
休職中（就労先未定）（上記以外）	1						
4	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など				20	
5	妊娠・ 出産	出産前：出産予定月の前 2 か月 出産後：出産日の後 8 週の翌日の属する月の末日				20	
6	就学	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態				番号 1 を準用	
		日中、就学・技能習得が内定している場合（その他）				番号 3 を準用	

番号	保育に当たる保護者の勤労等形態			基準指数		
	類型		細目			
7	病気 障がい	病気	1か月以上入院している場合（入院予定を含む）	20		
			自宅療養	常時病臥・感染症	20	
				精神性	精神障害者保健福祉手帳 1～3 級	20
					上記以外の程度	17
				一般療養	医師が 1 か月以上の安静を要すると診断した場合	17
		医師が 1 か月以上の通院加療を要すると診断した場合	13			
		障がい	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳④～B	20		
			身体障害者手帳 3 級、療育手帳 C	18		
			身体障害者手帳 4 級以下	12		
8	介護 看護	居宅外	全介護を必要とする場合（重度身体障がい者、要介護認定 3・4・5 程度）であって、週 5 日以上日中週 30 時間以上の介護を常態	20		
			一部介護を必要とする場合（要介護認定 1・2 程度）であって、週 5 日以上日中週 20 時間以上の介護を常態	16		
			（その他）	週 4 日以上日中週 16 時間以上の介護を常態	14	
			上記以外の介護を常態（入所した場合、別途就労等が必要）	3		
		居宅内	全介護を必要とする場合（重度身体障がい者、要介護認定 3・4・5 程度）であって、週 5 日以上日中週 30 時間以上の介護を常態	20		
			一部介護を必要とする場合（要介護認定 1・2 程度）であって、週 5 日以上日中週 20 時間以上の介護を常態	17		
			（その他）	支援を必要とする場合（要支援）	15	
			上記以外で必要とする場合（入所した場合、別途就労が必要）	3		
			（その他）	支援を必要とする場合（要支援）	15	
9	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20		
10	虐待・DV	児童虐待防止法第 2 条又は配偶者暴力防止法第 1 条の対象者と認められる場合		20		
11	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合		—		

（出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成）

調整指数

項目		条件（「保育所等とは、保育所・認定こども園・地域型保育をいう」）				指数
加算指数	個人加算	1	引き続き就労等を継続している場合	引き続き3年以上就労等を継続	2	
				引き続き1年以上3年未満就労等を継続	1	
		3	重複加算なし	保育士（保育教諭）として月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をしている場合	越谷市内の保育所等で勤務している場合	7
					越谷市内の保育所等に勤務が内定している場合	4
					越谷市外等の保育所等で勤務をしている場合（内定含む）	1
	就労状況	6	生計中心者の失業（自発的失業を除く）により就労の必要性が高い場合			3
		7	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合（基準日時点で保育所等に入所している場合や出産要件での入所申込の場合を除く） ※平成30年4月入所は、一斉受付の締切日以降から5月14日までの復帰者を含む			1
		8	保育所等を育児休業のため退所し、復職時に申し込んだ場合（当該児童のみ加算）			3
		9	同居者なしの母子（父子）家庭で、就労（又は就学・技能習得）を継続している又は内定している場合 ※同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む			5
		10	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合			2
	家庭状況	11	父母の一人が不存在（死亡、離婚、未婚など）の場合			4
		12	父母の両方が不存在（死亡など）の場合			7
		13	父母の一人が単身赴任、3か月以上の入院などにより不存在の場合			2
		14	子ども（4月1日現在18歳未満）が2人以上いる場合（2人を超える場合は、1人に対し1点加算）			1
	障がい・介護	15	重複加算なし	保護者が身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している場合	3	
				保護者が常時病臥、精神病（手帳なし）、感染症で居宅療養している場合	2	
		17	重複加算なし	同居の家族（保護者及び入所申込児童を除く）に身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している者がいる場合	1	
				同居の家族（保護者及び入所申込児童を除く）に要介護認定3以上の者（在宅介護に限る）がいて保護者が週4日以上介護している場合（基準指数が介護・看護要件の場合は加算しない）	1	
	児童の状況	19	特別支援保育対象児童と特別支援保育検討会議で判定された場合			別枠利用調整
		20	重複加算なし	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合（新年度選考時は、卒業予定児童を除く）又は同時に2人以上の申込をしている場合	2	
				多胎児が同時に申込をしている場合	4	
世帯加算	家庭状況	11	父母の一人が不存在（死亡、離婚、未婚など）の場合			4
		12	父母の両方が不存在（死亡など）の場合			7
		13	父母の一人が単身赴任、3か月以上の入院などにより不存在の場合			2
		14	子ども（4月1日現在18歳未満）が2人以上いる場合（2人を超える場合は、1人に対し1点加算）			1

項目	条件（「保育所等とは、保育所・認定こども園・地域型保育をいう」）			指数		
		重複加算なし	22	地域型保育または2歳児クラスまで保育所を入所期間満了で卒園する場合	5	
			23	認可外保育施設（幼稚園等を含む）などに週4日以上かつ1日4時間以上の預託をしている場合 ※就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る	有料で2か月以上前から預託している場合 （所定の証明書が必要）	3
			24		有料で1か月以上前から預託している場合 （所定の証明書が必要。また、一時預かりについて は加点対象としない）	2
			25	認定こども園入園者で同一園での認定区分変更（1号→2号）のみを希望しており、入園から3か月以上経過している場合（3か月未満の場合は番号26を適用）	5	
			26	保育所に入所しており、保育所等の移行希望者の場合	3	
減算指数	世帯減算	同居祖父母	27	同居している64歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合（疾病等で保育に当たることができない場合を除く） ※同一世帯には、同一住所又は同一建物の場合を含む	-10	
			28	勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母が、仕事内容・実績の分かる書類を提出できない場合	-10	
		保育料等 滞納	29	入所時または卒園児の利用者負担（保育料）等を3か月以上滞納している場合	-3	
			30	利用者負担（保育料）等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	滞納月 ×-2	
		広域入所	31	市外在住者（転入予定者を除く）	勤務地が市内の場合	-10
			32		勤務地が市外の場合	-20
その他			児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（要保護児童など）	20		

※番号1～5は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。

（出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成）

(2) 着眼点並びに監査手続

利用調整について下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
①利用調整が適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の利用案内や利用調整基準、利用調整作業時の資料などの確認 ・ 子ども育成課担当者へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

保育所（運営、管理）事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
①利用調整が適切に実施されているか	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

① 利用調整が適切に実施されているか

子ども育成課における、利用調整に関する業務プロセスに対して、恣意性の介入や作業ミス発生の可能性について確認を行った。

入所承諾又は利用あっせんの決定作業は、利用希望者から提出された申請書類を基に、「指数」及び入所希望順位情報をシステムに入力することにより、自動計算・集計（Excelマクロ機能含む）される。なお、利用希望者から必要書類が提出されない場合、提出への催促など行うが、最終的に未提出の場合は、該当項目は指数「1」を付与する。

「指数」を意図的に調整あるいは入力ミスなどが発生するリスクをなくすために、入力者とは別の担当者によるチェック、上位の役職者によるチェックなど確認作業は複数回実施されており、職員による恣意性介入や作業ミスの発生防止への牽制機能は有効と判断した。利用調整プロセスにおいて問題となる事実は検出されなかった。

8. 学童保育室

(1) 概要

事務事業名	学童保育室		
事業目的	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。		
事業内容	学童運営事業、学童施設管理事業、民間学童保育室事業、学童保育室建設事業		
根拠法令・条例	越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 越谷市学童保育室設置及び管理条例		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	619,490	767,273	792,020
決算額(千円)	605,227	744,791	753,799

① 学童保育室の設置状況

運営方法	公設公営	公設民営 (委託)	民設民営	合計
設置校数	26 校	4 校	—	30 校
設置室数	40 室	8 室	1 室	49 室

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

② 対象児童

保護者が就労等により昼間家庭にいない者

- i 就労している場合
- ii 就労のため就学し、又は技能訓練を受けている場合
- iii 疾病、負傷等により療養している場合
- iv 親族等の介護又は看護をしている場合
- v 震災、風水害、火災その他の災害による被害の復旧にあたっている場合
- vi 妊娠中又は出産直後である場合
- vii 求職活動を行っている場合

③ 開室時間

学校授業日 放課後から午後 7 時 00 分
 学校休業日 午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分
 土曜日 午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分

④ 保育料

学童保育料負担金 月額 7,000 円
 ※2 名以上同時利用の場合は多子軽減有り
 (2 人目：月額 3,500 円、3 人目以降：月額 0 円)

⑤ 保育料の減免

生活保護受給世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯	保育料(月額)	0円
前年度分の市町村民税(所得割)非課税世帯	保育料(月額)	0円
前年度分の市町村民税額(所得割110,000円未満世帯)	保育料(月額)	3,500円

※傷害保険料およびおやつ・夏期給食等の実費徴収金については対象外

⑥ 費用負担

おやつ代	月額	1,500円
傷害保険掛金	年額	800円

⑦ 夏期給食提供

学校給食センターの協力により夏休みの一定期間に全ての公設学童保育室で児童へ給食を提供している。提供期間内の喫食は日毎に選択が可能である。アレルギー対応はしていない。

⑧ 職員要件及び職員配置要件

平成27年4月より「放課後児童支援員」と「補助員」の2つの職種が定められている。

i 放課後児童支援員

児童数に応じ基本的に2人以上の配置が義務付けられている。越谷市では非常勤一般職指導員全員に対し平成32年3月31日までの経過措置の間に放課後児童支援員の資格研修を受講させる予定である。

〈放課後児童支援員の資格要件〉

- ・保育士資格を有する者
- ・社会福祉士
- ・高校卒業以上の学歴の者で、かつ児童福祉事業において2年以上の実務経験のある者
- ・教員免許状を取得した者(幼稚園、小学校、中学校、高校、又は中等教育学校)
- ・学士の資格を有する者(社会福祉学、心理学、教育学、芸術学、若しくは体育学専攻の者)
- ・大学院への入学が認められた者(社会福祉学、心理学、教育学、芸術学、若しくは体育学専攻の者)
- ・修士の資格を有するもの(社会福祉学、心理学、教育学、芸術学、若しくは体育学専攻の者)
- ・外国の大学において学資の資格を取得した者(社会福祉学、心理学、教育学、芸術学、若しくは体育学専攻の者)
- ・高校卒業者等であり、放課後児童健全育成事業に類似する事業において2年以上の実務経験がある者で市長が認めた者
- ・放課後児童健全育成事業において、5年以上の実務経験がある者で市長が認めた者

ii 補助員

放課後児童支援員を補助する者

〈補助員の資格要件〉

なし

⑨ 保育室の設備基準

- ・ 学童保育室には保育専用スペースがなければならない。
- ・ 保育専用スペースは利用児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上を確保しなくてはならない。
- ・ 学童保育室は、開室時間中においては、学童保育専用で使用されるスペースでなければならない。
- ・ 児童の保育についてはおおむね 40 人以下をひとつのグループとして保育に当たらなくてはならない。

⑩ 職員の配置基準

(人)

児童数	指導員	
	非常勤職員	臨時職員
～45	3	(※)1
46～60	4	
61～75	5	
76～90	5	1

(※)障がい児 3 人までの加配を含む

障がい児担当…児童 3 人に対して、1 名の指導員を加配する。

⑪ 指導員向け研修会

学童保育指導員の資質向上を図るため、市主催で年 4 回の研修会を実施している。4 回のうち 2 回は、行政に携わる者に必要な知識を身につけられるよう、内部講師が担当している。ほか 2 回については、保育業務に必要な知識を身につけられるよう、各分野で活躍する講師を招いている。外部研修会は、全ての指導員が年に 1～2 回は受講できるようにしている。

⑫ 土曜日の保育について

土曜日は近隣 2 から 3 小学校区の学童保育室で合同保育を行っている。

保護者及び同居する成人親族全てが就労等により土曜日の保育に当たれないことが利用の要件となっている。

開室時間 午前 8 時から午後 6 時まで

実施拠点

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1	新方						弥栄					
2	平方						桜井					
3	大袋東			大袋			荻島					
4	千間台						大袋北					
5	大沢北						桜井南					
6	鷺後						大沢					
7	東越谷						西方					

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8	花田						増林					
9	蒲生南			蒲生第二				蒲生				
10	川柳						明正					
11	大間野						南越谷					
12	出羽						宮本					

※上記は、公設公営学童保育室による土曜日保育の実施拠点を示したものである。

保育室運営を民間への事業委託としている公設民営学童保育室で、北越谷、大相模学童保育室はそれぞれの施設で実施。城ノ上、越ヶ谷はいずれかの施設で実施している。

⑬ 施設概要

(ア) 公設学童保育室

(平成30年3月31日現在)

	施設名	所在地	設置年月	学校区
1	蒲生(C-1)学童保育室(内)	越谷市蒲生旭町 1-84	S49.1	蒲生小学校
2	南越谷(C-1)学童保育室(地)	越谷市南越谷 4-21-1	S49.1	南越谷小学校
3	南越谷(C-2)学童保育室		H19.1	
4	大沢(C-1)学童保育室	越谷市大沢 2-13-21	S49.1	大沢小学校
5	大袋(C-1)学童保育室	越谷市大字大竹 147	S49.1	大袋小学校
6	東越谷(C-1)学童保育室	越谷市東越谷 6-1040	S53.5	東越谷小学校
7	弥栄(C-1)学童保育室	越谷市大字北川崎 725	S54.5	弥栄小学校
8	大袋北(C-1)学童保育室	越谷市大字袋山 515	S55.6	大袋北小学校
9	宮本(C-1)学童保育室	越谷市宮本町 5-85	S56.5	宮本小学校
10	宮本(C-2)学童保育室		S24.4	
11	蒲生南(C-1)学童保育室	越谷市南町 1-8-1	S57.4	蒲生南小学校
12	西方(C-1)学童保育室	越谷市西方 2-12-1	S58.4	西方小学校
13	西方(C-2)学童保育室		H26.4	
14	桜井南(C-1)学童保育室	越谷市大字下間久里 226	S59.4	桜井南小学校
15	桜井南(C-2)学童保育室		H23.1	
16	大沢北(C-1)学童保育室	越谷市大字大林 580	S60.4	大沢北小学校
17	鷺後(C-1)学童保育室	越谷市東大沢 2-1-1	S60.4	鷺後小学校
18	鷺後(C-2)学童保育室(内)		H19.4	
19	千間台(C-1)学童保育室	越谷市千間台西 5-4	S61.4	千間台小学校
20	千間台(C-2)学童保育室		S21.11	
21	花田(C-1)学童保育室	越谷市花田 4-14-1	H2.4	花田小学校
22	花田(C-2)学童保育室		H26.4	
23	出羽(C-1)学童保育室	越谷市谷中町 2-69	H11.9	出羽小学校
24	出羽(C-2)学童保育室		H25.4	
25	増林(C-1)学童保育室(内)	越谷市増林 2-512	H12.4	増林小学校
26	平方(C-1)学童保育室	越谷市大字平方 2784	H12.9	平方小学校
27	大間野(C-1)学童保育室	越谷市大間野町 2-115	H13.9	大間野小学校
28	大間野(C-2)学童保育室		H27.4	
29	川柳(C-1)学童保育室(内)	越谷市川柳町 1-471-1	H14.9	川柳小学校
30	川柳(C-2)学童保育室(内)		H29.4	
31	北越谷(C-1)学童保育室(内)	越谷市北越谷 3-10-38	H15.9	北越谷小学校
32	大袋東(C-1)学童保育室(内)	越谷市大字袋山 1750	H15.9	大袋東小学校
33	新方(C-1)学童保育室(内)	越谷市大字北川崎 178	H16.9	新方小学校
34	大相模(C-1)学童保育室	越谷市大成町 2-1	H16.9	大相模小学校
35	大相模(C-2)学童保育室(内)		H28.4	
36	荻島(C-1)学童保育室	越谷市大字南荻島 185-1	H16.9	荻島小学校

	施設名	所在地	設置年月	学校区
37	城ノ上(C-1)学童保育室(内)	越谷市大字増林 6066-1	H19. 4	城ノ上小学校
38	城ノ上(C-2)学童保育室		H25. 4	
39	蒲生第二(C-1)学童保育室	越谷市蒲生旭町 1-75	H19. 9	蒲生第二小学校
40	蒲生第二(C-2)学童保育室		H27. 4	
41	明正(C-1)学童保育室	越谷市川柳町 1-401	H21. 4	明正小学校
42	明正(C-2)学童保育室		H26. 4	
43	桜井(C-1)学童保育室	越谷市大字大泊 1140	H24. 4	桜井小学校
44	桜井(C-2)学童保育室		H24. 4	
45	越ヶ谷(C-1)学童保育室	越谷市中町 3-8-1	H27. 4	越ヶ谷小学校
46	越ヶ谷(C-2)学童保育室		H27. 4	
47	越ヶ谷(C-3)学童保育室		H29. 4	

※(内)校舎内施設(10室) (地)地区センター内施設(1室) 他は単独施設(36室)

(イ) 民設民営学童保育室

	施設名	所在地	定員 (人)	在籍学童 (人)	待機学童 (人)	面積 (㎡)	支援員数 (人)
1	越谷中央教室	越谷市越ヶ谷 2-9-6	23	20	0	41.26	常勤1名・非常勤1名、補助員 常勤2名・非常勤5名

越谷市放課後児童健全育成事業費補助金を交付した学童保育室のみ記載している。

⑭ 越谷市放課後児童健全育成事業委託 (学童保育室運営委託)

公設民営学童保育室委託料算出根拠

・基本額

(単位:千円)

児童数	10～19人	20～35人	36～45人	46～55人	56～70人
基準額	3,050	4,600	4,700	4,550	4,350

・開設日数加算

14,000円×42日=588,000円

1日8時間を越えて開設する場合の250日超の日数が対象

※年度により日数の変動があるが42日で固定としている。

・長時間加算

125,000円×3時間=357,000円(8～19時)

1日8時間を越えて開設する場合の8時間超の時間が対象

・障がい児受入加算

障がい児担当指導員 1,600,000円

・児童数加算

月額7,000円×定員

※1,000円未満は切り上げている。

(2) 着眼点並びに監査手続

学童保育室について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 学童保育室運営にかかるコストの状況を把握する。	・青少年課から入手した学童保育室の3期分の決算数値を分析した。
② 利用児童1人あたりの保育専用スペースが十分に確保されているか	・越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を査閲した。 ・青少年課に質問した。 ・保育面積と月次平均利用者数から1人あたり保育面積を算定し1.65㎡と比較した。
③ 学童保育室は概ね40人以下を一つのグループとされているか	・越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を査閲した。 ・青少年課に質問した。 ・年間の延利用者数から月次平均利用者数を算定し、40人未満であるか確認した。 ・月次平均利用者数が40名を超えている学童保育室についてパーテーション等で支援単位に分けられているか確認した。
④ 支援員は十分な人数が配置されているか	・青少年課に質問した。 ・青少年課資料から児童人数あたりの支援員配置基準を確認した。 ・支援員配置基準による人数と実際の支援員数を比較した。
⑤ 未就学児が学童保育室を利用する際に、従来の保育環境と比べて大きな負担がかかっているか	・青少年課資料により学校の休業日の学童保育室開設時間を把握した。 ・子ども育成課資料より保育所の開設時間を確認した。
⑥ 委託先の評価は適切に行われているか	・学童保育室委託先法人の財務状況のモニタリング状況について青少年課に質問した。

(3) 監査の結論

《結論の概要》

学童保育室について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 学童保育室運営にかかるコストの状況を把握する。	○		
② 利用児童1人あたりの保育専用スペースが十分に確保されているか			○
③ 学童保育室の支援の単位が概ね40人以下を一つのグループとされているか		○	
④ 支援員は配置基準に基づき十分な人数が配置されているか	○		
⑤ 未就学児が学童保育室を利用する際に、従来の保育環境と比べて大きな負担がかかっているか			○
⑥ 委託先の財務状況について定期的な評価が行われているか			○

① 学童保育室運営にかかるコストの状況を把握する。

学童保育室(公設公営)の収支状況

平成 30 年 3 月 31 日現在の市内公立学童保育室 47ヶ所全体の収支状況に関する年次比較表は以下のとおりである。

(単位:千円)

	勘定科目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
《一般事務経費》	臨時職員賃金	1,985	2,133	2,117
	社会保険料	304	317	312
	通信運搬費	1,820	1,778	1,914
	その他	748	894	904
《運営費》	臨時職員賃金	458,639	494,365	519,006
	社会保険料	67,874	73,318	77,185
	施設用器具購入費	1,281	1,763	1,810
	消耗品費	2,261	2,306	2,144
	給食材料費	7,768	7,699	0
	その他	637	857	1,202
《施設管理費》	光熱水費	1,567	1,454	1,982
	修繕料	1,975	1,981	1,981
	火災保険料	188	189	197
	委託料	572	945	764
	その他	167	130	152
	総支出	547,792	590,137	611,679
収入	学童保育室使用料	163,467	170,089	180,175
	学童保育室給食費実費徴取金	8,349	7,738	1
	学童保育室入所児童保護者負担金	558	168	212
	総収入	172,375	177,996	180,389
	純支出	375,417	412,140	431,289
	学童数(3月31日現在) (室)	44	45	47

平成 27 年度の 44 室から、平成 28 年度 45 室、平成 29 年度 47 室と学童保育室数は増加傾向にある。室数の増加に応じ、総支出額も平成 27 年度の 547 百万円から平成 29 年度の 611 百万円に増加している。支出額の 8 割以上を運営費の臨時職員賃金が占めており、臨時職員賃金の上昇が支出合計額を毎年増加させる主な原因となっている。

② 利用児童 1 人あたりの保育専用スペースが十分に確保されているか

・ 面積基準

越谷市では「越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、基準を定める条例)」により、面積基準と支援の単位を定めている。

・ 学童クラブの面積

越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(設備の基準)

第 9 条

2 専用区画の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。

越谷市は、基準定員とは別に弾力化定員を実務の指標にしている。弾力化とは、児童の出席率を考慮し、実際の入室児童数において基準を満たすことを想定した運用手段である。越谷市は、最大で基準定員の1.25倍児童を受け入れ、利用児童の安全を確保しつつ、待機児童の解消を図っている。48ある学童保育室のうち11の学童保育室を除き定員の弾力化を行っている。定員の弾力化により受入可能な児童数が増加しており、待機児童問題解消に大きく貢献している。

学童保育室面積(有効保育面積と借用面積の合計)を1日の平均出席者数で割った児童1人あたり面積及び同面積を定員で割った児童1人あたり面積を基準の1.65と比較分析した。結果は以下の表の通りである。

平成30年度上半期 学童の1人あたりの面積(平成30年4月～9月実績)

学童保育室	A	B	C	D	E (A÷D)	1.65以上 ○ 1.65未満 ×	F A÷B	1.65以上 ○ 1.65未満 ×
	学童保育室 面積 (㎡)	H30 定員	出席率	1日の平均 出席者数	1人が利用 できる平均 面積(平均 出席者ベ- ース) (㎡)		1人が利用 できる平均 面積(定員 ベ-ース) (㎡)	
1 蒲生C-1	118.000	75	75.9%	57	2.07	○	1.57	×
2 南越谷C-1	180.470	90	75.8%	68	2.65	○	2.01	○
3 南越谷C-2	130.690	90	75.8%	68	1.92	○	1.45	×
4 大沢C-1	81.153	60	70.0%	42	1.93	○	1.35	×
5 大袋C-1	81.153	60	68.4%	41	1.98	○	1.35	×
6 東越谷C-1	92.747	70	69.1%	48	1.92	○	1.32	×
7 弥栄C-1	66.248	50	69.1%	35	1.92	○	1.32	×
8 大袋北C-1	170.234	75	75.6%	57	3.00	○	2.27	○
9 宮本C-1	87.990	60	66.1%	40	2.22	○	1.47	×
10 宮本C-2	87.990	60	69.4%	42	2.11	○	1.47	×
11 蒲生南C-1	100.460	45	64.0%	29	3.49	○	2.23	○
12 蒲生南C-2	100.460	60	62.3%	37	2.69	○	1.67	○
13 西方C-1	105.580	60	68.9%	41	2.55	○	1.76	○
14 西方C-2	105.580	60	66.3%	40	2.65	○	1.76	○
15 桜井南C-1	105.580	60	61.8%	37	2.85	○	1.76	○
16 桜井南C-2	105.580	75	62.4%	47	2.26	○	1.41	×
17 大沢北C-1	81.153	60	74.4%	45	1.82	○	1.35	×
18 鷺後C-1	76.185	57	67.7%	39	1.97	○	1.34	×
19 鷺後C-2	156.577	90	68.0%	61	2.56	○	1.74	○
20 千間台C-1	104.110	75	74.6%	56	1.86	○	1.39	×
21 千間台C-2	104.110	75	69.3%	52	2.00	○	1.39	×
22 花田C-1	72.263	53	77.4%	41	1.76	○	1.36	×
23 花田C-2	72.263	53	72.4%	38	1.88	○	1.36	×
24 出羽C-1	69.560	52	67.0%	35	2.00	○	1.34	×
25 出羽C-2	90.677	60	69.3%	42	2.18	○	1.51	×
26 増林C-1	60.000	45	70.7%	32	1.89	○	1.33	×
27 平方C-1	69.560	52	66.5%	35	2.01	○	1.34	×
28 大間野C-1	90.040	60	74.7%	45	2.01	○	1.50	×
29 大間野C-2	95.010	60	70.5%	42	2.25	○	1.58	×
30 川柳C-1	65.600	45	69.1%	31	2.11	○	1.46	×
31 川柳C-2	67.890	45	70.1%	32	2.15	○	1.51	×
32 北越谷C-1(民・委)	58.710	43	70.4%	30	1.94	○	1.37	×
33 大袋東C-1	123.127	75	71.7%	54	2.29	○	1.64	×
34 新方C-1	59.185	43	62.5%	27	2.20	○	1.38	×
35 大相模C-1(民・委)	69.560	52	67.5%	35	1.98	○	1.34	×
36 大相模C-2(民・委)	67.895	51	72.3%	37	1.84	○	1.33	×
37 荻島C-1	94.500	71	71.1%	50	1.87	○	1.33	×
38 城ノ上C-1(民・委)	88.960	66	75.1%	50	1.79	○	1.35	×

	学童保育室	A	B	C	D	E (A÷D)	1.65以上 ○ 1.65未満 ×	F A÷B	1.65以上 ○ 1.65未満 ×
		学童保育室 面積 (㎡)	H30 定員	出席率	1日の平均 出席者数	1人が利用 できる平均 面積(平均 出席者ベー ス) (㎡)		1人が利用 できる平均 面積(定員 ベース) (㎡)	
39	城ノ上C-2(民・委)	84.882	63	78.7%	50	1.71	○	1.35	×
40	蒲生第二C-1	88.139	60	71.5%	43	2.05	○	1.47	×
41	蒲生第二C-2	99.372	75	62.3%	47	2.13	○	1.32	×
42	明正C-1	89.430	60	74.4%	45	2.00	○	1.49	×
43	明正C-2	89.430	60	69.2%	41	2.16	○	1.49	×
44	桜井C-1	68.320	45	72.2%	32	2.10	○	1.52	×
45	桜井C-2	68.320	45	70.5%	32	2.15	○	1.52	×
46	越ヶ谷C-1(民・委)	86.210	52	69.4%	36	2.39	○	1.66	○
47	越ヶ谷C-2(民・委)	86.210	52	69.4%	36	2.39	○	1.66	○
48	越ヶ谷C-3(民・委)	86.210	52	69.4%	36	2.39	○	1.66	○

※土曜日については拠点保育を実施し、保育場所を移動させているため対象外としている。

*の学童保育室については、弾力運用を行っていない。

児童1人あたり面積	1.65以上 (室)	1.65未満 (室)
公設学童保育室 (平均出席者ベース)	48	0
公設学童保育室 (定員ベース)	11	37

平均出席者ベースで児童1人あたり面積を試算した結果、全ての学童保育室で「基準を定める条例第9条第2項」が要請する1.65㎡以上であることが確認された。定員ベースで同じ分析をすると、1.65以上が11室、65未満が37室になっている。定員の弾力化をしていない11の学童保育室が定員ベースの児童1人あたり面積でも1.65の基準を満たしている。

弾力運用している場合としていない場合の平均出席者ベースの児童1人あたり面積は次のようになっている。

	平均出席者ベースの児童1人あたり 面積(㎡)
定員の弾力化をしていない 11室	2.39～3.49
定員の弾力化をしている 37室	1.71～2.29

平均出席者ベースでは、一人あたり面積を定める第9条第2項の規定が守られている。生活空間の広さは学童が学童保育室で過ごす際の快適さに大きく影響すると思われる。「基準を定める条例」第4条は、放課後児童健全育成事業者に最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させることを要請している。学童の生活環境をより一層向上させるために、待機児童対策の要請はあるが、可能な範囲で基準定員により運用する学童保育室を増やすよう取り組むべきと考える。【意見7】

【意見7】学童保育室の1人あたり面積

1日の平均出席者数によると児童1人あたり面積は全ての学童保育室で基準の1.65㎡を上回っている。しかし、定員ベースによる分析は、1.65㎡以上が11室、1.65㎡未満が37室である。生活空間の広さは学童が学童保育室で過ごす際の快適さに大きく影響する。学童の生活環境の観点からは、今後更なる改善を検討する余地がある。「基準を定める条例」第4条は、放課後児童健全育成事業者に最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させることを要請している。学童の生活環境をより一層向上させるために、待機児童対策の要請はあるが、可能な範囲で基準定員により運用する学童保育室を増やす取り組みが望まれる。

③ 学童保育室は概ね40人以下を一つのグループとされているか

・ 支援の単位

厚生労働省の「放課後児童クラブ運営指針」では、子どもが相互に関係性を構築し、1つの集団としてまとまりをもって共に生活し、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築くことができる規模を、「支援の単位」としている。厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に係るQ&Aでは、支援の単位について、「児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つのクラブの中で複数の「支援の単位」に分けて対応することも可能」としている。また、「例えば、支援の単位ごとに活動を行う場合にパーティションで区切るなどの方法も考えられる。」との見解も示されている。

埼玉県放課後児童クラブガイドラインでは、集団活動を指導できる規模である一つの支援単位の児童数は、40人以下とされ、一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーティションで区切るよう努めることとされている。

越谷市は、支援の単位に関する最低基準を条例で定めている。

越谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(設備の基準)

第10条

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、そのうちの1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

「基準を定める条例」第10条第4項によれば、「児童の保育については概ね40人以下を一つのグループとして保育に当たらなくてはならない。」とされている。市では、一つのグループ(支援の単位)における児童数についても、定員の弾力化と同様に、児童の出席率を考慮している。

平成29年度延利用者数から月次平均利用者数を算定し、各学童保育室について支援単位あたり概ね40人の基準を守るための対策を質問した。結果は以下の通りである。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

学童保育室名	定員 (単位:人)	在籍学童 (単位:人)	平成 29 年度 延利用者数 A	平成 29 年度 月次平均 利用者数 B=A÷12	パーティションで区切る等支援の単位 が概ね 40 人以下となるように対策を 講じている学童保育室が○
南越谷 C-2	90	89	1,068	89.0	
南越谷 C-1	90	78	1,037	86.4	○
蒲生南	85	81	1,009	84.1	
鷺後 C-2	90	71	986	82.2	
千間台 C-1	78	75	915	76.3	
千間台 C-2	78	69	883	73.6	
桜井南 C-2	75	65	853	71.1	
西方 C-2	75	58	826	68.8	
東越谷	70	62	808	67.3	
荻島	71	57	796	66.3	
城ノ上 C-1	66	59	753	62.8	
城ノ上 C-2	63	57	713	59.4	
出羽 C-2	60	59	710	59.2	
大袋東	60	58	710	59.2	○
大袋	60	55	703	58.6	
蒲生	60	57	702	58.5	○
蒲生第二 C-1	60	56	698	58.2	
大沢北	60	56	695	57.9	
桜井南 C-1	60	53	689	57.4	
大間野 C-2	60	53	688	57.3	
蒲生第二 C-2	60	55	688	57.3	
明正 C-1	60	51	678	56.5	
宮本 C-2	60	50	670	55.8	
大沢	60	51	668	55.7	
西方 C-1	60	52	668	55.7	
宮本 C-1	60	50	661	55.1	
明正 C-2	60	51	661	55.1	
大袋北	56	50	656	54.7	○
大間野 C-1	60	44	635	52.9	
花田 C-1	53	51	626	52.2	
花田 C-2	53	51	626	52.2	
鷺後 C-1	55	49	621	51.8	
出羽 C-1	52	51	616	51.3	
平方	52	48	613	51.1	
大相模 C-1	52	46	603	50.3	
大相模 C-2	51	50	595	49.6	
弥栄	50	48	590	49.2	
越ヶ谷 C-3	50	41	555	46.3	
越ヶ谷 C-1	50	40	530	44.2	
増林	45	45	528	44.0	
越ヶ谷 C-2	50	41	524	43.7	
桜井 C-2	45	40	517	43.1	
桜井 C-1	45	39	510	42.5	
北越谷	43	41	505	42.1	
新方	43	34	430	35.8	
川柳 C-2	45	32	419	34.9	
川柳 C-1	45	29	404	33.7	

南越谷C-1、大袋東、蒲生、大袋北の4つの学童保育室が、パーテーションで区切る等支援の単位が概ね40人以下に対策している。それ以外の学童保育室は、パーテーションで仕切をしてないが、班を編成し、班ごとに行動や指示をすることで少人数の指導にしている。

しかしながら、全国学童保育連絡協議会による「学童保育（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果について」には、次のような記載がある。

○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」ことなどが起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やけがが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えています。

2008年度に国民生活センターが行った「学童保育の安全に関する調査研究」によると、児童数の多い施設で発生した「けが・事故は治療が長引く傾向にある」「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出合頭の事故やけが、トラブルが多く発生している」などが指摘されています。

○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢が異なる活動的な子どもたちが共に過ごす場所ですから、それにふさわしい広さが必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるように、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

また、埼玉県放課後児童クラブガイドラインでは、一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーテーションで区切るよう努めることが要請されている。

「基準を定める条例」第10条4項 一の支援の単位を構成する児童の数を概ね40人以下とするには、壁やパーテーションで区切る必要がある。【監査の結果6】

【監査の結果6】学童保育室の定員

「基準を定める条例」第10条第4項によれば、「児童の保育については概ね40人以下を一つのグループとして保育に当たらなくてはならない。」とされている。市では、一つのグループ（支援の単位）の児童数についても、弾力化定員同様に、児童の出席率を考慮している。平成29年度延利用者数の月次平均数をもとにした支援単位40人基準を守る対策として、4つの学童保育室が、パーテーションで区切る等の対策をしているが、それ以外はパーテーションの仕切はなく、班編成によるのみである。埼玉県放課後児童クラブガイドラインでは、一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーテーションで区切るよう努めることが要請されている。「基準を定める条例」第10条4項 一の支援の単位を構成する児童の数を概ね40人以下とするには、壁やパーテーションで区切る必要がある。

④ 支援員は十分な人数が配置されているか

・ 支援員の配置数

児童クラブの活動は支援の単位ごとに実施され、配置される支援員の数について、市は基準を「支援の単位ごとに2人以上」と定めている(基準を定める条例第10条第2項)。

・ 在籍児童数と支援員数の状況

(平成30年4月1日現在 単位：室)

支援の単位(学童保育室数)における支援員人数	3人	4人	5人	6人	7人	合計
公立学童保育室数(公設公営)	0	18	13	9	0	40
公立学童保育室数(公設民営)	0	6	2	0	0	8
合計	0	24	15	9	0	48
(内訳)						
学童保育室数室数(児童45人以下)	0	8	0	0	0	8
学童保育室数室数(児童46人～60人)	0	15	9	2	0	26
学童保育室数室数(児童61人～75人)	0	1	6	4	0	11
学童保育室数室数(児童76人～90人)	0	0	0	3	0	3
合計	0	24	15	9	0	48

(出所：青少年課提供資料から監査人が作成)

学童保育室(公設民営)の支援員数

北越谷3人、大相模4人、城ノ上6人、越ヶ谷6人

学童保育室(公設公営)の配置基準人数と実際人数

(基準日 平成30年4月1日)

	室数
配置基準を2人上回る	2
配置基準を1人上回る	13
配置基準どおり	24
配置基準を1人下回る※	1
合計	40

※配置基準を下回っていたのは蒲生第二学童保育室(C-2)である。青少年課によれば、基準日に欠員が生じていたが、平成30年5月1日に臨時職員を配置し欠員を解消している。配置基準を超えているのは障がい児加配である。

越谷市の学童保育室における支援員数は配置基準に沿って運営されていることを確認した。

⑤ 未就学児が学童保育室を利用する際に、従来の保育環境と比べて大きな負担がかかっていないか

・ 延長保育

公立保育所では朝の延長保育が午前7時から実施されているが、学童保育室では休校日の開室時間は午前8時からになっている。児童の就学前と後で保護者の勤務形態が変わらないとすれば、利用者にとっては、保育所の延長保育開始時間と学童保育室の開室時間が一致しているほうが利便性は高い。休校日における学童保育室の開室時間を午前7時に変更できないか検討するべきである。【意見8】

【意見 8】 学童保育室の延長保育

公立保育所では朝の延長保育が午前 7 時から実施されているが、学童保育室では休校日の開室時間は午前 8 時からになっている。児童の就学前と後で保護者の勤務形態が変わらないとすれば、利用者にとっては、保育所の延長保育開始時間と学童保育室の開室時間が一致しているほうが利便性は高い。休校日における学童保育室の開室時間を午前 7 時に近づける変更ができないか検討するべきである。

⑥ 委託先の評価は適切に行われているか

- ・ 公立保育所(公設民営)の委託

公立保育所(公設民営)に関する運営委託の概要は以下のとおりである。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

	北越谷	大相模	城ノ上	越ヶ谷
学童保育室数	1 室	2 室	2 室	3 室
委託先	(学)梅香学園 北越谷幼稚園	(社福)相模会 の一びる保育園	(社会)あかしや会 越ヶ谷保育園	(社福)あかしや会 越ヶ谷保育園
契約方法	委託契約	委託契約	委託契約	委託契約
委託料	7, 710, 000 円	16, 660, 000 円	18, 570, 000 円	25, 110, 000 円
対象学童保育数	43 人	C-1 52 人 C-2 51 人	C-1 66 人 C-2 63 人	C-1 65 人 C-2 65 人 C-3 65 人
開所日数	241 日	241 日	241 日	241 日
開所時間	学校の授業日 午後 1 時から午後 7 時まで 学校の休業日(月～金) 午前 8 時から午後 7 時まで (土曜日) 午前 8 時間で午後 6 時まで			
委託先の決定方法・選定理由	学童保育室という特殊な業務であるため、指名競争入札には適さない。 学童保育室運営の実績のある法人である。 越谷市の状況に精通している公益性の高い法人である。			
	現在も北越谷学童保育室の運営を委託されている。	現在も大相模学童保育室の運営を委託されている。	現在も越谷学童保育室及び城ノ上学童保育室の運営を委託されている。	
	運営ノウハウの蓄積もあり、今後も異年齢交流の実施等民間の特色を生かした運営が期待できる。			

学童保育室(越谷市放課後児童健全育成事業委託)については、越谷市物品及び役務等検査事務取扱要綱に基づき完了報告兼確認書等を徴取し、青少年課は、これにより事業の完了を確認している。この完了報告兼確認書には契約金額の総額は記載されているが、内訳の記載はない。委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、委託先の決算書等を入手し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。【意見 9】

【意見 9】 学童保育室委託先法人の委託料の検証

委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、委託先の決算書等を入手し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。

9. 保育ステーション事業

(1) 概要

事務事業名	保育ステーション事業		
事業目的	駅を利用する子育て家庭を支援するとともに、多様化する保育需要に応え、もって、子育て環境の充実と保護者の利便性の向上に努め、乳幼児の健全育成と福祉の増進を図る。		
事業内容	1 南越谷保育ステーション及び北越谷保育ステーションに係る事業委託費、精算機に要する費用、北越谷保育ステーションに係る火災保険、管理費用 2 3 か所目となるレイクタウン保育ステーション整備に関する補助金		
根拠法令・条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法第 69 条 ・ 児童福祉法第 34 条の 11(地域子育て支援拠点事業) ・ 児童福祉法第 34 条の 12～第 34 条の 14(一時預かり事業) ・ 越谷市保育ステーション事業実施要綱 		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	97,605	97,605	101,295
決算額(千円)	97,536	97,503	101,232

保育ステーション事業は、多様化する保育需要に応えるため、駅を利用する子育て家庭を支援するとともに、地域の児童及びその保護者が相互に交流を図り、安心して子育てができるような環境整備を推進するべく、児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業として、実施している。保育ステーション事業は、子育て環境の充実と保護者の利便性の向上を図り、もって児童の健全育成と福祉の増進に資することを目的に、主に送迎保育、一時預かり、育児相談を行っている。

平成 30 年 4 月 1 日現在、越谷市には 3 つの保育ステーションが開設されている。各保育ステーションの開設時期と事業内容は以下のとおりである。

	事業開始	送迎保育	一時預かり	育児相談
南越谷保育ステーション	平成 9 年 4 月 14 日	○	○	○
北越谷保育ステーション	平成 13 年 6 月 20 日	○	○	○
レイクタウン保育ステーション	平成 30 年 4 月 1 日	×	○	○

○：実施している ×：実施していない

① 送迎保育

送迎保育とは、保育ステーションから指定保育園（南越谷保育ステーション 8 園、北越谷保育ステーション 6 園）への児童の送迎及びこれに伴う保育事業である。対象者は現に指定保育園で保育を受けている満 1 歳以上の健康な児童である。主に開園時間帯での指定保育所への送迎が困難な保護者が、通勤途中に駅前の保育ステーションで児童を預け、児童はそこから指定保育園に送迎される。利用方法には、定期的な利用(1 か月単位の利用)とスポット利用(1 日単位の利用)がある。定期的な利用は、父母のいずれかが電車通勤（又はひとり親世

帯)で、日常的に保育時間内での指定保育園への送迎が困難であり、保育ステーション事業及び入園保育園の保育内容に協力可能な場合に利用できる。この場合でも、1週間に1回程度は入園保育園への送迎が必要となる。スポット利用は、普段は開園時間内に送迎できるが、勤務都合により開園時間内の送迎が困難な場合に利用できる。通勤方法等にかかわらず、1日単位の利用となる。

送迎保育の料金は、市の保育料とは別に1日500円であり、利用者は精算機でチケットを購入することになる。利用料は、保育ステーションの収入ではなく、越谷市の収入となる。定期的に市職員が利用料を回収している。

送迎保育の利用時間は、朝の送りが6時30分から7時30分まで、夕方の迎えが19時から21時までである。保育園から保育ステーションへ移動した児童は、保護者が迎えに来るまで保育ステーションで保育されている。南越谷保育ステーション、北越谷保育ステーションともに、定員は20人となっている。

平成25年度から平成29年度における送迎保育の利用状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

年度	南越谷保育ステーション		北越谷保育ステーション		合計	
	実利用者数	延べ利用者数	実利用者数	延べ利用者数	実利用者数	延べ利用者数
25	44	693	104	1,317	148	2,010
26	40	620	56	625	96	1,245
27	76	849	96	1,125	172	1,974
28	127	1,332	67	531	194	1,863
29	98	966	79	760	177	1,726

(出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成)

南越谷保育ステーション、北越谷保育ステーションともに、年度により変動はあるものの、1日あたり利用者数は、多くても4人から5人である。平成29年度の利用者数は、南越谷保育ステーションが3~4(人/日)、北越谷保育ステーションが2~3(人/日)になっている。定員20人に対する利用者数は、現在はそれほど多くない。

② 一時預かり

一時預かりは、保護者に急用等が生じた場合や保護者が気分転換を図る場合などに一時的に児童を預かる事業である。家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童で、生後4か月を経た健康な就学前の児童が対象となる。

利用時間は、南越谷保育ステーション及び北越谷保育ステーションでは、6時30分から22時まで、レイクタウン保育ステーションでは、8時から20時までとなっている。利用料金は1時間500円で、送迎保育と同様に、利用者は精算機でのチケット購入により利用料を支払っている。定員は、南越谷保育ステーション、北越谷保育ステーションが20人、レイクタウン保育ステーションが10人となっている。

平成25年から平成29年における一時預かりの利用状況は以下のとおりである。

(レイクタウン保育ステーションは、平成30年4月1日の事業開始)

年度	南越谷保育ステーション		北越谷保育ステーション		合計	
	実利用者数 単位：人	延べ利用時間 単位：時間	実利用者数 単位：人	延べ利用時間 単位：時間	実利用者数 単位：人	延べ利用時間 単位：時間
25	1,244	15,924	990	11,850	2,234	27,774
26	1,188	16,708	1,049	15,185	2,237	31,893
27	1,390	16,408	1,060	17,376	2,450	33,784
28	1,519	17,829	1,030	18,476	2,549	36,305
29	1,450	15,321	1,209	23,195	2,659	38,516

(出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成)

これより、南越谷保育ステーションの利用時間は、平成25年度から平成29年度にかけて多少の増減はあるものの15,000時間から18,000時間程度で推移している。それに対して、北越谷保育ステーションでは、平成29年度は平成25年度の2倍程度の利用時間になっている。子ども育成課によれば、北越谷保育ステーションの方が、リピーター利用が多く、仕事などの理由で長時間利用する人が多いのではないかとのことである。

③ 育児相談

育児相談は、子育て家庭の保護者や児童等に対する相談指導、関係機関への情報提供及び援助の調整等の事業である。育児相談は随時受け付けており、相談料は無料である。利用時間は、3つの保育ステーションいずれも8時30分から18時30分となっている。

平成25年から平成29年度までの育児相談の件数は以下のとおりである。

(レイクタウン保育ステーションは、平成30年4月1日の事業開始)

(単位：件)

年度	南越谷 保育ステーション	北越谷 保育ステーション	合計
25	1,291	957	2,248
26	889	1,462	2,351
27	2,337	1,556	3,893
28	2,182	3,686	5,868
29	3,053	6,845	9,898

(出所：子ども育成課提供資料から監査人が作成)

南越谷保育ステーションでは、平成29年度の相談件数は平成25年度の約2.3倍である。北越谷保育ステーションでは、約7.1倍であり、南越谷保育ステーション以上に相談件数が急増している。育児相談のニーズの高まりがうかがえる。

この他にも、保育ステーションでは、子育て講座を実施して、子育て親子の交流の場を設けたり、子育てに関する情報を提供するといった、地域の保育需要に応じた子育て支援事業を行っている。

(2) 着眼点並びに監査手続

保育ステーション事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 委託先の選定が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課へのヒアリング ・委託契約書の査閲 ・越谷市保育ステーション事業実施要綱の確認 ・レイクタウン保育ステーション開設に伴う届出書類の査閲
② 委託料の積算方法が適切であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課へのヒアリング ・北越谷保育ステーションにおける実地調査 ・越谷市保育ステーション事業業務委託見積内訳書の査閲
③ 委託先法人の委託料の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課へのヒアリング ・北越谷保育ステーションにおける実地調査 ・越谷市保育ステーション事業業務委託見積内訳書の査閲
④ 委託後の事業評価が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成課へのヒアリング ・北越谷保育ステーションにおける実地調査 ・保育ステーション事業実施状況報告書の査閲

(3) 監査の結論

《結論の概要》

保育ステーション事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 委託先の選定が適切に行われているか			○
② 委託料の積算方法が適切であるか		○	
③ 委託先法人の委託料の検討			○
④ 委託後の事業評価が適切に行われているか			○

① 委託先の選定が適切に行われているか

保育ステーション事業は外部に委託することができる。委託可能なのは、市内に保育所を設置しており、基準に適合する事業を実施できる社会福祉法人である。(越谷市保育ステーション事業実施要綱第11条、12条)

委託先がどこになるかで保育ステーション事業の質は大きく左右される。このため、委託先の選定が適切になされているか確認した。新規開設時と委託継続時の委託先選考に関して関係資料を査閲した。

新規開設時

平成 30 年度に新規開設されたレイクタウン保育ステーションに関する新規開設の届出及び関連資料を査閲した。新規開設時には、開始届出書、社会福祉法人の定款、3 年分の事業計画、事業実施計画書、職員の一覧と資格証のコピー、保育園及び保育ステーションの図面等の提出が求められる。実際の提出書類を査閲し必要書類が適切に提出されていることを確認できた。委託先が随意契約によっている理由について質問した。子ども育成課からは「事業の特殊性に鑑み、価格競争を主眼とした競争入札では、的確に業務を遂行し、かつ、業務に精通する事業者の確保が難しいと考えたため、随意契約としている」との回答があった。新規開設時の委託先選定に関し問題となる事項は検出されなかった。

委託継続時

委託継続時の事業者選定について検討した。南越谷保育ステーション及び北越谷保育ステーションはともに開設時から同一の社会福祉法人が委託先に選定されている。

(南越谷保育ステーションは平成 9 年の開設から 21 年間、北越谷保育ステーションは、平成 13 年の開設から 17 年間)。

同一事業者が長期間にわたり委託先に選ばれている点について子ども育成課に質問した。実際のところ保育ステーション事業は誰でもすぐ実施できるものではなく、運営業者がすぐ変わってしまえば安定的な運営は期待できないことから、同一事業者に事業を依頼し続けていくことには特に問題はないと考えられる。

一方、同一事業者に依頼し続けることで、馴れ合いが生じ、サービスの向上やコストの削減が図られない等のデメリットが生じうることも一般的に指摘される。こうしたデメリットを避けるための子ども育成課による対策について質問した。通常業務の過程で問題となる事項が生じていないか確認しているとのことであった。南越谷保育ステーションでは 20 年以上、北越谷保育ステーションにおいても 15 年以上同一業者に委託していることを考えると、5 年に 1 度程度は当該社会福祉法人への委託が適切か検証する必要がある。【意見 10】

【意見 10】長期にわたる同一事業者との契約における事業者の定期的な検証

保育ステーション事業は長期間にわたり 1 社の随意契約であるが、適正な質を確保したうえでの長期安定的な運営を考えると、複数年にわたり同一事業者と契約していること自体に問題はない。しかし、同一事業者との契約が長期間にわたると、馴れ合いが生じ、サービス向上やコスト削減が図られない等のデメリットが生じること一般的に指摘される。

そのため、現在の委託先である社会福祉法人が、事業の実施基準に適合しているかを定期的に検証するべきである。

② 委託料の積算方法が適切であるか

保育ステーション事業の運営に係る委託料について、越谷市保育ステーション事業実施要綱第14条によると、受託者である社会福祉法人が当該委託事業の実施に要した費用に相当する額とされている。ただし、その限度額は、会計年度の予算の範囲内において、市長が定めた額と定められている。委託料が保育ステーションの実施に要した費用に相当する額に基づき積算されているかを確かめるため、越谷市保育ステーション事業業務委託見積内訳書を査閲した。

南越谷保育ステーションでは、当該見積書において、人件費、事務費、バス運行委託費、施設賃借料別に積算している。事務費は、福利厚生費、研修・交通費、消耗品費など20の費用項目ごとに積算されている。これらの金額が実際の決算数値に基づいていけば、積算は適切であると考えられる。見積書金額と社会福祉法人提出の決算書数値とを内訳費目ごとに比較したところ、多くの費目で両者の分類が異なっており、比較が困難であった。

また、北越谷保育ステーションでは、人件費、バス運行委託費の別に積算しているが、事務費については記載がなかった。事業で発生するはずの事務費が積算されていない点で、「委託事業の実施に要した費用に相当する額」が見積書により把握されていない。なお、北越谷保育ステーションは越谷市の施設を利用しているため施設賃借料は発生しない。

越谷市保育ステーション事業実施要綱第14条ただし書のとおり、委託料は会計年度の予算の範囲内が上限とされており、厳しい財政事情のもとで毎年一定の金額に委託料が決まってきたため、事業者からはこの枠内の見積書を入手していた。レイクタウン保育ステーションにおいては、人件費、事務費、施設賃借料の別に積算されている。送迎保育は行っていないため、バス運行委託費の項目はない。事務費は、福利厚生費、職員被服費、諸費交通費など17の費用項目ごとに積算されている。レイクタウン保育ステーションは平成30年4月1日開設のため、今後確定する決算書上の費用項目が概ね見積書と合致していれば、見積書の積算方法は適切だったことになる。

以上のことから、現時点において委託料の見積書は実際に委託先法人で発生する費用項目の積算によっているとはいいきれない。委託の目的が競争を促進することでサービスの向上を図り、事業を効率化することにもあるとすれば予算額にも上限が設定されるため、予算上の制約から実績に基づく見積りの全額をそのまま委託料にすることは難しい。一方で、安定した保育サービスを継続して提供するためには、長期的には事業で発生する費用項目を回収できるように委託費を積算する必要がある。

現在の見積書では、委託料の積算項目が妥当なのか確認が困難である。見積書上の委託料は、毎年の予算計上可能額に関わらず、事業で実際に発生する費用項目を積算する方法で算定する必要がある。積算項目と決算書の勘定科目を一致させるなど、委託料の積算方法を検証ができる様式で見積書を受領すべきである。【監査の結果7】

【監査の結果7】 委託料の積算方法

現在の見積書では、委託料の積算項目が妥当なのか確認が困難である。見積書上の委託料は、毎年の予算計上可能額に関わらず、事業で実際に発生する費用項目を積算する方法で算定する必要がある。積算項目と決算書の勘定科目を一致させるなど、委託料の積算方法を検証ができる様式で見積書を受領すべきである。

③ 委託先法人の委託料の検討

保育ステーション業務委託契約については、越谷市物品及び役務等検査事務取扱要綱に基づき完了報告兼確認書を徴取し、子ども育成課は、これにより事業の完了を確認している。この完了報告兼確認書には契約金額の総額は記載されているが、内訳の記載はない。

越谷市保育ステーション事業実施要綱第14条によれば、

「委託料は、受託者である社会福祉法人が当該委託事業の実施に要した費用に相当する額とする。ただし、その限度額は、会計年度の予算の範囲内において、市長が定める額とする。」とされている。

保育ステーション業務委託料については、当初予算作成の時期（例年11月頃）に受託者である社会福祉法人から見積書を徴取し、当該見積書に基づき委託料の予算を作成するが、この際、当該見積書と前年度の決算実績は比較されていない。

保育ステーション事業は社会福祉法人に委託しており、当該法人は越谷市内で保育所を営んでいる。保育所は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設であり、その設置者は、毎年度市長へ現況報告を行う義務があり、当該現況報告には法人の決算書が添付される。

社会福祉法人の決算書では、拠点区分や事業毎の決算が記載されており、当該決算書により、保育ステーション事業の「実施に要した費用」の決算額を把握することができる。

委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、上述の現況報告に添付された決算書等を活用し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。【意見11】

【意見11】 保育ステーション委託先法人の委託料の検討

委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、委託先の決算書等を入手し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。

④ 委託後の事業評価が適切に行われているか

保育ステーション事業は市が支出する委託料で実施されるため、越谷市は事業の適切な運営について事後的に評価する必要がある。

・ 書面による評価

この点、越谷市は毎月、各保育ステーションに保育ステーション事業実施状況報告書の提出を求めている。この報告書では、事業の日数、送迎保育の延べ利用人数、一時預かりの延べ利用児童数及び延べ利用時間、育児相談の件数が報告されている。問題が生じた場合には、その他特記事項として記載される。この報告書を査閲したところ、南越谷保育ステーション、北越谷保育ステーションともに毎月提出されており、平成29年度においては特記事項の記載はなかった。

・ 現地の確認

現地の状況の把握方法について子ども育成課に質問をしたところ、「各ステーションに設置されている精算機の集金のため、定期的に子ども育成課職員が訪問することで現地の状況を確認している。」との回答であった。利用料回収のために、定期的に職員が保育ステーションを訪問し、その際に現場の状況を把握していることが確認された。

10. 児童発達支援センター

(1) 概要

事務事業名	児童発達支援センター		
事業目的	障がい児に対して、日常生活を行う上で必要となる基本的動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うことに加え、心身の発達に支援を必要とする児童とその保護者に対して発達相談等を行うことで、児童の健全な発育の促進や、子育てに関する不安の軽減を図ることを設立の目的としている。		
事業内容	1 児童発達支援事業（ぐんぐん・のびのび） 2 外来（発達）相談 3 早期療育教室 4 おもちゃ図書室		
根拠法令・条例	児童福祉法第 35 条第 3 項（児童福祉施設の設置根拠） 越谷市児童発達支援センター設置及び管理条例		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	405,511	401,099	403,044
決算額(千円)	364,739	357,608	362,014

①施設、設備、職員の概要

所在地	越谷市大字増林 5827 番地 1
延床面積	1,712.44 m ²
敷地面積	6,498.88 m ²
構造	鉄骨造・平屋建て
開所	平成 25 年 4 月 1 日
運営主体	越谷市(公設公営)
利用定員	80 名 ぐんぐん 60 名(通園グループ・毎日通所) のびのび 20 名※(児童発達支援事業・月 1 回程度通所) ※一日あたりの定員
開所日	月曜日～金曜日(休所日：土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始)
開所時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時

②職員数(平成 30 年 4 月 1 日現在)

常勤職員	
事務職	2
保育士	25
保健師	1
栄養士	1
看護師	2(欠員 1)
作業療法士	1
理学療法士	2
言語聴覚士	2
給食調理員	3
<u>庶務</u>	<u>4(運転業務兼任 3、所務 1)</u>
計	43

再任用職員

事務	1(隔日勤務のため、実際は 2 名が交互に出勤)
----	--------------------------

臨時職員(雇用見込み含む)

保育士	5(産休代替 1、短時間勤務対応 1、業務対応 3)
<u>事務職</u>	<u>1(業務対応)</u>
計	6

非常勤職員等

嘱託医	4(整形外科 2、内科 1、精神科 1)※非常勤特別職
心理士	4 ※非常勤講師
<u>言語聴覚士</u>	<u>2 ※非常勤講師</u>
計	10

③沿革

知的障がい者通所授産施設しらこぼと職業センター、知的障がい児通園施設みのり学園、肢体不自由児通園施設あけぼの学園の計 3 施設について、障がい者施設と障がい児施設を分離し、個別に整理された。そのうち、障がい児施設が児童発達支援センターである。

④療育事業

【児童発達支援事業 愛称「ぐんぐん」】

発達に支援が必要な児童が、日常生活の基本動作や集団生活の適応訓練などの療育を行うクラス。

(ア)対象児

教室名	対象児
ぐんぐんピンク	運動発達に支援の必要な 1 歳 6 ヶ月から就学前までの児童
ぐんぐんグリーン	知的発達に支援の必要な 2 歳から就学前までの児童

(イ)通所日

教室名	通所日
ぐんぐんピンク	月曜日から金曜日 8:35～16:00(水曜日のみ食後降園)
ぐんぐんグリーン	月曜日から金曜日 8:35～16:00(金曜日のみ食後降園)

(ウ)療育内容

教室名	療育内容
ぐんぐんピンク	送迎バスで毎日通い、運動発達の段階に応じて、日常生活に必要な基本的動作の習得、運動機能の発達を促し情緒の安定を図る。作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による個別又は集団指導を日常療育の中で行う。 年2回心理士による親子心理相談を行う。
ぐんぐんグリーン	送迎バスで毎日通い、一人ひとりの発達に応じて、基本的生活習慣を身につけながら集団生活への適応力を高め、情緒安定や丈夫な身体作りを図る。作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による個別又は集団指導を日常療育の中で行う。 年2回心理士による親子心理相談を行う。

(エ)費用負担

保護者(扶養義務者)の所得に応じて、費用負担がある。

区分	低率負担上限月額 (医療費負担上限)		食費(650円/日)	
	施設給付	0円	日額	70円(580円県負担)
生活保護世帯	施設給付	0円	日額	70円(580円県負担)
低所得1(市民税非課税世帯かつ80万円以下)	施設給付	0円	日額	70円(580円県負担)
低所得2(市民税非課税世帯、低所得1に該当する者を除く)	施設給付	0円	日額	70円(580円県負担)
一般1(市民税課税世帯、所得割28万円未満)	施設給付	4,600円	日額	230円 (420円県負担)
一般2(市民税課税世帯、一般1に該当する者を除く)	施設給付	37,200円	日額	230円 (420円県負担)

※児童発達支援事業「のびのび」には給食の提供が無いので、食費負担は発生しない。

(オ)交流保育

私立・公立の保育所と連携し、健常児との交流保育を行っている。

交流目的 遊びを中心とした、お互いが楽しめる催しを行っている。

目 的

児童発達支援センター：遊びの中で触れる健常児の話し言葉や活動が、センター児童の刺激となり、発達が促進されること。

保育所：重度の障がいのため、動きの少ないこどもたちの様子を受け入れ、お互い楽しく遊ぶこと。

交流時間：各日程とも午前中(概ね 10 時～11 時過ぎ)に行く。

実績

	平成 29 年度実績			
	訪問(月)		来所(月)	
クラス名	ピンク	グリーン	ピンク	グリーン
増林保育所		5・7・10		6
新方保育所	7・10			
の一びる保育所		6		5・7・9
の一びる保育所(分園)	11		5・7・9	

(カ)地域との交流

- ・ボランティア連絡会協力のもと、療育ボランティアの受け入れを行う。
- ・地域の民生委員・民間施設、事業所・保育所・ボランティア団体等の視察受け入れを行う。
- ・隣接する越谷市障がい者就労訓練施設「しらこぼと」の行事に参加する。
- ・越谷西特別支援学校の太鼓演奏クラブや近隣の市民等を招いて演奏会や納涼会を行う。

(キ)ボランティア活動の受け入れ

越谷市社会福祉協議会が運営しているボランティア連絡会を通して、保育ボランティアの方に交代で保育の手伝いをしてもらっている。ボランティア活動を通じて障がい児施設や児童への理解につながるように活動している。

受け入れ実績

	受入日数(日)			受入人数(人)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ぐんぐん ピンク	81	91	79	154	186	87
ぐんぐん グリーン	76	79	70	177	232	186
計	157	170	149	331	418	273

※人数は延べ人数を記載している。

(ク)利用状況

園児数

(単位:人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ぐんぐん ピンク	21	19	18	17	18	15
ぐんぐん グリーン	33	33	33	30	33	33
計	54	52	51	48	51	48

園児数 平成 25～29 年は年度末、平成 30 年は 4 月 1 日時点の人数
年齢別・男女別

(単位:人)

		1 歳		2 歳		3 歳		4 歳		5 歳		6 歳		合計	
		29	30	29	30	29	30	29	30	29	30	29	30	29	30
ピンク	男	0	0	1	3	2	2	2	1	1	1	3	0	9	7
	女	0	0	1	3	1	2	2	3	3	0	2	0	9	8
	計	0	0	2	6	3	4	4	4	4	1	5	0	18	15
グリーン	男	0	0	0	0	1	9	10	10	6	8	11	1	28	28
	女	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	0	0	5	5
	計	0	0	0	0	3	10	12	13	7	9	11	1	33	33
総計	男	0	0	1	3	3	11	12	11	7	9	14	1	37	35
	女	0	0	1	3	3	3	4	6	4	1	2	0	14	13
	計	0	0	2	6	6	14	16	17	11	10	16	1	51	48

※平成 29 年は年度末、平成 30 年は 4 月 1 日時点の人数

病気・障がい内訳

平成 30 年度(4 月 1 日現在)

病名	脳性麻痺	てんかん	染色体異常 (ダウン症以外)	ダウン 症候群	多発奇形 症候群	低酸素性 虚血性脳 症	他
ピンク	3	2	2	1	0	0	0
グリーン	0	0	0	1	0	0	0
計	3	2	2	2	0	0	0
障がい名	ASD(自閉症スペクトラム 障がい)		精神運動 発達遅延		計		
ピンク	0		7		15		
グリーン	29		3		33		
計	29		10		48		

卒園時・退園児 進路状況

年度	小学校		特別支援学校		知的障がい児 通園施設	幼稚園	保育所 (園)	その他 (転出など)	合計
	普通	特別支援 学級	肢体	知的					
25	0	3	8	4	1	3	5	0	24
26	0	0	1	14	1	5	5	0	26
27	0	2	5	5	0	4	2	0	18
28	0	3	4	14	0	4	1	1	27
29	0	1	4	11	1	4	2	0	23

【児童発達支援事業 愛称「のびのび」】

- i 対象児童 集団適応に課題のある児童
- ii 対象年齢 3・4・5 歳児 ※入室時点での年齢でクラス分け
- iii 実施日・回数 水曜日か金曜日のいずれかのクラス、月 1 回通所
- iv クラス 1 クラスあたり 10 名程度
- v 担当職員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士
- vi 入所決定 支援会議で決定(ぐんぐんと同様)
- vii 利用方法 子育て支援課で障がい児通所給付費支給決定を受けた後、保護者と越谷市間で契約(ぐんぐんと同様)

実績

(単位:参加延人数)

対象	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
3 歳児	73	85	26	80	41
4 歳児	124	185	161	93	168
5 歳児	117	205	190	170	181
計	314	475	377	343	390

⑤外来(発達)相談

児童の発達に応じ、保健師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)、心理士による相談や必要に応じて訓練等も行う。利用費は無料である。

外来(発達)相談件数(延べ人数)平成 27～29 年度実績

内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	主な相談内容(順不同)
保健師等	256	239	296	ことば・身体の遅れ、情緒、知的等全体の遅れ
PT	54	48	53	身体の遅れ
OT	10	10	4	手指操作の未熟さ、落ち着きの無さ
ST	1,307	1,194	1,464	ことばの遅れ、吃音、発音誤り
心理	245	247	252	情緒、集団適応
計	1,872	1,738	2,069	

外来発達相談の件数(延べ人数)が平成 29 年度には 2,000 人を超えている。平成 28 年度と比べると+331 人、平成 27 年度と比べても+197 人となっている。

⑥早期療育教室(早期療養支援事業)

発達に遅れがみられる児童に、日常生活の基本的動作や集団生活への適応訓練などの療育を行う。保育所や幼稚園などに通っていない児童で、対象年齢は下記のとおり。利用費用は無料である。

教室	対象	実施回数及び人数
たけのこ教室	肢体機能に遅れのある子ども	原則として毎週火曜日 1 回あたり 12 名程度
はとぼっぼ教室	成長や発達が気になる 概ね 3 歳以上の子ども	原則として毎週水曜日 1 回あたり 12 名程度
つくしんぼ教室	成長や発達が気になる 概ね 3 歳未満の子ども	原則として毎週木曜日 1 回あたり 12 名程度
いちご教室	成長や発達が気になる 概ね 3 歳未満の子ども	原則として毎週金曜日 1 回あたり 12 名程度

※職員の配置場、10 名程度で運用している。

早期療養教室実績 ※各クラス 12 名程度

年度	つくしんぼ教室			はとぼっぼ教室			いちご教室		
	回数	実人数	参加延人数	回数	実人数	参加延人数	回数	実人数	参加延人数
平成 27 年度	123	52	766	74	36	500	14	8	108
平成 28 年度	126	50	883	70	30	340	14	9	103
平成 29 年度	111	56	645	69	33	427	13	10	99

年度	たけのこ教室			合計		
	回数	実人数	参加延人数	回数	実人数	参加延人数
平成 27 年度	37	24	195	248	120	1,569
平成 28 年度	37	20	169	247	109	1,495
平成 29 年度	38	20	150	231	119	1,321

平成 29 年度入室児童進路状況

	はとぼっぼ	つくしんぼ	たけのこ	いちご	計
幼稚園	14	31	0	0	45
保育園	0	1	0	1	2
障がい児保育	4	3	1	0	8
ぐんぐんグリーン	3	3	0	0	6
ぐんぐんピンク	0	0	6	0	6
教室継続	0	1	7	7	15
退室	1	3	0	2	6
小学校	0	0	0	0	0
転出	1	0	0	0	1
計	23	42	14	10	89

⑦おもちゃ図書室

遊びや本を通して通所児相互や地域の子どもたち等と交流する場として設置している。図書は貸出も行う。利用費は無料である。

利用時間：8時30分～17時

対象年齢：就学前の児童及び保護者

蔵書冊数：467冊(平成30年4月1日現在)

図書貸出実績 各年度末実積 (単位:冊)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
冊数	21	14	28

(2) 着眼点並びに監査手続

児童発達支援センターについて、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 利用者満足度を把握し、施設運営の現状や課題を探る。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援評価表を査閲した。 ・児童発達支援センターを現地視察した。 ・越谷市児童発達支援センター職員に質問した。 ・子ども育成課に質問した。 ・第5期 越谷市障害福祉計画を査閲した。
② 児童発達支援センターの地域における中核的な療育施設としての役割について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを現地視察した。 ・越谷市児童発達支援センター職員に質問した。 ・子ども育成課に質問した。 ・宇城市次世代育成支援行動計画を査閲した。 ・東根市子ども・子育て支援事業計画を査閲した。

(3) 監査の結論

《結論の概要》

児童発達支援センターについて			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 利用者満足度を把握し、施設運営の現状や課題を探る。	○		
② 児童発達支援センターの地域における中核的な療育施設としての役割について検討する。			○

① 利用者満足度を把握し、施設運営の現状や課題を探る。

児童発達支援評価表の査閲により、施設利用者の満足度が非常に高いことが確認された。2018年3月の保護者アンケートは回収率74%であり、事業所の支援に満足しているが80%であった。一方で、児童館で実施されている家庭相談員による相談票からは、児童の発達段階についての相談が多く確認された。相談者の多くが、相談相手もなく大きな不安を抱えている様子が伺えた。また、施設の外来発達相談の件数も平成29年には2,000件を超えており、地域での障がい児保育や療養分野における専門的知識へのニーズは高まっている。子ども育成課によれば、障がい児保育については、その対象と思われる児童や、希望する保護者が増えている状況とされている。

② 児童発達支援センターの地域における中核的な療育施設としての役割について検討する。

障がい児教育に関する他市事例を参照したのち、児童発達支援センターの地域における中核的な療育・教育施設としての役割について検討する

- ・障がい児教育に関する他市事例として、宇城市と東根市の事例を検討した。

宇城市(平成29年度)の事例

障がい児教育を充実させるため、研修の実施を施策に掲げている。障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者との連携を深め、適切な教育的支

援を行っている。また、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD（学習障害）、ADHD（注意欠如多動症）、自閉症スペクトラムなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して障がい児教育に関する学習会・研修会等への参加を促進している。

具体的には、市内幼稚園、保育所、小中学校、高校のコーディネーターを始めとする特別支援教育に関わる担当者への知識の向上を図るための研修等を実施している。29年度は特別支援教育連携協議会により、地区別研修会及び幼保小中高各部会で、言語聴覚士、作業療法士、大学準教授等専門的見知からの講話を実施し、専門的な知識を習得してもらっている。また、市内幼稚園、保育所、小中学校、高校のコーディネーターをはじめとする特別支援教育に関わる担当者への知識の向上を図るための研修等を実施している。これらに加え、巡回相談を活用し校内研修時でも専門的知識の習得を行っている。この結果、特別支援教育の重要性は浸透してきているとされている。支援を要する子どもは年々増加傾向にある中、連携協議会の各事業を活用し、教職員を始めとする担当者の専門的知識の向上を図るため、今後も取り組むとしている。

（出所：平成29年度「宇城市次世代育成支援行動計画」進捗状況一覧表）

・東根市の事例（出所：東根市こども・子育て支援事業計画）

東根市では、こども・子育て支援事業計画のなかで、児童発達支援や療育の充実を掲げている。その内容は次のとおりである。発達支援が必要な未就学児童が増加傾向にあるうえ、細やかな支援が必要なケースが増えている。未就学時の対応が、その後の成長に大きな影響を与える可能性が高いため、保育者や保健師をはじめとする援助者の療育に対する知識を深めていく必要がある。加えて、発達支援が必要なケースは、児童への支援のみならず、保護者に対する支援も大きなウエイトを占めることから、保護者の気持ちに寄り添えるような支援が必要としている。また、切れ目ない援が継続できるよう、関係機関が協力・連携していくことも重要であるため、関係機関のネットワーク強化を図っていく。さらに、個別のケースに応じた専門的な支援が求められていることから、児童福祉法に基づく、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業を行う専門施設の整備について検討していく。

主な取り組みとしては、以下の項目を計画している。

- ・各種健診事業とフォローアップ事業
- ・臨床心理士の児童福祉施設派遣事業
- ・援助者のスキルアップ（研修事業）
- ・小規模通園事業と児童福祉施設の連携
- ・就学時等における切れ目ない支援
- ・児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所の整備

（出所：東根市こども・子育て支援事業計画）

・児童発達支援センターの地域における中核的な療育施設としての役割

「児童発達支援センター」は施設の有する専門的機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行なうなど、地域の中核的な療育施設としての役割を担っている。この役割に基づく具体的な取り組みは以下の通りである。

・センター内研修	当センター、市内公立保育所・民間保育園の発達支援に関わる職員の知識を深めるための研修
・交流保育	市内公立・民間保育園を対象に実施
・ペアレントメンター交流会・相談会（全3回）	発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行なう為の研修を受けたペアレントメンターによる交流会・相談会（平成30年度は埼玉県の実業として実施、平成31年度より市の事業として実施予定）
・公立保育所巡回指導	言語聴覚士による巡回指導 各保育所年1回 全18箇所

また、保育所等訪問支援事業（平成32年4月開所予定）も予定している。これは、障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、障がい児本人に対する支援や訪問先施設の職員を支援するものである。障がい児の地域社会への参加・包容の推進を図るため、事業所の立ち上げの支援も含め、訪問支援が円滑に行なえるよう、訪問先機関に対し事業の理解を促し、子育て支援担当部局や教育委員会等、関係機関との連携を図るものである。保育所巡回指導や保育所等訪問支援（平成32年4月開所予定）の実施により、保育所や障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援のさらなる体制整備を図るとしている。

障がい児保育の対象児童や保護者のニーズに応えるには、児童や保護者により身近な地域の保育士等による専門知識の向上も重要と考える。児童発達支援センターには地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を通じて得た専門知識が集約されており、地域の中核的な療育施設の役割を担っている。この施設の専門性を一層地域に還元する為に、専門職による保育所等への研修講師派遣等の回数を増やすとともに、対象を拡大することが望まれる。【意見12】

【意見12】 障がい児保育や療養分野における専門性の地域への還元

障がい児保育の対象児童や保護者のニーズに応えるには、児童や保護者により身近な地域の保育士等による専門知識の向上も重要と考える。児童発達支援センターには地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を通じて得た専門知識が集約されており、地域の中核的な療育施設の役割を担っている。この施設の専門性を一層地域に還元する為に、専門職による保育所等への研修講師派遣等の回数を増やすとともに、対象を拡大することが望まれる。

11. 障がい児支援事業

(1) 概要

事務事業名	障がい児支援事業		
事業目的	<p>障がい児が自立した生活を営むことができるよう、介護給付費、日中一時支援事業給付費、通所給付費等を支給する。</p> <p>また、適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成及びモニタリングや必要なサービスの利用調整を行う場合にかかる費用を支給する。</p> <p>日中一時支援事業や、医療的ケアを必要とする在宅の超重症心身障がい児の短期入所事業により、介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図る。</p> <p>身体上の障がいを有する児童に、治療の効果が期待できるものを対象に育成医療を給付し、児童の健全な育成を図る。</p>		
事業内容	<p>障がい児介護給付費支給</p> <p>障がい児通所給付費支給</p> <p>サービス利用計画給付費支給</p> <p>日中一時支援事業給付費支給</p> <p>超重症心身障がい児短期入所等補助金交付</p> <p>育成医療給付費支給</p>		
根拠法令・条例	<p>障害者総合支援法第19条第1項、児童福祉法第21条の5の3、障害者総合支援法第51条の17第1項、児童福祉法第24条の26等</p>		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業予算(千円)	752,867	937,719	1,185,869
決算額(千円)	730,421	936,576	1,152,114

障がい児が自立した生活を営むことができるよう、介護給付費、通所給付費、日中一時支援費等を支給する事業である。また、適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成及びモニタリングや必要なサービスの利用調整を行う場合にかかる費用の支給なども行っている。

その他にも、日中一時支援事業や、医療ケアを必要とする在宅の超重症心身障がい児の短期入所事業により、介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図る事業や身体上の障がいを有する児童に、治療の効果が期待できるものを対象に育成医療を給付し、児童の健全な育成を図る事業も行っている。

① 介護給付費

介護給付費には、入浴、排せつ又は食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援を行う居宅介護、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う行動援護、障がい児を対象とした施設などに通わせて提供される、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う児童デイサービス、

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護などを行なう短期入所がある。児童デイサービスについては、平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援に移行されているため、現在は行われていない。

介護給付費の利用件数は以下のようにになっている。

年度	居宅介護 (件)	行動援護 (件)	短期入所 (件)	合計 (件)	実利用者 (人)
平成25年度	267	347	86	700	84
平成26年度	399	399	84	820	83
平成27年度	467	286	93	846	88
平成28年度	551	204	160	915	83
平成29年度	553	189	175	917	73

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

これを見てもわかるように、実利用者数はほとんど変わっておらず、行動援護の件数は減少しているが、居宅介護、短期入所の件数が伸びて、総数としては増加している。それぞれについて、サービスの支給量で見ると以下のようにになっている。

年度	居宅介護 (時間)	行動援護 (時間)	短期入所 (日数)
平成25年度	4,896.0	2,629.0	507
平成26年度	6,040.0	3,696.0	585
平成27年度	7,542.0	2,638.0	332
平成28年度	8,036.5	2,011.0	488
平成29年度	8,228.0	2,311.0	550

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

短期入所は、利用件数が増加しているものの、単純にサービスの支給量が増えているわけではない。一方、行動援護は、サービス件数は減少しているが、サービスの支給量である時間ではあまり変化がない。居宅介護は、サービスの利用件数、支給量の両方とも増加している。金額については以下の表のとおりである。

(単位：千円)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	22,695	28,603	36,936	40,655	42,928
行動援護	11,295	14,788	11,680	9,236	11,256
短期入所	6,634	7,359	5,452	7,241	7,206
高額障害福祉サービス等給付費	349	395	590	415	263
合計	40,976	51,147	54,659	57,548	61,655

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

行動援護、短期入所については、年度により多少の変化はあるが、平成 25 年度から平成 29 年度にかけて金額に大きな変化はない。居宅介護については、平成 29 年度は平成 25 年度の約 1.9 倍に増加している。全体として介護給付に係る金額は、平成 29 年度は平成 25 年度の約 1.5 倍になっている。

② 通所給付費

障がい児通所給付には、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援、放課後や休業日に、支援が必要な者に生活能力向上のための訓練や、障がい児の自立促進及び放課後等の居場所づくりを推進する放課後等デイサービス、保育所等に通う障がい児等に、保育所等を訪問し、障がい児以外の集団への適応のために専門的な支援を行う保育所等訪問支援がある。

通所給付の支給件数は、以下のようになっている。

(単位：件)

年度	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援	合計
平成 25 年度	1,201	4,440	0	5,641
平成 26 年度	1,575	5,158	0	6,733
平成 27 年度	1,985	6,429	0	8,414
平成 28 年度	2,346	8,344	1	10,691
平成 29 年度	3,403	10,810	21	14,234

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

通所給付の件数について平成 25 年度と平成 29 年度を比較してみると、児童発達支援では約 2.8 倍、放課後等デイサービスでは、約 2.4 倍、保育所等訪問支援は 0 件から 21 件へと全てにおいて急増している。日数で換算した実際の支給量で検討すると以下の表のようになる。

(単位：日)

年度	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
平成 25 年度	12,015	35,798	0
平成 26 年度	13,941	43,901	0
平成 27 年度	16,580	52,814	0
平成 28 年度	19,099	65,695	1
平成 29 年度	24,523	83,471	27

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

平成 25 年度と平成 29 年度を比較してみると、児童発達支援は約 2.0 倍、放課後等デイサービスは約 2.3 倍、保育所等訪問支援は 0 日から 21 日となっている。全てにおいて急増している。金額で示すと以下のようになる。

(単位：千円)

年度	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援
平成 25 年度	96,544	335,201	—
平成 26 年度	112,778	422,276	—
平成 27 年度	138,054	512,798	—
平成 28 年度	173,506	633,899	10
平成 29 年度	214,337	792,725	231

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

金額面で平成 25 年度と平成 29 年度を比較すると、発達支援で約 2.2 倍、放課後等デイサービスは約 2.4 倍になっている。保育所等訪問支援は、他の二つに比べて金額的な重要性は少ないが、0 円から 231 千円となっている。今後金額が増加する可能性もある。平成 29 年度の通所給付費は、表には記載していない給付も含めると、全体で 1,007,793 千円である。

③ 日中一時支援事業等

日中一時支援事業は、障がい者（児）に対して、日中における一時預かりによる見守り等の支援サービスを提供することで、障がい者等の地域での生活を支援し、介護者の負担を軽減する事業である。越谷市を中心とした登録事業所が 14 団体あり、平成 29 年度における 18 歳未満の利用は 2 名であり、利用日数は 18 日、公費負担金額は 66,880 円となっている。

また、類似する事業として、在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、越谷市を中心とした登録業者 18 団体において一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービスが年間 150 時間の範囲内で受けられる障がい児（者）生活サポートも実施されている。平成 29 年度においては、18 歳未満では 234 名が登録されていて、利用時間合計は 3,480 時間である。

④ その他

その他の障がい児支援事業は、医療法に基づく医療施設として重度の知的障がいと肢体不自由が重複している「ねたきり」ないし「すわれる」程度の状況にある児童（者）を対象とした入所施設である中川の郷療育センターの運営も行われている。

(2) 着眼点並びに監査手続

障がい児支援事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 障がい児が必要とする給付が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課へのヒアリング ・障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額・免除等決定通知書の査閲 ・サービス等利用計画案・障害児使用計画案の査閲
② 給付費支出の業務が適正に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課へのヒアリング ・介護給付・通所給付の請求に伴う審査項目についての査閲
③ 給付費増加に対する対応が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

障がい児支援事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 障がい児が必要とする給付が行われているか	○		
② 給付費支出の業務が適正に行われているか	○		
③ 給付費の急増に対する対応が行われているか			○

① 障がい児が必要とする給付が行われているか

一口に障がい児といっても、それぞれの児童において障がいのある個所、障がいの程度は様々であり、必要とされる給付内容は千差万別である。そのため、障がい児支援事業で重要になるのが、障がい児が必要としている給付が行われているのかという点である。これについて越谷市においては、障がい児が必要とするサービスを受けられるように、計画相談支援給付を行っている。計画相談支援給付とは、障がい福祉サービスを利用する際に、市から指定を受けた「指定特定相談支援事業所」がサービス利用を通じて本人の希望する生活を実現するためのサービス等利用計画を作成し、サービスの利用後には様子を定期的に確認し、計画を見直し、必要なサービスの利用調整を行った場合に支給されるものである。そこで、その事実を確認するために、任意の1件についてサービス等利用計画案・障害児利用計画案を査閲した。

サービス等利用計画案・障害児利用計画案においては、まず、申請者の現状を把握し、それをもとに本人の意向、家族の意向が確認され、今後の方針が検討されている。今後の方針は、長期目標、短期目標を決定し、それに基づいて必要なサービスが決められている。さらに、児童の1週間の予定を確認し、通所支援等の利用日数を決めている。そのため、計画相談支援給付の受給者には、必要とするサービスが提供される可能性が高い。ただし、障がい

児の全てがこのサービスを受給しているわけではない。この点、障がい児の全てが計画相談支援を希望するわけではなく、計画相談支援給付を受けない場合でも、越谷市では新規の申請の際に十分制度を説明し、保護者の理解を求めるとともに、保護者との面談や障がい児の様子を観察し、保護者の希望と本人の状況を十分に踏まえ利用日数を決定している。個々の障がい児の状況に適切に対応している。以上より、障がい児一人一人に対し、実情に応じた対応が行われていると判断した。

② 給付費支出の業務が適正に行われているか

障がい児支援事業に対する給付費は、次のような流れで支給される。まず、障がい児支援事業を行った事業者が、支援をした時間、支援を行った人の技量等により、細かく定められている所定の方法に基づいて計算した金額を埼玉県国民健康保険団体連合会へ請求する。この請求について、埼玉県国民健康保険団体連合会で、1次審査が行われ、障がい児の情報など確認事項がある場合には越谷市に問い合わせている。そして、審査後、埼玉県国民健康保険団体連合会は越谷市へ請求することになる。越谷市では、埼玉県国民健康保険団体連合会からの請求に基づいて、再度請求内容について審査し、問題ないと判断された場合に給付費を支給する。

埼玉県国民健康保険団体連合会からの請求に対し、越谷市が適切な審査に基づき給付費を支給しているか確認した。通所給付費の請求に伴う審査項目は、以下のとおりである。

No	審査項目	審査内容
1	請求金額チェック	サービス提供実績から正しい請求額を再計算し、請求明細とで差異がないかを確認
2	決定支給量・サービス提供量チェック	サービス提供実績と受給者の支給決定量を比較し、支給決定量を超過していないか確認
3	サービス重複チェック	同一日付の同一時間帯に別々の事業所からサービス提供記録が出ていないかを確認
4	利用者負担額のチェック	利用者負担上限月額を超えて事業者が請求していないかを確認
5	加算要件チェック	各加算の算定要件を満たした請求内容となっているかをチェック
6	その他のチェック	警告内容を確認し、金額に係る内容か、請求内容に修正が必要かどうかを確認する

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

まず、サービス提供実績から正しい請求額を再計算し、請求明細とで差異がないかを確認することで、請求明細が妥当であれば、金額が正しいことを確認している。次に、サービス提供実績と受給者の支給決定量を比較し、支給決定量を超過していないか確認することで、受給者の支給決定量を超過した請求がされていないかの確認を行っている。さらに、同一時間帯の請求がされていないことを確認することで、重複した請求が行われていないことを確認している。各加算の算定要件を満たした請求内容となっているかをチェックしこれらの確認を行うことで、加算要件の確認も行っている。このようにそれぞれの項目についてしっかりと確認が行われていることから、請求額の確認はしっかり行われていると言えるであろう。

また、利用者の月額負担額については、利用者負担上限月額を超えて事業者が請求していないかをチェックすることで確認している。特別の事項に対しては、システム上警告が出た場合には確認を行うことで対応している。このような業務体制をとっていることから、越谷市において請求金額の審査はしっかりと行われていると思われる。

さらに、請求額については、今回の監査の対象外ではあるが、埼玉県国民健康保険団体連合会がまず1次審査を行い、次いで越谷市が2次審査を行うという2重の体制になっていることから、給付費支出の業務が適正に行われていると判断した。

③ 給付費増加に対する対応が行われているか

平成29年度の障がい児支援事業における給付費は、平成25年度に対して約1.5倍、通所給付費については、約2.3倍となり給付額が急激に増加している。予算の総額が変わらない中で、特定の事業に対する予算が急増しているため、これについて子育て支援課に質問をしたところ、「国は平成30年度年から障がい児福祉計画の策定の義務化や、保育所等訪問支援の利用拡大、居宅訪問型児童発達支援を新規創設し福祉サービスを拡充させるなど、障がい児支援について充実を図っている。介護給付、通所給付ともに、市民税額に応じて、利用者の負担が大きくなりすぎないように、毎月の負担上限額が設定され、歳出額が毎年増加している」とのことであった。

介護給付、通所給付について毎年の増加率を見てみると、次のようになっている。

(単位：%)

年度	介護給付費増加率	通所給付費増加率
平成25年→平成26年	125%	123%
平成26年→平成27年	107%	122%
平成27年→平成28年	105%	124%
平成28年→平成29年	107%	125%

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

介護給付費及び通所給付費が増加している主な原因は、国の施策に伴い障がい児の放課後等デイサービスなどの利用日数が増加していることである。月の最大利用日数は、各月の日数から8日を引いた日数となっている。そのため1か月の日数が30日の場合は最大で利用することができる日数は22日となる。個々の状況に応じた福祉サービスを利用することが必要であり、新たな利用者の増加や、利用日数の変更により、給付費が増加している。これについては、障がい児に対する福祉サービスの充実が拡充されているためであることから、特に問題はないと考えられる。

しかし現在は、サービス拡充期のため給付費が急増しているが、予算の制約等を考えると、このまま増加を続けることも難しいと思われる。そのため、放課後等デイサービスなどについては、より個々に応じて適正な利用が必要であろう。子育て支援課によると「国は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により、放課後等デイサービスの適切な評価を行うため、現在一律の単価設定となっている基本報酬を、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定した。」とのことである。今後は限られた予算であるが最適な支援を行えるような体制を続けていく必要があるであろう。【意見13】

【意見 13】 給付費の急増について

現在、国の政策もあり、障がい児支援事業においては、毎年給付費が急増している。平成 25 年度に比べて平成 29 年度は、介護給付費が約 1.5 倍、通所給付費は約 2.3 倍となっている。予算の制約もあることから、今後は障がい児の個々に応じた適切なサービスについて十分に検討をしていくことが望まれる。

12. 障がい児補装具等給付費

(1) 概要

事務事業名	障がい児補装具等給付費		
事業目的	身体障がい児に対し、障がいの状態に応じて、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入又は修理に要する費用を支給する。また、在宅の重度の障がい児や小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活を容易にするための生活用具を給付する。さらに、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用を一部助成する。		
事業内容	補装具給付 日常生活用具給付 小児慢性特定病児童等日常生活用具給付 難聴児補聴器購入費助成		
根拠法令・条例	障害者総合支援法第76条第1項、第77条第1項		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業予算(千円)	41,400	37,987	51,400
決算額(千円)	40,789	37,986	51,356

身体障害者手帳を所持する児童に、身体の欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活を容易にするために必要な用具（補装具）の交付及び修理を行う事業である。

視覚障害に対しては、盲人安全つえ、義眼、眼鏡が、聴覚障害に対しては、補聴器が、肢体不自由に対しては、義肢（義手、義足）、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、座位保持いす、歩行器、歩行補助つえが、重度の肢体不自由及び音声・言語機能障害に対しては、重度障がい者用意思伝達装置等が対象となる。

① 給付費の支給対象者

補装具費の支給の対象者は、身体障害者手帳所持者である。平成30年3月31日時点での身体障害者手帳取得者は、1級133名、2級138名、3級60名、4級31名、5級39名、6級65名となっている。

実施主体は越谷市であるが、補装具の支給に対して、国から障害者自立支援給付費等国庫負担金として支給額の2分の1、埼玉県から障害者自立支援給付費等県負担金として支給額の4分の1が補助されるため、越谷市の実質的な負担割合は支給額の4分の1になる。

また、補装具を支給される側の自己負担は、補装具の購入・修理費用に対して1割相当の定率負担があるが、市民税課税世帯には37,200円の月額上限が設定されている。市民税非課税世帯には自己負担はない。

② 給付費の支給状況

給付費の支給方法は、給付を希望する児童の両親等が医療機関の意見書などを添えて、越谷市に給付申請書を提出し、それを審査し問題ない場合、越谷市から補装具費支給券が支給される。そして申請者はその補装具費支給券を持って、指定の業者の下に行き自己負担額がある場合は金額を支払い、補装具費支給券と引き換えに補装具の支給を受けることになる。そして、補装具費支給券を受け取った業者はそれをもとに越谷市に代金を請求する。

平成 25 年度から平成 29 年度までの身体障がい児に対する補装具の交付（修理）状況は、以下のようになっている。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
義 肢	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
義 眼	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
装 具	151 件	191 件	205 件	180 件	258 件
車 い す	56 件	61 件	65 件	45 件	65 件
座 位 保 持 装 置	24 件	15 件	19 件	20 件	32 件
座 位 保 持 い す	10 件	5 件	6 件	10 件	9 件
起 立 保 持 具	0 件	3 件	2 件	0 件	4 件
歩 行 器	3 件	1 件	3 件	5 件	7 件
歩 行 補 助 つ え	1 件	1 件	0 件	0 件	2 件
補 聴 器	56 件	58 件	75 件	40 件	59 件
眼 鏡	2 件	0 件	1 件	1 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件
合 計	303 件	335 件	378 件	301 件	436 件

（出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成）

この表からもわかるように、平成 25 年から 29 年にかけての補装具支給の件数は、補装具を必要とする障がい児の状況により年度により多少の変動が生じている。金額でみると、自己負担分も含んだ補装具費の総額は、平成 25 年度 34,518 千円、平成 26 年度 31,325 千円、平成 27 年度 34,075 千円、平成 28 年度 30,414 千円、平成 29 年度 45,336 千円となっている。ここから自己負担分を差し引いたものが実際に給付された金額で、平成 25 年度 32,297 千円、平成 26 年度 29,048 千円、平成 27 年度 31,753 千円、平成 28 年度 28,805 千円、平成 29 年度 42,599 千円となっている。平成 29 年度は件数が 436 件、総額 45,336 千円となっており、ここ 5 年間では一番高くなっている。

越谷市の当初予算額では、前年までの実績を考慮して、30,000 千円を計上している。しかし、平成 29 年度は前年に比べて支給額が多かったことから、14,000 千円の補正予算を計上している。平成 29 年度の実際の支出額は、42,599 千円であった。

(2) 着眼点並びに監査手続

障がい児補装具等給付費について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 補装具が補装具を必要とする障がい児に給付されているか	1) 子育て支援課へのヒアリング
② 補装具給付の事務が適切に行われているか	1) 子育て支援課へのヒアリング 2) 平成 29 年度障がい児補装具給付費についての歳出予算整理簿を査閲 3) 補装具費支給券及び自己負担金額の領収書の確認
③ 補装具支給業者の登録が適切になされているか	1) 子育て支援課へのヒアリング 2) 越谷市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱の確認 3) 登録済業者一覧の確認

(3) 監査の結論

《結論の概要》

障がい児補装具給付費について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 補装具が補装具を必要とする障がい児に給付されているか	○		
② 補装具給付の事務が適切に行われているか	○		
③ 補装具支給業者の登録が適切になされているか	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

① 補装具が補装具を必要とする障がい児に給付されているか

障がい児補装具給付費は、障がい児に必要となる補装具を給付する事業である。そのため、補装具を必要とする障がい児に、必要な補装具が給付されているかに着目した。

受給資格のないものによる給付申請

申請時に身体障害者手帳を確認しており、必要な補装具については医療機関の意見書が必要となる。身体障害者手帳は越谷市が認定事務も所管し、システムでデータ管理している。身体障害者手帳により、受給資格も確認されるため、資格のないものが不正に申請する可能性はないと考えられる。そのため申請が行われた場合には、必要とする補装具が申請者に特に問題なく給付される仕組みになっている。

補装具の必要な障がい児による給付費の受給

身体障害者手帳交付時に必ず制度の説明がなされており、ホームページや市の広報紙でも周知をしている。障がい児が装具を必要とする場合には周知された情報に基づき申請が可能な状況になっていると考えられる。

② 補装具給付の事務が適切に行われているか

補装具給付の事務について検討した。

補装具給付費は、申請に基づき市役所から補装具費支給券を交付された受給者が、これを指定業者に持っていき、装具を取得している。自己負担分がある場合は、それを支払い、指定業者は領収書を発行する。指定業者は、補装具費支給券をもとに越谷市に請求するが、自己負担分については、受給者に発行した領収書(写し)を添付している。

越谷市に提出された補装具費支給券及び領収書を査閲した。補装具費支給券は、自己負担額があるもの及びないものそれぞれ 1 件ずつ任意に抽出し、障がい児補装具等給付費がすべて記載されている平成 29 年度歳出予算整理簿における障がい児補装具給付費の支出明細と突合した。受給者氏名、支給補装具、補装具業者、金額の一致を確認した。また、平成 29 年度歳出予算整理簿より、平成 29 年度に給付されたすべての補装具を確認した。検討の結果、指摘すべき事項は発見されなかった。

③ 補装具支給業者の登録が適切になされているか

補装具業者の登録は、平成 18 年 11 月 28 日に公示された「越谷市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱」により定められている。要綱によれば、登録を受けようとする業者は、事業所の平面図、事業経歴書、法人市民税納税証明書、定款、事業者調書等を提出し、審査を受けなければならない。また、登録後も、補装具費の請求に不正があったとき、不正の手段により登録業者として登録を受けたとき、質問や検査に応じない、または虚偽の報告を行ったときなどは、市は登録を取り消すことができる。補装具業者の登録は、子育て支援課ではなく障害福祉課が担当している。2018 年 9 月 11 日現在で 138 業者が登録されており、業者ごとに登録している補装具が把握されている。業者が適切に管理されていることを確認した。

13. 児童館

(1) 概要

事務事業名	児童館		
事業目的	児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、子どもたちに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。また、科学に対する興味・関心を高めるため、特色ある児童館運営を行う。		
事業内容	児童健全育成事業、子育て支援事業、科学教育事業等		
根拠法令・条例	児童福祉法第40条、越谷市立児童館設置及び管理条例		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業予算(千円)	198,594	191,770	203,249
決算額(千円)	188,453	179,101	193,741

① 児童館コスモス

児童館コスモスは、子どもたちが遊びながら科学する心を培うために「天文と物理」をテーマとした科学体験施設としての機能を併せ持った特色ある児童館で、児童健全育成事業をはじめ、子育て支援事業、科学教育事業などを実施しており、子どもたちをはじめ子育て世代の方など幅広く利用されている。

施設は3階建ての屋上併設となっている。1階は遊戯室、幼児室、おもちゃ室、図書室、工作室、子ども家庭相談室。2階は集会室、プラネタリウム室、天体・宇宙展示コーナー、放送室。3階は科学実験室、視聴覚室、科学展示コーナー。屋上は天体観測室となっている。

開館時間は午前9時から午後5時、休館日は毎週月曜日(月曜日が祝日・振替休日の場合は翌火曜日が休館)、年末年始(12月29日から1月3日)となっている。

児童館コスモスの入館者数の実績は以下の通りである。

入館者数(児童館コスモス)

年度	開館日数	合計		入館者内訳				団体等 (合計の内数)
				乳幼児	小学生	中高生	大人	
平成25年度	304日	入館者数	111,471	44,945	20,347	1,805	44,374	5,570
		割合	100%	40.3%	18.3%	1.6%	39.8%	
平成26年度	306日	入館者数	125,047	50,333	23,021	2,227	49,466	5,378
		割合	100%	40.2%	18.4%	1.8%	39.6%	
平成27年度	307日	入館者数	122,673	48,445	22,205	2,714	49,309	3,948
		割合	100%	39.5%	18.1%	2.2%	40.2%	
平成28年度	305日	入館者数	133,337	53,605	23,127	2,749	53,856	4,480
		割合	100%	40.2%	17.3%	2.1%	40.4%	
平成29年度	305日	入館者数	136,314	57,361	18,940	2,630	57,383	4,771
		割合	100%	42.1%	13.9%	1.9%	42.1%	
開館からの 累計(昭和 62年度～平 成29年度)	9,317日	入館者数	3,845,544	1,308,594	1,206,079	135,228	1,195,64	427,629
		割合	100%	34.0%	31.4%	3.5%	31.1%	

児童館コスモスの平成 29 年度の団体等の利用者数の内訳は以下の通りである。

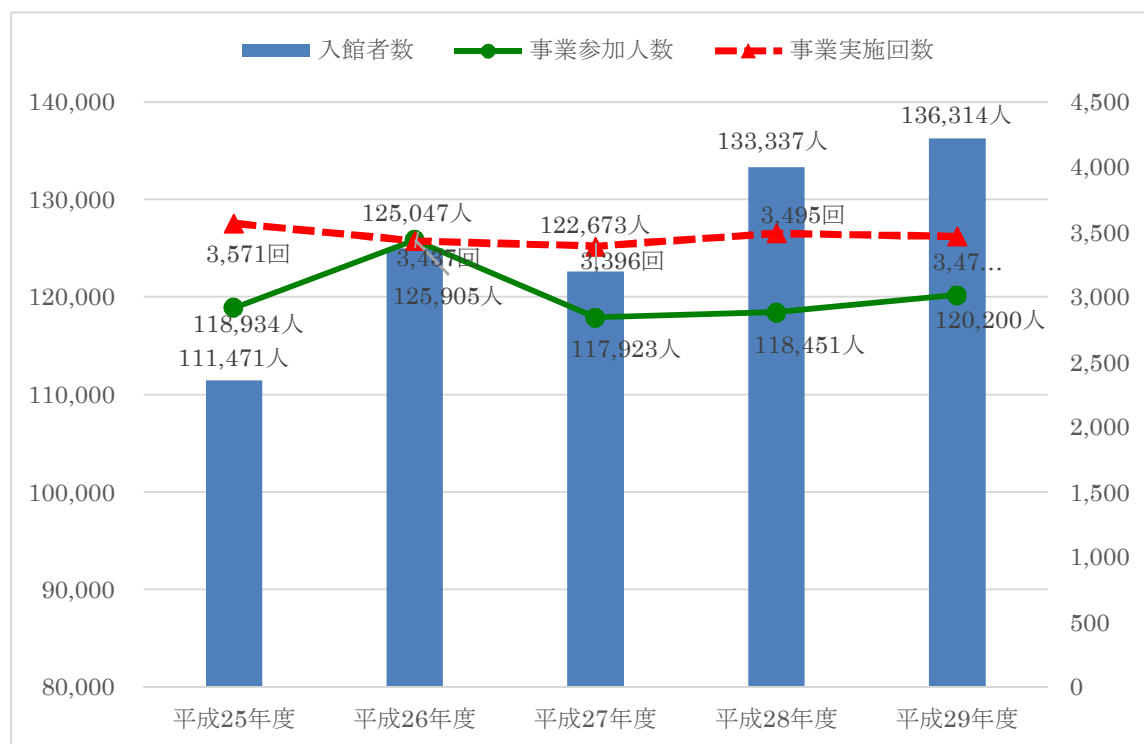
平成 29 年度の団体等の利用者数

団体区分	利用団体数	利用回数	利用者数
幼稚園	10 団体	10 回	742 人
保育所・園	15 団体	15 回	497 人
学童保育	6 団体	5 回	151 人
小学校	22 団体	22 回	1,942 人
中学・高校	1 団体	1 回	10 人
市関係	2 団体	5 回	26 人
教育関係	4 団体	7 回	124 人
その他	97 団体	135 回	1,279 人
合計	157 団体	200 回	4,771 人

児童館コスモスの入館者数と事業参加者数と事業実施回数の推移は以下の通りである。

入館者数と事業参加者数・事業実施回数の推移

年度	入館者数	前年差	実施事業数	事業実施回数	事業参加人数	前年差
平成 25 年度	111,471 人	12,305 人	107 事業	3,571 回	118,934 人	-10,528 人
平成 26 年度	125,047 人	13,576 人	110 事業	3,437 回	125,905 人	6,971 人
平成 27 年度	122,673 人	-2,374 人	125 事業	3,396 回	117,923 人	-7,982 人
平成 28 年度	133,337 人	10,664 人	130 事業	3,495 回	118,451 人	528 人
平成 29 年度	136,314 人	2,977 人	139 事業	3,472 回	120,200 人	1,749 人



入館者数が平成 27 年度以降、増加している。児童館職員に質問したところ、遊戯室やロビーを使用したコンサート、ミュージカルなど集客性の高いイベントを開催していることやハロウィーン、クリスマス、ひな祭りなどの季節イベントに合わせて、児童館のロビーの装

飾や展示等を楽しみにされる方が多く来館されるようになったことなどが増加理由とのことである。

このような児童館のイメージアップや広報PRに取り組んでいることが、来館者数の増加要因の一つであると考えられる。また、平成29年度については、開館30周年ということで、記念イベント事業などを開催したことも事業数の増加に繋がっている。

② 児童館ヒマワリ

児童館ヒマワリは、人と自然との調和や生命の不思議さ、大切さについて興味・関心を持ち、遊びながらも科学する心を培えるよう、「生物と環境」をテーマとした特色ある児童館で、児童健全育成事業をはじめ、子育て支援事業、科学体験事業などを実施しており、子どもたちをはじめ子育て世代の方など幅広く利用されている。

施設は3階建となっており、1階は幼児室、おもちゃ図書室、遊戯室、図書室、相談室、2階はミニ水族館、視聴覚ホール、実験室、培養室、電子顕微鏡室、パソコン室、集会室、工作室、3階は科学展示コーナー、水気耕栽培コーナーとなっている。

開館時間は午前9時から午後5時、休館日は毎週月曜日(月曜日が祝日・振替休日の場合は翌火曜日が休館) 年末年始(12月29日から1月3日)となっている。

児童館ヒマワリの入館者数の実績は以下の通りである。

入館者数 (児童館ヒマワリ)

年度	開館日数	合計		入館者内訳				団体等 (合計の内数)
				乳幼児	小学生	中高生	大人	
平成25年度	304日	入館者数	100,336	39,231	23,378	2,308	35,419	4,227
		割合	100%	39.1%	23.3%	2.3%	35.3%	
平成26年度	306日	入館者数	119,971	43,624	30,788	2,967	42,592	5,061
		割合	100%	36.4%	25.7%	2.4%	35.5%	
平成27年度	307日	入館者数	143,680	51,496	40,432	3,412	48,340	4,838
		割合	100%	35.8%	28.1%	2.5%	33.6%	
平成28年度	305日	入館者数	141,183	50,567	37,901	3,148	49,567	4,559
		割合	100%	35.8%	26.9%	2.2%	35.1%	
平成29年度	305日	入館者数	130,698	47,516	34,936	3,405	44,841	4,851
		割合	100%	36.4%	26.7%	2.6%	34.3%	
開館からの累計 (平成7年度～平成29年度)	6,928日	入館者数	2,752,977	993,373	780,705	74,169	904,730	113,404
		割合	100%	36.1%	28.3%	2.7%	32.9%	

児童館ヒマワリの平成 29 年度の団体等の利用者数の内訳は以下の通りである。

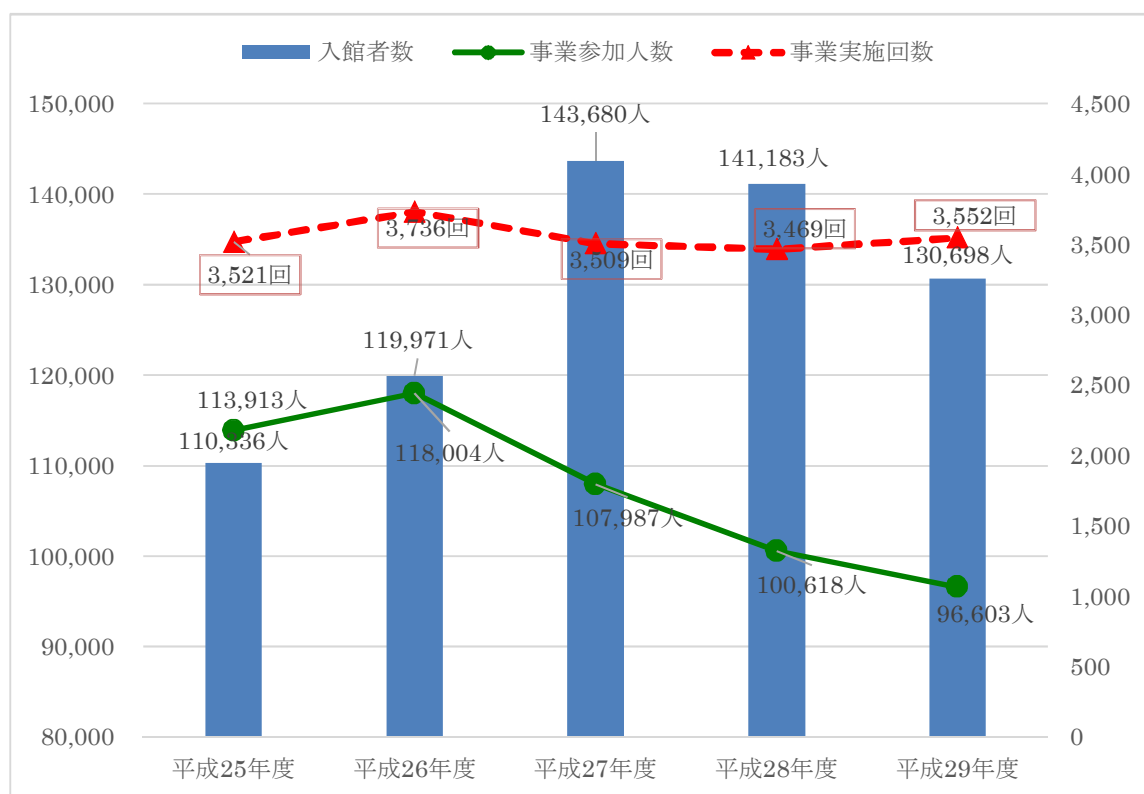
平成 29 年度の団体等の利用者数

団体区分	利用団体数	利用回数	利用者数
幼稚園	3 団体	11 回	385 人
保育所・園	13 団体	76 回	2,148 人
学童保育	3 団体	5 回	192 人
小学校	8 団体	8 回	669 人
中学・高校	6 団体	13 回	62 人
市関係	2 団体	6 回	102 人
教育関係	4 団体	5 回	71 人
その他	23 団体	86 回	1,222 人
合計	62 団体	210 回	4,851 人

児童館ヒマワリの入館者数と事業参加者数と事業実施回数の推移は以下の通りである。

入館者数と事業参加者数・事業実施回数の推移

年度	入館者数	前年差	実施事業数	事業実施回数	事業参加人数	前年差
平成 25 年度	100,336 人	-848 人	136 事業	3,521 回	113,913 人	-11,132 人
平成 26 年度	119,971 人	19,635 人	132 事業	3,736 回	118,004 人	4,091 人
平成 27 年度	143,680 人	23,709 人	126 事業	3,509 回	107,987 人	-10,017 人
平成 28 年度	141,183 人	-2,497 人	131 事業	3,469 回	100,618 人	-7,369 人
平成 29 年度	130,698 人	-10,485 人	138 事業	3,552 回	96,603 人	-4,015 人



入館者数が平成 29 年度は減少している。これは、保護者や子どもたちのアンケートで、指導などが手厚く受けられる少人数定員の事業の要望が多く寄せられたことから、平成 29 年度では少人数定員を採用した事業を実施したためと考えられる。そのため、事業参加人数も減少傾向となっている。

また、付近にはバス停留所がなく、公共交通機関が利用しづらいこともあり、来館者の多くが車で来館を希望しており、駐車場が満車になりやすいことも要因の一つであると考えられる。

(2) 着眼点並びに監査手続

児童館の事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 備品を含む固定資産管理は適切であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館コスモスと児童館ヒマワリの現場視察及び備品の実査 ・青少年課児童館職員へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

児童館の事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 備品を含む固定資産管理は適切であるか		○	

① 備品を含む固定資産管理は適切であるか

(ア) 展示品の投資計画について

児童館コスモスと児童館ヒマワリには、それぞれのテーマを体験することによって学べる展示品がある。展示品は一つあたりの取得価格が100万円以上超えるものが多く、維持管理するための年間保守管理料も児童館コスモスは469千円、児童館ヒマワリは1,211千円、修繕費は100万円以上発生してしまうこともあることを、各児童館から提供された過去の修繕結果一覧等にて確認した。

児童館コスモスでは、現場視察時に3つの展示品が故障により調整中になっていることを確認した。その後、対応状況を児童館職員に確認したところ、3つのうち2つは修繕が完了し復旧しており、1つは修繕対応中であった。なお、展示品が科学に関する原理的なものが多いため、今後も可能な限り延命化を図っていくとのことであった。

維持管理費や修繕費用も相当程度発生することを鑑み、廃棄することも選択肢の一つとして中長期的な投資計画を策定し、検討すべきであるとする。例えば、展示品の利用度分析やアンケート調査によって展示品の需要を調査し、中長期的な将来計画を策定したうえで、取替更新するか、廃棄すべきか、修理すべきか、経済合理性を検討した上で意思決定することが望ましい。【意見14】

【意見14】 展示品に関する中長期投資計画の策定
 維持管理費や修繕費用も相当程度発生することを鑑み、廃棄することも選択肢の一つとして中長期的な投資計画を策定し、検討すべきであるとする。例えば、展示品の利用度分析やアンケート調査によって展示品の需要を調査し、中長期的な将来計画を策定したう

えで、取替更新するか、廃棄すべきか、修理すべきか、経済合理性を検討した上で意思決定することが望ましい

(イ) 備品台帳と現物の整合性について

市では、「備品管理の手引き（平成 29 年 3 月 17 日）」に従って備品を管理している。当手引きの第 3 章 1 項では、「物品取扱員は（課所長）は、所管する物品を良好な状態で保管及びその使用状況を常に把握する」と記載されている。

取得価格が 2 万円超 50 万円未満の物品については、備品として台帳管理されることが当手引きに規定されている。備品の取得があれば台帳登録され、廃棄するものがあれば台帳から削除される。備品の取得手続と廃棄手続が実施されていれば、台帳に登録されている備品は全て現物があるはずである。

当該備品台帳と現物の整合性を確認するために、児童館コスモスと児童館ヒマワリの現場視察において、サンプリングによる現物の確認を行った。結果は以下の通りである。

施設名称	サンプル数	現物確認	結論
児童館コスモス	15 件	15 件	現物確認の内、備品台帳に登録されていないものが 1 件発見された。
児童館ヒマワリ	21 件	19 件	備品台帳に登録されているものの現物が無い備品が 2 件発見された。

備品台帳と現物の不整合が発見された。特に児童館ヒマワリでは、電子機器であるカメラが紛失していた。電子機器は換金可能性があるため、厳重に管理すべきである。

児童館では、監査委員の定期監査以外では、定期的に固定資産の現物と台帳の照合を行っていない。備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的に備品の現物と台帳を照合すべきである。また、備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、資産除却手続きを行う必要がある。【結果 8】【結果 9】

【監査の結果 8】 備品の現物確認

児童館では、監査委員の定期監査以外では、定期的に固定資産の現物と台帳の照合を行っていない。備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的に備品の現物と台帳を照合すべきである。

【監査の結果 9】 備品の除却処理

備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、資産除却手続きを行う必要がある。

14. 固定資産

(1) 概要

子ども家庭部の施設概要

公共施設の管理について、市は「越谷市公共施設等総合管理計画」を策定している。この計画は、公共施設が老朽化している中で、今後、さらに厳しい財政状況の中で更新問題に総合的かつ計画的に対応することが全国的に求められているため、公共施設等の現状と課題を踏まえて、老朽化対策の基本的な方向性を示したものである。

市はこの計画に基づき、施設の更新・統廃合・長寿命化などを経済的に行い、公共施設等を通じた持続可能な行政サービスの確保を図っていかねばならない。

市が保有している子育て支援施設の一覧は以下の通りである。

子育て支援施設					
施設名	建築・建替・増築年度	有効保育面積 (㎡)	施設名	建築・建替・増築年度	有効保育面積 (㎡)
《保育所》			《学童保育室》		
蒲生保育所	昭和 44 年	814	鷺後 C-1 学童保育室	平成 4 年	78
大袋保育所	平成 24 年	930	鷺後 C-2 学童保育室 (校舎内)	平成 19 年	156
大相模保育所	昭和 41 年	403	千間台 C-1 学童保育室	平成 21 年	104
桜井保育所	昭和 43 年	486	千間台 C-2 学童保育室	平成 21 年	104
増林保育所	平成 14 年	983	花田学童保育室	平成 14 年	72
大沢第一保育所	昭和 45 年	923	花田 C-2 学童保育室	平成 14 年	72
中央保育所	昭和 45 年	980	出羽 C-1 学童保育室	平成 11 年	69
深田保育所	平成 13 年	880	出羽 C-2 学童保育室	平成 24 年	90
七左保育所	昭和 46 年	460	増林学童保育室 (校舎内)	平成 12 年	60
荻島保育所	平成 25 年	979	平方学童保育室	平成 12 年	69
赤山保育所	昭和 50 年	553	大間野 C-1 学童保育室	平成 26 年	90
蒲生南保育所	昭和 50 年	531	大間野 C-2 学童保育室	平成 26 年	95
新方保育所	平成 22 年	990	川柳 C-1 学童保育室 (校舎内)	平成 14 年	65
大袋北保育所	昭和 52 年	517	川柳 C-2 学童保育室 (校舎内)	平成 28 年	67
宮本保育所	昭和 54 年	597	北越谷学童保育室 (校舎内)	平成 15 年	58
登戸保育所	昭和 55 年	598	大袋東学童保育室 (校舎内)	平成 15 年	123
赤山第二保育所	昭和 56 年	603	新方学童保育室 (校舎内)	平成 16 年	59
蒲生第三保育所	昭和 57 年	587	大相模 C-1 学童保育室	平成 16 年	69
《学童保育室》			大相模 C-2 学童保育室	平成 27 年	67
蒲生学童保育室 (校舎内)	平成 19 年	118	荻島学童保育室 (旧荻島公民館)	平成 21 年	94
南越谷 C-1 学童保育室 (地区センター内)	平成 14 年	180	城ノ上 C-1 学童保育室 (校舎内)	平成 19 年	88
南越谷 C-2 学童保育室	平成 19 年	130	城ノ上 C-2 学童保育室	平成 24 年	84
大沢学童保育室	昭和 62 年	81	蒲生第二 C-1 学童保育室	平成 26 年	88
大袋学童保育室	昭和 63 年	81	蒲生第二 C-2 学童保育室	平成 26 年	99
東越谷学童保育室	昭和 62 年	92	明正 C-1 学童保育室	平成 25 年	89
弥栄学童保育室	平成 3 年	66	明正 C-2 学童保育室	平成 25 年	89
大袋北学童保育室	平成 5 年	170	桜井 C-1 学童保育室	平成 23 年	88
宮本学童保育室	平成 23 年	87	桜井 C-2 学童保育室	平成 23 年	88
宮本 C-2 学童保育室	平成 23 年	87	越ヶ谷 C-1 学童保育室	平成 28 年	86
蒲生南 C-1 学童保育室	平成 29 年	100	越ヶ谷 C-2 学童保育室	平成 28 年	86
蒲生南 C-2 学童保育室	平成 29 年	100	越ヶ谷 C-3 学童保育室	平成 28 年	86
西方 C-1 学童保育室	平成 25 年	105	《児童館等》		
西方 C-2 学童保育室	平成 25 年	105	児童館コスモス	昭和 61 年	2,875
桜井南 C-1 学童保育室	平成 22 年	105	児童館ヒマワリ	平成 6 年	3,231
桜井南 C-2 学童保育室	平成 22 年	105	《児童福祉施設》		
大沢北学童保育室	昭和 59 年	81	児童発達支援センター	平成 24 年	1,712

(学童保育室は平成 30 年 4 月 1 日現在)

(出所：越谷市公共施設等総合管理計画)

(2) 着眼点並びに監査手続

固定資産について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 固定資産の取得は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none">・ 固定資産の増減把握、固定資産の増加取引について資料確認・ 子ども家庭部担当者へのヒアリング
② 施設の耐震化対策は実施されているか	<ul style="list-style-type: none">・ 子ども家庭部の施設の状況確認・ 公共施設マネジメント推進課へのヒアリング
③ 備品管理は適切であるか	<ul style="list-style-type: none">・ 蒲生保育所の現場視察及び備品の実査・ 児童館コスモスと児童館ヒマワリの現場視察及び備品の実査・ 子ども育成課職員、青少年課職員へのヒアリング・ 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を査閲した。

(3) 監査の結論

《結論の概要》

固定資産について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 固定資産の取得は適切に行われているか	○		
② 施設の耐震化対策は実施されているか			○
③ 備品管理は適切であるか		○	

① 固定資産の取得は適切に行われているか。

市では、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第 65 項に従い、取得価額 50 万円以上の物品を固定資産計上している。平成 29 年度の子ども家庭部の固定資産の推移は次の表の通りである。保有資産のほとんどが保育所や学童保育室の土地や建物等である。

単位：千円

資産種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
建物	3,794,731	44,974	10,947	198,629	3,579,175	3,661,670	7,240,845
建物付属設備	7,128	24,623	0	894	30,857	416,553	447,410
機械器具	11,288	0	582	1,385	9,321	8,311	17,632
工作物	6,830	0	0	292	6,538	3,334	9,872
物品	17,065	3,003	0	4,254	15,814	172,600	188,414
その他の 無形固定資産	2,137	0	0	178	1,959	614	2,573
土地	4,266,483	0	0	0	4,266,483	0	4,266,483
道路（公共工作物）	56,580	0	0	4,039	52,541	18,318	70,860
道路（公共土地）	2,867	0	0	0	2,867	0	2,867
合計	8,165,110	72,601	11,529	209,671	7,965,556	4,281,400	12,246,956

（出所：市提供資料から監査人が集計）

当期増加額に記載されている建物と建物付属設備の内訳は以下の通りである。

（単位：千円）

資産名称	主管課	分類	取得日	当期取得額
蒲生南学童保育室	青少年課	建物	2018/03/14	44,974
蒲生南学童保育室（電気設備）	青少年課	建物付属設備	2018/03/14	9,117
蒲生南学童保育室（空調設備）	青少年課	建物付属設備	2018/03/14	6,735
蒲生南学童保育室（衛生設備）	青少年課	建物付属設備	2018/03/14	7,212

（出所：青少年課提供資料から監査人が集計）

蒲生南学童保育室の建替工事を実施しており、それらに関するものが固定資産計上されている。

「越谷市建設工事等一般競争入札実施要綱」によれば、予定価格が 500 万円以上の建設工事の請負については、一般競争入札の対象とされている。上記 4 件の固定資産は一つの工事として発注しており、予定価格が 500 万円以上の建設工事の請負に該当するため、一般競争入札により工事業者を選定することになる。一般競争入札で業者選定していることを予算執行伺いにて確認した。

入札結果表は以下の通りである。

業者名	第一回入札金額	予定価格以下	調査基準価格以上	摘要
A 社				辞退
B 社				辞退
C 社				辞退
D 社	61,480,000	○	○	
E 社	63,000,000	○	○	落札

（出所：市提供資料から監査人が集計）

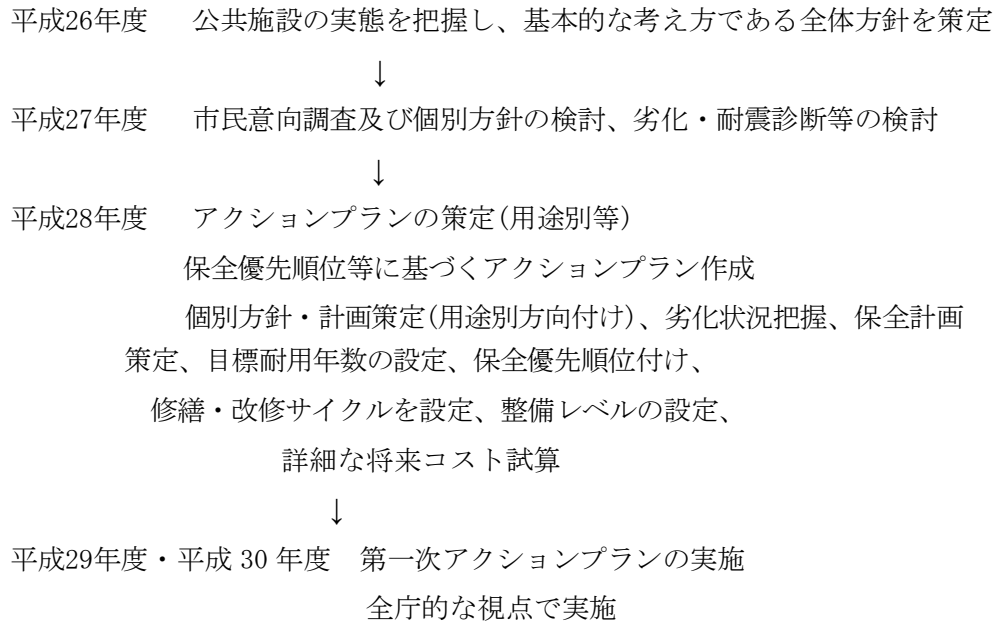
D 社のほうが金額は低いものの総合評価により最終的に E 社が選定されている。これは総合評価による一般競争入札となっているためである。総合評価は価格評価点と技術評価点を足し合わせた評価値により決定される。技術評価点を「総合評価方式に係る入札説明書」

の記載の通りに点数を算出していることと最終的にD社よりE社の評価値が高いことを「評価結果表」にて確認した。市の工事業者の選定手続に問題は発見されなかった。

② 施設の耐震化対策は実施されているか

施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図るために、総務省は地方公共団体に「公共施設等総合管理計画」の策定を要請している。これを受けて、市は「越谷市公共施設等総合管理計画」を策定している。

越谷市公共施設等総合管理計画では次のように定めている。



この計画が当初通りであれば、平成29年度には、第一次アクションプランを実施していることになる。しかし、進捗状況について、公共施設マネジメント推進課に確認したところ、平成30年12月現在アクションプランを作成している段階であった。計画から約2年程遅れている状況であるため、早急に対応していくべきである。

また、公共施設を管理するうえでは、安全性の確保がポイントになる。施設の管理に当たって、市民が安心して施設を利用できるように努めなければならない。

安全性の確保という点では、第一に耐震性能が挙げられる。建築物に求められる耐震性能の基準は、昭和56年6月に大幅な改正が行われている。新耐震基準(昭和56年6月施行)によって建設された建築物は耐震性能が確保されている。課題となるのは新耐震基準以前に建設された建築物である。反対に新耐震基準以前の建築物に関しては、耐震性能が確保されているか、確認する手続が必要である。つまり、新耐震基準以前の建物であっても耐震診断を行うと耐震性能が確保されている場合もある。

子ども家庭部が保有している施設のうち、保育所の耐震化の実施状況は以下の通りである。

No.	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震改修	直近の 大規模改修	構造 (主たる建物)	階層
1	蒲生保育所	昭和 44	814	未実施	平成 24	鉄筋コンクリート造	二階建て
2	大袋保育所	平成 24	930	不要		木造	平屋
3	大相模保育所	昭和 41	403	未実施		木造	平屋
4	桜井保育所	昭和 43	486	未実施		木造	平屋
5	増林保育所	平成 14	983	不要		木造	平屋
6	大沢第一保育所	昭和 45	923	未実施		鉄筋コンクリート造	二階建て
7	中央保育所	昭和 45	980	未実施		鉄筋コンクリート造	二階建て
8	深田保育所	平成 13	880	不要		木造	二階建て
9	七左保育所	昭和 46	460	未実施		木造	平屋
10	荻島保育所	平成 25	979	不要		木造	平屋
11	赤山保育所	昭和 50	553	未実施		木造	平屋
12	蒲生南保育所	昭和 50	531	未実施		木造	平屋
13	新方保育所	平成 22	990	不要		木造	二階建て
14	大袋北保育所	昭和 52	510	未実施		木造	平屋
15	宮本保育所	昭和 54	582	未実施	平成 22	木造	平屋
16	登戸保育所	昭和 55	585	未実施		木造	平屋
17	赤山第二保育所	昭和 56	599	未実施		木造	平屋
18	蒲生第三保育所	昭和 57	583	不要		木造	平屋

(出所：市提供資料から監査人が作成)

昭和 56 年 6 月以前に建設された保育所は、この耐震診断が未実施の状態となっている。公立保育所で昭和 56 年以前に建設された保育所は 12 施設あり、全体の 66.6%程である。耐震基準を満たしているか確認できていない 12 施設について、早急に耐震性能について確認すべきである。【監査の意見 15】

【監査の意見 15】 12 保育所の耐震診断

昭和 56 年 6 月以前に建設された保育所は、この耐震診断が未実施の状態となっている。公立保育所で昭和 56 年以前に建設された保育所は 12 施設あり、全体の 66.6%程である。耐震基準を満たしているか確認できていない 12 施設について、早急に耐震性能について確認すべきである。

市は現在、老朽化施設について、第 4 次総合振興計画後期基本計画で採択されている大相模保育所の建替えに向け準備を進めており、その他の保育所に関しては、耐震改修促進計画等の中で耐震化すべき建物として位置づけられている蒲生・中央・大沢第一保育所、建築年度が古く低年齢児の定員枠がない桜井・七左保育所等について、優先順位の高いものから対応を検討しているところである旨の回答を得た。

保育所以外の建築物は児童館と学童保育室の建物がある。児童館は全施設、耐震基準を満たしていることを越谷市公共施設等総合管理計画（別冊）にて確認した。学童保育室は荻島学童保育室のみが耐震基準を満たしていない。荻島学童保育室は現在、JA 越谷市旧荻島支店に設置されており当施設が耐震基準を満たしていないが、荻島小学校の転用可能教室を利用できるよう現在学校と協議を行っている状況である。荻島小学校は耐震基準を満たしているため、移転が行われれば、耐震性が確保される旨を青少年課から回答を得た。

いずれも市は対応中であり、まずは公立の保育所を優先的に耐震化対策していくことが望まれる。

③備品を含む固定資産管理は適切であるか

保育所と児童館で備品の現物確認をしたところ、台帳と現物が整合していなかった。現物と台帳が不整合となってしまった原因として、全庁的に参照される「備品管理の手引き（平成29年3月17日）」において、備品の棚卸実施の旨の記載がないことが挙げられる。総務省資料「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、台帳が網羅的に管理されるためには、資産の棚卸が重要である旨が記載されている。この手引きを参考に「備品管理の手引き」においても、棚卸実施について定めるべきである。【監査の結果10】

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

4 資産の棚卸

121. 固定資産台帳には、実際に地方公共団体が所有等する固定資産が網羅的に記載される必要があり、当該資産が、実際に地方公共団体が所有等する資産である必要があります。このための現物調査で、固定資産台帳に記載された固定資産と現物の一致を確かめることが重要です。

122. 現物調査においては、まずは固定資産台帳に記載された固定資産と現物との突き合わせを行い、固定資産台帳に計上されている資産が確かに実在し、地方公共団体の所有等であることを確認します。この中で、固定資産台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には資産除却手続きを行う必要があります。また、所有等する固定資産の現物確認にあたり、固定資産の現物が存在するのに固定資産台帳に記載がない場合は、固定資産台帳に新たに記載・登録する必要があります。

【監査の結果10】「備品管理の手引き」における棚卸の記載

現物と台帳が整合しない原因に、全庁的に参照される「備品管理の手引き（平成29年3月17日）」において、備品の棚卸を実施すべき旨の記載がないことが挙げられる。総務省資料「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、台帳上で固定資産を網羅的に管理するためには資産の棚卸が重要である旨が記載されている。この手引きを参考に「備品管理の手引き」でも、棚卸実施について定めるべきである。

15. 児童手当給付費

(1) 概要

事務事業名	児童手当給付費		
事業目的	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う子供の健やかな成長に資することを目的とする。		
事業内容	中学校修了までの子どもを養育している方に、手当を支給		
	支給対象年齢	支給月額	
	3歳未満	15,000円	
	3歳以上～小学校終了	10,000円 (第1子・第2子)	
		15,000円 (第3子以降)	
	中学生	10,000円	
所得制限世帯0歳～中学生	5,000円		
根拠法令・条例	児童手当法・児童手当法の一部を改正する法律等		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業予算(千円)	5,677,848	5,651,100	5,618,654
決算額(千円)	5,593,953	5,556,895	5,516,801

- ①対象 中学校修了までの児童を養育している父母、または養育者(父母がない場合)
請求者として申請できるのは、より所得の高い方(生計中心者)
- ②内容 手当額(月額:児童1人につき)

	第1子・第2子	第3子以降	所得制限該当 (特例給付)
3歳未満	15,000円	15,000円	5,000円
3歳以上～ 小学校終了	10,000円	15,000円	5,000円
中学生	10,000円	10,000円	5,000円

所得制限 ※平成24年6月分(10月支給分)から適用

扶養親族等 及び児童の数	0人	1人	2人	3人
所得額	622万円	660万円	698万円	736万円

※扶養親族等が増えるごとに38万円を加算

所得制限限度額と比較する所得金額[A]の計算式は次のとおり
所得(a)－控除額(b)－8万円(施行令に定める控除額)=[A]

a は次の所得額の合計額

- ・総所得金額(給与所得、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得の合計額)
- ・退職所得金額
- ・土地等に係る事業所得等の金額
- ・短期譲渡所得の金額
- ・条例適用利子等の額
- ・山林所得金額
- ・長期譲渡所得の金額
- ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ・条例適用配当等の額

※長期・短期の分離譲渡所得は、租税特別措置法の特別控除適用後の額(平成 30 年 6 月分より。平成 30 年 5 月以前分については特別控除適用前の額)

b は次の控除額の合計 1

- ・雑損控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・寡婦(夫)控除
- ・医療費控除
- ・障がい者控除
- ・勤労学生控除

③支給方法 講座振込 年 3 回(6 月 10 日・10 月 10 日・2 月 10 日)

④申請等 申請(認定請求)の翌月分から支給する。

(転入の場合は、住民票の転出予定日の翌日から 15 日以内に申請すれば転入日の翌月から支給、また出生の場合も出生日の翌日から 15 日以内に申請すれば出生日の翌月から支給となる。)

申請の際には、支給するための口座情報、被用者かそうでないかを確認するための健康保険や年金等の情報を確認できる書類の添付、マイナンバー確認書類の提示が必要。

受給者は、毎年 6 月に現況届の提出が必要(郵送可)

※公務員は、所属庁に申請する。

⑤事業根拠 児童手当法・児童手当法の一部を改正する法律等

⑥補助金 被用者及び非被用者の費用負担割合(平成 24 年 4 月改正)

・児童手当給付費に係る業務の流れ(支給から過払金の返納、不納欠損まで)

1. 臨時職員が申請書類をシステムに入力する。

臨時職員が入力した結果を正職員が確認している。

児童手当給付費は、アイネス社のシステムにより処理している。同システムは、住民基本台帳のデータ、住民税のデータと連動しており、児童手当申請者の情報を入力すると、家族情報と住民税の課税情報が画面上に表示される。

2. 月次の認定バッチ処理により決裁している。決裁後に支給対象者に認定通知書を送付する。

3. 毎年6月の現況報告提出を要件として、児童手当給付金を継続支給している。現況報告提出を失念しても、2年以内なら遡及して支給できる。2年超で時効が成立する。
4. 過払い、返納通知書
子育て支援課の債権は、子育て支援課で回収している。可能な場合には支払調整により対応している。
過払理由で多いのは、所得の更正である。
市内に住所を有しなくなった者は、「資格喪失されていない者のリスト」が毎月出力され、担当者が確認している。
5. 不納欠損処理
児童手当支給の対象者に関する、不納欠損時に作成にされるリストは、収納課に報告され、市長により承認される。

福祉システム(アイネス社製)は住民基本台帳のシステム、市民税のシステムに連動している。アクセスするには、指紋認証とパスワード入力が必要である。
未収金情報は備品情報と同様に財務会計システムに登録される。

児童手当給付費関係の書類は、鍵付きキャビネット及び文書庫で保管している。

(2) 着眼点並びに監査手続

児童手当給付費について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 児童手当等の過払金が適切に処理されているか検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課に質問した。 ・子育て支援課資料を査閲した。 ・児童手当債権者一覧を査閲した。 ・歳入予算整理簿を査閲した。 ・歳出予算整理簿を査閲した。 ・不納欠損伺書を査閲した。
② 児童手当等の不納欠損処理が適切に処理されているか検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課に質問した。 ・子育て支援課資料を査閲した。 ・児童手当債権者一覧を査閲した。 ・歳入予算整理簿を査閲した。 ・歳出予算整理簿を査閲した。 ・不納欠損伺書を査閲した。

(3) 監査の結論

《結論の概要》

児童手当給付費について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 児童手当等の過払金が適切に処理されているか検討する。	○		
② 児童手当等の不納欠損処理が適切に処理されているか検討する。	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

① 過払金に関する管理・回収事務

児童手当の過払金の管理

児童手当の受給者に、市外・海外転出、所得の更正、拘禁などが発生し、受給資格を喪失した場合や支給額が減額された場合に、支給済みの児童手当の金額が遡って修正されると、児童手当の過払金が発生する。この過払金は受給者に返還義務が生じるため、市の債権となる。平成 27 年度から平成 29 年度にかけての児童手当等の過払金の発生件数、発生額、回収額の推移は以下のとおりである。

<児童手当等の過払金の発生件数、発生額、回収額の推移>

歳入予算管理簿で整理している債権

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
過年度滞納繰越分	A	件数 (件)	36	33	33	
	B	前年度末残高(千円)	5,107	4,926	4,406	
		(調定更正額) (千円)		-245	-138	
	C	本年度収納済額(千円)	355	220	241	
	D	未収残額(千円)	4,752	4,461	4,027	
	E	不納欠損額(千円)	26	615	1,014	
	F	本年度末残高(千円)	4,726	3,846	3,013	…①
現年度新規発生分 (前年度以前の支払いに対する過払)	G	件数 (件)	1	6	10	
	H	本年度調定額(千円)	100	720	1,635	
	I	本年度収納済額(千円)	0	260	565	
	J	未収残額(千円)	100	460	1,070	
	K	不納欠損額(千円)	—	—	—	
	L	本年度末残高(千円)	100	460	1,070	…②
本年度収入未済額	M	(F+L)	4,826	4,306	4,083	①+②

歳出予算管理簿で整理している債権

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
現年度新規発生分 (今年度の支払いに対する過払)	N	件数 (件)	9	12	9	
	O	発生額(千円)	265	220	160	
	P	収納済額(千円)	165	120	135	
	Q	未収残額(千円)	100	100	25	
	R	不納欠損(千円)	—	—	—	
	S	本年度末残高(千円)	100	100	25	

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

児童手当給付費の過払金未回収額は、平成 29 年度末残高では 4,083 千円(4,083 千円+25 千円)である。同年度の児童手当給付金 5,516,801 千円に対して 0.007%である。

児童手当等の過払金について、平成 27 年度から平成 29 年度の発生件数は 33~36 件、年度の新規増加額は 25 千円~100 千円、不納欠損額は 26 千円~1,014 千円になっている。

② 児童手当等の不納欠損処理が適切に処理されているか

児童手当等の過払金に関する不納欠損処理について検討した。不納欠損処理については「越谷市債権管理条例及び施行規則に以下のとおり記載されている。

越谷市債権管理条例	
第 14 条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる。	
(1)	債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
(2)	破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
(3)	当該債権について消滅時効に係る時効の援用ができることとなったとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
(4)	第 8 条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
(5)	第 11 条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
(6)	債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき。

不納欠損処理した債権一覧(平成 29 年度) (単位:円)

	金額		不納欠損理由	債権発生年度
対象者 1	65,000		時効消滅	平成 23 年度
対象者 2	91,000		時効消滅	平成 23 年度
対象者 3	234,000		時効消滅	平成 23 年度
対象者 4	390,000		時効消滅	平成 23 年度
対象者 5	104,000		時効消滅	平成 23 年度
対象者 6	45,000		時効消滅	平成 24 年度
対象者 7	40,000	969,000	時効消滅	平成 24 年度
対象者 8	45,000	45,000	債権放棄 本人死亡により徴収見込みなし	平成 28 年度
不納欠損額合計		1,014,000		

(出所：子育て支援課提供資料より監査人が作成)

平成 29 年度の不納欠損処理 1,014,000 円は越谷市債権管理条例 第 14 条 第 1 項 3 号(消滅時効)、6 号(死亡)により処理されたものである。不納欠損理由について不納欠損伺書では次のように記されている。児童手当返納金については、文書及び電話等で支払督促を行い、債権回収を図ってきたが、平成 23 年度～平成 24 年度に発生した債権のうち既に消滅して

いるもの、及び平成 28 年度に発生した債権のうち、越谷市債権管理条例上、債権放棄の対象になるものについて、欠損処理を行っている。こども手当、(旧)児童手当については居住実態の変化により受給資格を喪失するが、平成 23 年度当時、特に外国籍の受給者及び対象児童の出国について現状確認に時間がかかり過支給が起りやすく、出国や転出後に返納交渉が途絶えたまま時間が経過している。今後の回収対策としては、未返納者に対しては、督促状及び催告書を送付や電話に加え、場合により訪問により督促し、回収率向上を図るとしている。

個別の債権の資料を閲覧し、文書や電話により督促・催告されていた事実が記載されていることを確認した。

16. 児童扶養手当給付費

(1) 概要

事務事業名	児童扶養手当給付費		
事業目的	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。		
事業内容	児童扶養手当法第4条、児童扶養手当法施行令第1条の2、第2条のいずれかに該当する児童を育てている父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に支給される。		
根拠法令・条例	児童扶養手当法		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業予算(千円)	1,094,345	1,092,000	1,098,000
決算額(千円)	1,052,527	1,066,247	1,082,402

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

支給対象となる子どもは、18歳になった年の年度末までの児童（一定の障がいのある児童の場合は20歳未満）であり、以下のいずれかに該当する児童を育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者に支給される。

- ・ 父母が離婚（事実婚の解消を含む）した後父または母と生計を同じくしていない児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母に一定の障がいがある児童
- ・ 父または母の生死が明らかではない児童
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・ 婚姻によらないで懐胎した児童

申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき、子どもが母子支援施設などを除く児童福祉施設等に入所しているときは手当を受けない。

① 児童扶養手当給付額

平成29年度における児童扶養手当給付額は、所得額と児童数により異なっている。児童一人のとき全額支給された場合の金額は、月額42,290円である。児童が二名になると二人目加算額があり、月額52,280円となる。児童が三名以上になると三人目以降加算額が児童一名につき5,990円支給されるため、三名の場合は58,270円となり、その後一名増えるごとに5,990円増額される。ちなみに、平成30年度においては金額の改定が行われている。

しかし受給者の所得が一定額を超えると、手当を受け取る方または扶養義務者（直系血族・兄弟姉妹）等の前年の所得に応じて減額され一部支給となり、所定の計算式に基づいて

児童手当給付費の金額が計算される。支給要件が婚姻解消の場合は、離婚後に受け取った金銭、認知のある未婚の場合は、児童の出生後に受け取った金銭である養育費については、養育費の80%の金額が受給者の所得金額に加算されることになる。また、受給資格者の前年の所得が、一定の金額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、全部が支給されない。

支給は、4月、8月、12月の年3回行われる。越谷市における平成25年度から平成29年度の受給資格者数及び受給者数は、以下の通りである。

(単位：人)

年度	受給資格者数		
	受給者数	支給停止者数	計
平成25年度	2,313	240	2,553
平成26年度	2,264	242	2,506
平成27年度	2,239	269	2,508
平成28年度	2,204	293	2,497
平成29年度	2,170	294	2,464

(出所：子育て支援課提供資料)

平成25年度から平成29年度にかけて、年度により若干の変動はあるが、毎年2,200名前後で推移している。支給金額は、平成25年度1,070,633,250円、平成26年1,052,791,307円、平成27年1,051,812,837円、平成28年1,065,511,646円、平成29年1,081,522,590円となっている。児童手当給付費は、国から支給金額の三分の一が児童扶養手当給付費国庫負担金として支給されるため、越谷市の実質的な負担額は支給金額の三分の二となっている。平成29年度は、国から357,324,160円の児童扶養手当給付費国庫負担金が支給されているため、越谷市の実質的な負担額は、724,198,430円である。

これに対して、越谷市における当初予算は1,023,000,000円であり、補正予算で75,000,000円追加計上されている。当該年度の歳出予算現額から支出済額1,082,401,680円を差し引いた不用額は15,598,320円となっている。

② 児童扶養手当受給の手続き

児童扶養手当を新規に請求する場合、申請者は認定申請書に、戸籍謄本、住民票、公的年金調書、支給要件の事由を示す書類、所得に関する書類を添付し市役所に提出することになる。また、その他個別の事情がある場合は、それを示す書類を添付する必要がある。市役所は提出された書類を審査、調査を行い、問題がない場合は受給者台帳に登録し、通知書、証書等を申請者に交付する。書類に不備がある場合などは、申請者に提出書類を返戻し、再提出を求めることになる。他の市町村から転入する場合、他の市町村へ転出する場合は、住所変更届を市役所に提出する。毎年状況変化の確認は、毎年8月1日から8月31日の間に受給資格者が住民票、支給要件の事由を示す書類、所得に関する書類を添付し市役所に持参することになっている。また、住民登録の実態の異動があった場合、その都度届出が必要になる。

市役所では、その時に受給資格者から聞き取りを行い、住民票の異動があった受給資格者についてはリストを作成している。また、氏名が変わった場合、受給のための口座が変わった場合、同居の人数が変わった場合については理由を確認している。現況届を2年以

上提出しない場合は、時効により受給資格が消滅される。また、現況届未提出者は、所得制限に関係なく支給差止になる。

(2) 着眼点並びに監査手続

児童扶養手当給付費について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 申請者の審査が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課へのヒアリング ・児童扶養手当申請の案内書、認定請求書、公的年金調書、養育費等に関する申告書の査閲
② 受給資格確定後の状況変更の確認が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課へのヒアリング ・児童扶養手当現況届、聞き取り調書確認用マニュアルの査閲 ・児童扶養手当債権管理表の査閲
③ 発生した過誤払金の回収が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課へのヒアリング ・児童扶養手当債権管理表の査閲・分析

(3) 監査の結論

《結論の概要》

児童扶養手当給付費について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 申請者の審査および金額の算定が正確に行われているか	○		
② 受給資格確定後の状況変更の確認が正確に行われているか	○		
③ 発生した過払金が適切に回収されているか	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

① 申請者の審査が行われているか

児童扶養手当は、一定の条件をみたす児童を育てている父または母、もしくは主として生計を維持する養育者に支給される。そのため、まず、児童が一定の要件を満たす児童に該当するかを正確に把握することが重要となる。この点において、越谷市における児童扶養手当申請の案内書（母子・その他）、認定請求書、公的年金調書、養育費等に関する申告書を査閲した。案内書においては、氏名、母子家庭となった理由、児童の父、児童の父からの養育費、児童の父との面会、職業、住宅、実家、同居している人とその続柄について記載する必要があり、申請者の資格要件の確認を行っている。また、認定申請書においても、受給者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、配偶者の有無、養育費の取り決めの有無、障がいの状況、公的年金等の状況、支払口座を記載する必要がある。その他にも、受給者の所得、配偶者または同居している扶養義務者の所得、児童及び児童の父（母）の状況を記載する必要がある。公的年金調書においては、請求者の現在加入している年金、過去に加入していた年金、死亡者・障がい者についての状況、児童が受け取ることのできる公的年金の状況等について記載する必要がある。このように、申請時においては、これらの書類において、申請者の状況を詳しく確認している。

また、窓口で配布するパンフレットやリーフレット、広報誌、ホームページ等において、手当の支給要件とともに資格喪失要件、支給停止要件及び過払い金の返還の周知をおこなっている。これらのことから、資格のないものが新たに申請を行って認められる可能性は低いと思われる。

次に、受給の金額が正確に算定されているかであるが、金額の算定には、申請者の所得を正確に把握する必要がある。これについては、市役所では市民の課税データから申請者の所得状況を把握することができるため、特に問題はない。また、養育費については養育費等に関する申告書において、養育費取り決めの状況、養育費の額、受取状況について記載する必要がある。そのため、申請者が正確に状況を申告すれば、養育費の額を所得に加算することができる。しかし、受給者の申告にすべてが委ねられているため、どこまで正確に把握できているかはわからないのが実情であると思われる。しかし、この点においては、申請者が正確に申告しない場合には、児童扶養手当法23条において、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。養育費の金額の把握は、自己申告のため漏れやすいと考えられるが、受給額の徴収という厳しい規定が置かれていることから、一定の抑止力があると考えられる。実際に、越谷市においては養育費を虚偽記載したため児童扶養手当を返還するという事例は見られなかった。

以上より、申請者の審査および金額の算定が適切に行われているかについては特に問題がないと判断した。

② 受給資格確定後の状況変更の確認が行われているか

監査における二つ目の着眼点は、受給資格確定後の状況変化の確認が正確に行われているかである。申請時にしっかりと審査を行ったとしても、受給者の状況が変わることも多いため、受給後の状況をしっかりと把握しておくことが重要である。この点においては、毎年8月に受給停止者も含む受給資格者に児童扶養手当現況届を直接市役所に持参するように求めている。児童扶養手当現況届においては、受給者、配偶者、扶養義務者の前年分の所得、支給対象児童の状況等を記載することになる。そして、面談において、同居人について、生計維持方法について、住宅についてなどを本人に記載してもらい、それをもと

に職員が聞き取った事項を詳細に記録している。現況届を提出しないとその後の児童扶養手当の支給はされないため、児童扶養手当を受給しようとする場合は必ずこの手続きを行う必要がある。このように、受給後においても、毎年しっかりと状況の確認を行っている。

しかし、担当者とのヒアリングにおいて、児童扶養手当過誤払金が発生しているとのことであった。児童扶養手当過誤払金とは支給要件に該当しない状況にあるにもかかわらず、必要な届け出を故意又は過失により怠り、不当に給付を受けた児童扶養手当である。越谷市における児童扶養手当過誤払金は平成25年度～平成29年において21件発生しており、の発生原因は、以下のとおりである。

(単位：件)

年度	年金受給関連	事実婚	税更正関連	その他
平成 25 年度	1	1	0	1
平成 26 年度	2	0	1	1
平成 27 年度	0	1	3	0
平成 28 年度	2	1	1	0
平成 29 年度	5	0	1	0
合計	10	3	6	2

(出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成)

これを見てもわかるように、主に本人が年金を受給したためと父母の年金加算の対象になったためという年金関連を原因とするものが過誤払金発生原因の半数近くとなっている。次いで、税務申告の金額に更生があった場合に所得金額が変更に伴う税更正、法律上婚姻関係にはないが実質的には婚姻関係にあるとみなされる事実婚と続いている。その他は、実際には児童扶養手当の支給対象となる児童と生計を同じくしていなかった監護なし、本人拘禁がそれぞれ1件ずつである。

児童扶養手当は、児童扶養手当法第13条の2により、公的年金給付の額により支給制限が行われている。そのため本人が年金を受給した場合、父母や養育者の手当てに対する加算の対象になった場合には、支給制限が行われる場合がある。児童扶養手当の受給者は、再婚や年金受給等の事由に基づき受給資格を失った場合には、速やかに児童扶養手当喪失届を手当の支給期間に提出する義務がある（児童扶養手当法施行規則第11条）。しかし、届出がない場合、あるいは遅延した場合に、市役所が年金の状況を把握するまでの期間、手当の過払いが発生することになる。また、税更正は、確定申告に誤りなどがあり、前年の所得金額や所得控除額の変わり、前年の所得の金額が増額したために、過誤払金が発生してしまった場合である。

一度過誤払いが行われると、受給者はその金額を返済しなければならない。児童扶養手当給付金の受給世帯はもともと生活が困窮しないようにするための給付であるため、一度支給した金額を回収することは困難を伴う。そのため、できる限り過誤払い金を発生させないようにすることが重要である。越谷市における平成25年度から平成29年度において発生した過誤払の発生原因は、年金受給に関連するものが21件中10件と半数近くを占めている。そのため、年金の受給状況を市役所が把握できれば防ぐことができると思われる。現時点においても、越谷市においては受給者の年金状況の把握に努めているとのことであるが、過誤払の大きな原因になっているため、今まで以上に年金受給状況の把握に努めることが望ましい。

③ 発生した過誤払金の回収が行われているか

児童扶養手当過誤払金は公法上の債権にあたり、児童扶養手当法第23条に基づき、偽りその他の手段により手当の支給を受けた者については、国税の滞納処分のように徴収することが可能である。地方自治法第236条第1項、第2項より、消滅時効の期間は5年であり、時効起算日は法定納付期限の翌日である。時効援用は不要である。時効は、民法147条より請求、差押え、仮差押えまたは仮処分、承認によって中断することになる。

越谷市債権管理条例14条では、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき等に、越谷市は債権を放棄することができることとされている。

そのため、児童扶養手当の過誤払金が発生した場合、督促状を送付し、債権回収を行う必要がある。しかし、越谷市が過払いの事実を認識し、債務者に対し返還請求を行う際には、過払いとなった手当は既に消費され、一括返済ができないケースが多い。しかも、児童扶養手当を受給していた世帯は、もともと経済的に困窮していた世帯が多く、過払いの返還が困難となることが多い。

平成25年度から平成29年度に発生した債権の回収状況は以下のとおりである。回収額は、平成30年8月27日時点の数字を示している。平成25年度の不納欠損額は、債務者が生活保護を受給することになったため、債権を放棄したものである。

(単位:千円)

発生年度	発生額	回収額	未回収額	不納欠損額
平成25年	487	238	248	248
平成26年	4,501	3,235	1,266	—
平成27年	2,260	1,180	1,079	—
平成28年	1,141	804	336	—
平成29年	2,781	929	1,851	—

(出所:児童扶養手当債権管理表から監査人が作成)

この表を見てもわかるように、平成25年度の債権回収率は約49%、平成26年度の債権回収率は約72%、平成27年度の債権回収率は約52%、平成28年度の債権回収率は約71%、平成30年度の債権回収率は約33%となっている。

越谷市における債権回収手続きを見ると、債権発生時に督促状を送付し、個別訪問等により債権回収に努めている。

17. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(1) 概要

事務事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		
事業目的	<p>《特別会計》 ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県、指定都市又は中核市から貸付を受けられる資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。</p> <p>《一般会計》 平成 27・28 年度は、特別会計への繰出金。平成 29 年度は、中核市移行に伴い、埼玉県から譲渡を受けた債権に係る償還金。債権譲渡価格については、債権譲渡総額を国庫借入金と県一般会計の割合で按分し、県に帰属する債権額から債権放棄額（利息及び違約金分）を差し引くことにより算出。</p>		
事業内容	<p>《特別会計》 経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため、必要な資金を貸し付ける。</p> <p>《一般会計》 県が借受人に対して持っている債権を、市が約 1 億 3 千万円で譲渡を受けたことで発生したもの。返還金については、平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間の年賦払いで支払。</p>		
根拠法令・条例	<p>《特別会計》 母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 越谷市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則</p> <p>《一般会計》 母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 越谷市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則 地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の規定 及び 指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令第 8 条の規定</p>		
《特別会計》	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	63,000	69,673	98,946
決算額(千円)	33,774	21,004	14,261
《一般会計》	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	11,000	800	27,290
決算額(千円)	11,000	0	26,758

① 概要

対象	母子家庭の母及び父子家庭の父、父母のいない 20 歳未満の子、寡婦、配偶者のいない 40 歳以上の女性、母子家庭又は父子家庭の子
内容	経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため、必要な資金を貸し付ける。

② 特別会計

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 36 条第 1 項により、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸し付けを行うためには特別会計を設ける必要がある。特別会計の歳入及び歳出については、以下のように定められている。

歳入	一般会計からの繰入金、(国からの借入金)、福祉貸付金の償還金、附属雑収入
歳出	福祉資金貸付金、(国への償還金)、(一般会計への繰入金)、貸付に要する事務費

※国から借り入れる場合は、貸付金の財源として一般会計から繰り入れる額の 2 倍に相当する額を借り入れるものとされている。

※決算上剰余金を生じさせた時は、これを当該年度の翌年度の特別会計の歳入に繰入なければならないが、その額が政令で定める額を超える場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 37 条第 2 項に基づき、国へ償還する必要がある。その場合には、国へ償還する額の 2 分の 1 に相当する額を一般会計へ繰り入れることができる。

③ 実績

・埼玉県からの引継ぎ件数：462 件(平成 27 年 4 月 1 日)

内訳	就学支度資金	195 件	修学資金	212 件
	技能習得資金	12 件	医療介護資金	2 件
	生活資金	20 件	転宅資金	15 件
	修業資金	3 件	住宅資金	3 件

・貸付相談件数

	貸付	償還	合計
平成 27 年度	233 件	117 件	350 件
平成 28 年度	167 件	116 件	283 件
平成 29 年度	171 件	58 件	229 件

・申請及び決定等件数

	申請	決定	貸付(年度内)	貸付審査会 実施回数
平成 27 年度	22 件	18 件	15 件	10 回
平成 28 年度	7 件	6 件	5 件	4 回
平成 29 年度	4 件	4 件	4 件	4 回

・年度別新規貸付決定状況

資金別	27年度		28年度		29年度	
	件数	貸付決定額 (千円)	件数	貸付決定額 (千円)	件数	貸付決定額 (千円)
修学	3	3,888	1	2,268	—	—
技能習得	3	2,251	—	—	—	—
生活	3	1,646	—	—	—	—
住宅	1	600	—	—	—	—
転宅	2	355	—	—	1	243
就学支度	6	2,289	5	1,945	3	1,600
計	18	11,029	6	4,213	4	1,843

・年度別貸付状況

	貸付額(千円)
平成27年度	33,774
平成28年度	21,004
平成29年度	14,083

平成27年度から平成29年度にかけて母子父子寡婦福祉貸付金の年度別貸付額が減少しているが、借りやすく借り入れ可能金額も多い学生支援機構の奨学金をすすめているためである。

・償還額(元利金)

償還額の内訳及び償還率 ※滞納繰越分含む

平成29年度：45,512千円

(単位：千円)

	調定額	収入額	償還率
母子元金	60,535	43,069	71.1%
母子利子	63	47	74.5%
母子合計	60,598	43,116	71.2%
父子元金	—	—	—
父子利子	—	—	—
父子合計	—	—	—
寡婦元金	2,924	2,392	81.8%
寡婦利子	4	2	63.3%
寡婦合計	2,928	2,395	81.8%
合計	63,527	45,512	71.6%

平成 28 年度：43,323 千円

(単位：千円)

	調定額	収入額	償還率
母子元金	56,485	40,911	72.4%
母子利子	75	52	70.1%
母子合計	56,560	40,963	72.4%
父子元金	—	—	—
父子利子	—	—	—
父子合計	—	—	—
寡婦元金	2,930	2,357	80.4%
寡婦利子	6	2	40.1%
寡婦合計	2,937	2,359	80.3%
合計	59,498	43,323	72.8%

平成 27 年度：38,147 千円 (単位：千円)

	調定額	収入額	償還率
母子元金	49,056	35,950	73.2%
母子利子	59	38	64.9%
母子合計	49,116	35,988	73.2%
父子元金	—	—	—
父子利子	—	—	—
父子合計	—	—	—
寡婦元金	2,624	2,158	82.2%
寡婦利子	6	—	—%
寡婦合計	2,631	2,158	82.0%
合計	51,747	38,147	73.7%

償還率（現年・滞繰別）

		母子	父子	寡婦
平成 27 年度	現年度	87.9%	—	93.1%
	滞納繰越	14.6%	—	13.4%
平成 28 年度	現年度	89.4%	—	92.4%
	滞納繰越	16.9%	—	22.4%
平成 29 年度	現年度	89.4%	—	79.4%
	滞納繰越	11.9%	—	56.9%

・滞納者数(一人が2つの資金を借りている場合、2人として計算)

	滞納者数	償還計画策定済	未策定
平成27年度	94人	47人(50.0%)	47人(50.0%)
平成28年度	101人	54人(53.5%)	47人(46.5%)
平成29年度	105人	6人(60.0%)	42人(40.0%)

埼玉県への返金額

平成29年度から、新たに埼玉県に対する返還金が発生している。これは、埼玉県が行っていた母子父子寡婦福祉資金の貸付事業を平成27年度から越谷市が行うことになったことに伴い、県が仮受人に対して持っている債権を、市が約1億3千万円で譲渡を受けたことにより発生したものである。返還金については、平成29年度から平成33年度の5年間の年賦払いで支払うことになっている。

各年度の支払額(無利子)

第1年度	26,758千円	平成29年度
第2年度	26,757千円	平成30年度
第3年度	26,757千円	平成31年度
第4年度	26,757千円	平成32年度
第5年度	26,757千円	平成33年度
合計	133,789千円	

(2) 着眼点並びに監査手続

母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、個別の債権ごとに適切な管理が行われているか	子育て支援課への質問 例規集の閲覧 貸付金台帳の閲覧 貸付審査の規則の確認、規則通りに実施されているかの検証 回収可能性を検討したうえで貸付審査が行われているかの検証

(3) 監査の結論

《結論の概要》

母子父子寡婦福祉資金貸付事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業について、個別の債権ごとに適切な管理が行われているか	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

① 個別の債権ごとに適切な管理が行われているか。

平成 30 年 3 月 31 日現在の母子父子寡婦福祉資金貸付金の残高は以下の通りである。

単位：千円)

資金種別 名称	元金 残高	利子 残高	違約金 残高	合計 残高	未納 元金	未納 利子	未納 違約金	未納額計
就学支度	40,792	—	594	41,387	4,046	—	582	4,628
修学	235,768	—	1,828	237,596	14,730	—	1,709	16,439
修業	536	—	2	538	306	—	2	308
技能習得	6,543	190	6	6,740	571	10	5	587
医療介護	60	—	168	228	60	—	162	222
生活	8,444	72	68	8,584	945	—	26	972
転宅	1,085	13	529	1,629	703	9	480	1,193
住宅	890	13	1	905	33	—	1	35
合計	294,121	290	3,198	297,610	21,398	21	2,969	24,388

- ・事業開始、事業継続、結婚資金は対象がない。
- ・残高は、納期未到来分（平成 30 年 4 月調定予定以降分）含めての残額である。（貸付決定日が平成 30 年 3 月 31 日以前のものに限る。）
- ・未納額は、平成 30 年 3 月 31 日時点で未納状態の平成 30 年 3 月調定以前分である。
- ・免除・欠損している残高は集計から除外している。

（出所：子育て支援課提供資料から監査人が作成）

貸付金台帳を閲覧するとともに、母子就学、寡婦転宅、父子就学支度から 1 件ずつサンプルを抽出し保険福祉総合システムによる個別の債権管理が行われているか確認した。「償還中」、「滞納中」、「据置中」の別が確認されたが、個別の債権ごとに残高が管理されていた。

貸付の財源は一部国庫貸付金によって賄っているが、市の財政が負担するところも大きい。不納欠損となった場合には、市の財政から補てんすることになり、当該貸付金の回収不能リスクは市も負っている。貸付事業にあたっては、児童の福祉増進を図りつつも、貸付金の回収不能により市がリスクを負わないように十分に注意する必要がある。

18. 子育て支援事業

(1) 概要

事務事業名	子育て支援事業		
事業目的	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。		
事業内容	1 子育てサロン事業 2 ファミリー・サポート・センター事業 3 緊急サポート・センター事業 4 子どもショートステイ事業 5 子育て支援ネットワーク推進事業		
根拠法令・条例	児童福祉法第6条の3第6項		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業予算(千円)	36,900	36,900	35,400
決算額(千円)	36,341	36,341	34,981

決算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
子育てサロン事業	25,460	25,460	24,100
ファミリー・サポート・センター事業	7,200	7,200	7,200
緊急サポート・センター事業	1,944	1,944	1,944
子どもショートステイ事業	—	—	—
子育て支援ネットワーク推進事業	1,737	1,737	1,737

① 子育てサロン事業（平成 11 年 1 月 27 日開始）

(ア) 事業目的および事業内容

子育て中の親子同士の交流や相談、子育て講座の開催や子育て情報の提供を行い、育児不安や孤立感の解消を図り、子育ての喜びが実感できる環境づくりを進めている。

事業内容としては、子育てサロン設置施設において、主に 4 つのことを実施している。

1 つは「子育て相談」であり、サロン相談員による子育てに関する相談と参加者同士の交流である。2 つ目は「子育て講座」であり、子育てサークルの指導者等による手遊びや工作などの親子ふれあい講座である。3 つ目は「子育てひろば」であり、出入り自由で気軽に遊ぶ。参加者同士の交流である。4 つ目は「家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）」であり、家庭訪問ボランティアが家庭を訪問し、育児不安等を抱える未就学児の子育てを行っている者に対して行う傾聴、助言等の支援及び協働による乳幼児等の世話等の支援である。

(イ) 利用実績（実施回数・人数）

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
ヴァリエ	510	7,145	490	7,412	471	8,039
住まいの情報館	203	4,552	230	4,614	228	3,999
コスモス	165	18,153	165	17,027	166	15,639
ヒマワリ	151	13,717	154	13,149	154	12,419
はぐはぐ	352	11,083	349	10,373	310	10,507
はぐはぐ出張ひろば			50	2,478	56	1,965
フェリーチェ	215	5,969	215	6,422	210	6,312
フェリーチェ出張ひろば	58	2,742	62	3,197	61	3,221
合計	1,654	63,361	1,715	64,672	1,656	62,101
	平成 28 年度		平成 29 年度			
	回数	人数	回数	人数		
ヴァリエ	468	7,835	472	8,076		
住まいの情報館 （水辺のまちづくり館）	228	3,312	62	3,478		
コスモス	163	14,844	164	16,772		
ヒマワリ	149	12,792	151	11,753		
はぐはぐ	319	9,681	341	10,526		
はぐはぐ出張ひろば	56	2,306	56	2,040		
フェリーチェ	197	5,861	179	4,795		
フェリーチェ出張ひろば	59	3,095	55	2,287		
合計	1,639	59,726	1,480	59,727		

平成 29 年度の住まいの情報館（水辺のまちづくり館）の実施回数が大きく減少しているのは、施設の廃止に伴い、子育てサロンも廃止となった影響である。

② ファミリー・サポート・センター事業（平成 12 年 5 月 1 日設置 同年 7 月活動開始）

(ア) 事業目的および事業内容

子育ての援助を行いたい方（提供会員）と子育ての援助を受けたい方（利用会員）を会員として組織し、地域における子育ての相互援助活動を目的とした事業である。センター（事務局）はサービス利用にあたって、利用会員と提供会員の連絡調整や育児に関する知識・技術の習得のための研修会等を実施している。

小学校 6 年生までの児童を対象に子どもの一時預かりや保育所などへの送迎、保育施設の保育開始前または終了後の預かり保育、子どもを保育施設まで送迎などを主に実施している。

(イ)センター（事務局）設置場所

場所は越谷市越ヶ谷四丁目 1 番 1 号中央市民会館内にある。事務局センターは、年末年始を除き毎日 9 時 30 分～17 時で営業している。

③ 緊急サポート・センター事業（平成 24 年 4 月 1 日開始）

(ア)事業目的および事業内容

病児及び病後児の預かり等の緊急の援助活動を希望する利用会員及びそれらの援助活動を行いたいサポート会員による相互援助の体制を組織化し、援助活動の利用に係る会員相互の紹介等を行い、市民が仕事及び育児を両立することができる環境を整備し、もって子育て支援の充実を図ることを目的としている。

主な事業内容としては、小学校 6 年生までの児童を対象として、お子さんが風邪や発熱の時の預かりや保護者が体調不良で保育が困難な時の一時預かりなどを実施している。

(イ)センター（事務局）設置場所

場所は川口市戸塚 1-10-9-101 であり市外に設置しているが、事務局センターであるため、特に利用者に不便が生じることはない。

事務局センターは、年末年始を除き毎日 7 時～20 時に営業している。

(ウ)利用件数

	病児	預かり	送迎	宿泊	合計
平成 25 年度	93	64	48	1	206
平成 26 年度	53	29	15	6	103
平成 27 年度	45	23	10	0	78
平成 28 年度	74	94	92	0	260
平成 29 年度	43	128	118	1	290

④ 子どもショートステイ事業（平成 22 年 5 月 31 日開始）

事業目的および事業内容

保護者が疾病その他の理由により家庭において児童の養育が困難となった場合に、当該児童を一時的に児童福祉施設において養育する子どもショートステイ事業を実施することにより、家庭の福祉の向上に寄与することを目的としている。

⑤ 子育て支援ネットワーク推進事業（平成 25 年 4 月 1 日運用開始）

事業目的および事業内容

住民参加型の子育てポータルサイト「こしがや子育てネット」を運用し、子育て支援ネットワークの推進を図るとともに、子育てに関する情報をわかりやすく、タイムリーに発信することを目的とする。妊娠から出産、0 歳から 18 歳までの子育て・教育に関する情報を主に発信している。

関係機関及び子育て支援団体等に団体 ID を発行し、各団体において、団体情報やイベント情報を登録することができ、公開にあたっては、不適切な記述がないかなど、ホームページ管理者として市がチェックを行ったうえで公開する形をとっている。

(2) 着眼点並びに監査手続

越谷市が設置・運営する子育て支援事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 市民の要求に応えた子育て支援事業の活動を行っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課担当者へのヒアリング ・関係資料の査閲
② 業務委託先の決定方法が適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課担当者へのヒアリング ・入札手続関連書類（予算執行伺い書、見積書など）の閲覧
③ 業務委託先に対して、適切にモニタリングを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者へのヒアリング ・契約書、予算執行伺い書、入札関連規定の閲覧

(3) 監査の結論

《結論の概要》

子育て支援事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 市民の要求に応えた子育て支援事業の活動を行っているか	○		
② 業務委託先の決定方法が適切に行われているか	○		
③ 業務委託先に対して、適切にモニタリングを行っているか			○

① 市民の要求に応えた子育て支援事業の活動を行っているか。

(ア) ファミリー・サポート・センター事業について

ファミリー・サポート・センター事業の利用状況と利用件数は以下の通りである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
時間	6,654 時間 10 分	7,143 時間 17 分	7,647 時間 19 分	6,489 時間 06 分	6,179 時間 46 分
件数	4,279	4,769	5,903	4,862	4,157

過去 5 年間の利用時間や利用件数は平成 27 年度をピークに減少傾向となっている。これはファミリー・サポート・センターの利用理由は多岐にわたるため、人口の増減はもちろんのこと社会情勢や保護者のニーズの変化、他の子育て支援制度（延長保育や学童保育の年齢拡大等）に影響を受けやすいと考えられ、内容別活動状況では、ピーク時から半数近く減少

している活動もあれば、5年間で3倍近くに増加している活動もあるとの説明を受け、運営方法に問題があるわけではないことを確認した。

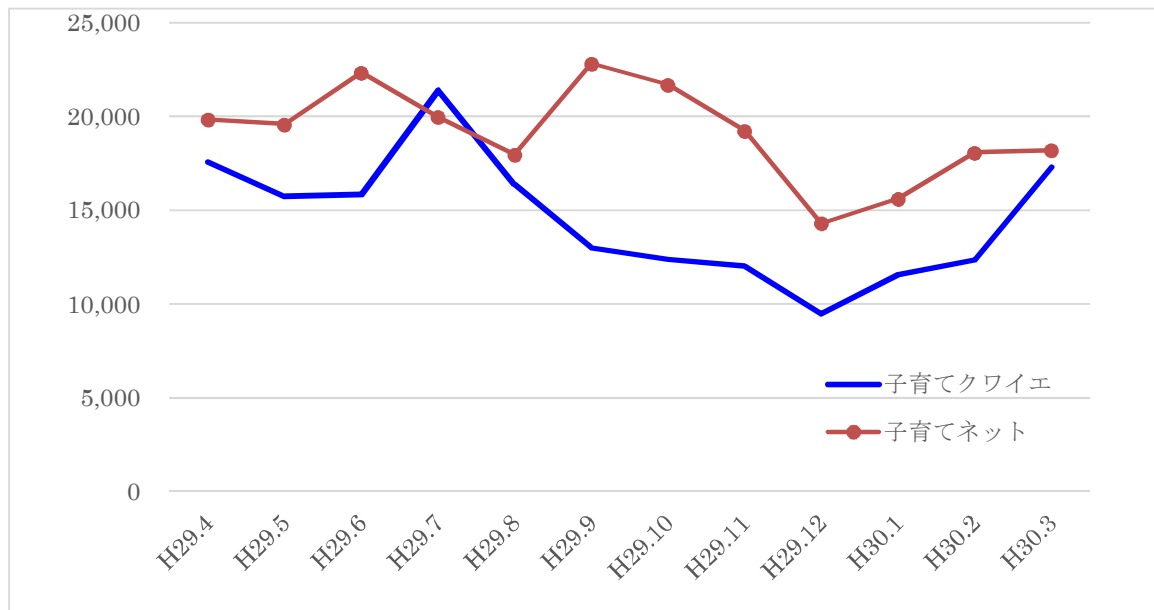
また利用時間数は減少しているのに対し決算額は減少していないが、これは新規の会員が多ければ、利用に至る前の登録や調整等の事務が発生することによるもので、越谷市では会員数が毎年増加しているため、それに伴い事務量も増えているためであるとのことである。市の説明に不合理な点はなく、ファミリー・サポート・センター事業の運営に問題はないと判断した。

(イ)子育て支援ネットワーク推進事業について

子育て支援ネットワーク推進事業のユーザー数等の状況は以下の通りである。

年間アクセス状況

		こしがや子育て ネット	こしがや子育て クワイエ	施設サイト	合計
平成 29 年度	ユーザー数	78,789	146,381	77,840	303,010
	訪問数	110,677	175,153	119,113	404,943
	ページビュー数	260,821	245,822	429,999	946,642



(出典：子育て支援課提供資料)

市民に子育てに関する情報を発信することは重要であり、市はアクセス数等の情報を活用してよりよいサイト運営を行っていくことが求められる。

業務委託先からのアクセス状況等の報告を受けたのみならず、それに対する改善策や目標を設定し、PDCAによる運用を実施していることを個別推進部会報告書および越谷市情報化推進計画第5次アクションプラン（平成30年4月）において、確認した。

個別推進部会報告書では、上半期の活動報告として、子育てアプリの導入を検討していることや業者によるデモンストレーションを実施していることを報告している。越谷市情報化推進計画第5次アクションプランでは、スマートフォンへの表示対応やコンテンツの陳腐化に対する活性化などを現状の課題として認識しており、職員による運用の適正化や操作研修を毎年実施することなどにより、訪問者数を20%増加させることを目標として掲げている。

市民の子育てに関する情報を積極的に発信することを市は計画しており、運営方法に問題はないと判断した。

② 業務委託先の決定方法が適切に行われているか

子育てサロン事業の設置場所および業務委託先等は以下の通りである。

	開設	所在地等	開所日等	委託先
ヴァリエ子育てサロン	平成11年1月	南越谷1-11-4新越谷駅ビル1階	月曜日除く毎日 9:30～17:00	社会福祉協議会 ※1
	出張ひろば 平成29年4月	レイクタウン4-1-4水辺のまちづくり館	木曜日 10:00～15:00	社会福祉協議会 ※2
児童館コスモス子育てサロン	平成20年4月	千間台東2-9	水・木・金曜日 9:00～14:00	社会福祉協議会
児童館ヒマワリ子育てサロン	平成20年4月	蒲生旭町11-35	水・木・金曜日 9:00～14:00	社会福祉協議会
つどいの広場はぐはぐ	平成21年4月	東越谷3-6-23生活クラブ越谷生活館内	月～金曜日 10:00～15:00	NPO法人 子育て支援 ワーカーズコレクティブみるく
	出張ひろば 平成26年4月	宮本町2-150-3 宮本町二丁目第一自治会館	水曜日 10:00～15:00	
みんなのひろばフェリーチェ	平成23年4月	東大沢2-5-1 コープ北越谷コープメイト2階	火・木・土曜日 10:30～15:30	NPO法人 子育てサポーター・チャオ
	出張ひろば 平成24年4月	大沢3-6-1-301 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	金曜日 10:30～15:30	
	家庭訪問型 子育て支援 平成26年4月	利用者宅等	基本的に、週1回 2時間、4回程度の訪問	

※1 平成12年度までは財団法人「越谷コミュニティセンター」に委託

※2 平成28年度までは社協に委託し「住まいの情報館」において週3日型を実施していたが施設の廃止に伴い子育てサロンも廃止となっている。

ヴァリエ子育てサロン、児童館コスモス子育てサロン、児童館ヒマワリ子育てサロンの業務委託先は社会福祉協議会となっている。当該業務委託先の選定手続について確認する。

予算執行伺い書を確認したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約となっている。

随意契約および特命理由は次の通りである。子育てサロンは少子化対策の一環として安心して子育てができるよう子育てに関する情報提供・子育て支援機能を備えた拠点として、子育て中の方を対象に相談事業、各種講座、情報提供などを行うもので、これらの事業の推進・運営にあたっては事業内容の熟知はもとより、専門的な立場からの関わりや、指導助言を行える体制が必要となる。また、4か所の拠点を運営するには相応の専門的な知識を備えた人材

確保が必要となる。しかし、市内で対応できる事業者は越谷市社会福祉協議会のみである。同協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とし、地域社会において民間福祉活動の中核となり、公共性・公益性の高い民間非営利団体であることから、特命随意契約となっている。

越谷市随意契約事務取扱要領第6条(3)では、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定されるときは業者の選定数を1社とすることができる旨の規定があり、市の特命理由に不合理はないと判断した。

また1社特命であり、他社の見積り書がないため、業務委託料の妥当性が問題となる。その点、妥当な金額か判断するための積算根拠資料を市に求めたところ、社会福祉協議会の資金収支当初予算書入手していることを確認した。当予算書には社会福祉協議会への委託料合計13,630千円の積算根拠として一人当たり人件費や工数、人数などが詳細に記載されており、内容に異常なものは発見されなかった。

市の業務委託先選定手続に問題点は発見されなかった。

③業務委託先に対して、適切に事業を評価しているか

市は子育てサロン事業やファミリー・サポート・センター事業の業務委託先について、書面による報告を受けているが、現地調査までは実施していない。

業務委託契約約款の第4条には、「発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告することができる。」と規定されている。

特段の問題は発生していないため、市は現地調査を行っていないが、随意契約で5年以上業務を委託している業者もあるので、適正な業務が行われているか、現地調査を行うことの意義は大きい。書面のみでの報告であると現場の実態を理解できず市民の要望に添った運営を委託先に指示監督できない可能性があることと委託先のモニタリングの形骸化を防ぐため、現地調査の実施を検討することが望まれる。【意見16】

【意見16】業務委託先に対する適切な事業の評価

市は子育てサロン事業やファミリー・サポート・センター事業の業務委託先について、書面により報告を受けているが、現地調査までは実施していない。

業務委託契約約款の第4条には、「発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告することができる。」と規定されている。特段の問題が発生していないため、市による現地調査はなされてない。しかし、随意契約で5年以上業務を委託している業者もあるため、業務が適正に行われているか、現地調査する意義は大きいと考えられる。書面報告のみだと現場の実態を理解できず市民の要望に添った運営を委託先に指示監督できない可能性もある。また、委託先のモニタリングの形骸化を防ぐため、現地調査の実施を検討することが望まれる。

19. 地域子育て支援事業

(1) 概要

事務事業名	地域子育て支援事業
事業目的	地域の児童及びその保護者が相互に交流を図るとともに、地域で安心して子育てができるような環境整備を推進するため、地域子育て支援センター事業を実施することにより、児童及び保護者の福祉の向上を図る。なお、事業実施箇所は、増林保育所、新方保育所及び荻島保育所の3か所である。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、次に掲げる事業 <ul style="list-style-type: none"> 子育て相談 子育て講座 子育てサークル等の育成・支援 その他地域の保育需要に応じた子育て支援事業 ・児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
根拠法令・条例	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第69条・児童福祉法第34条の11(地域子育て支援拠点事業) ・児童福祉法第34条の12～第34条の14(一時預かり事業) ・越谷市立保育所設置及び管理条例 ・越谷市立保育所設置及び管理条例施行規則 ・越谷市地域子育て支援センター事業実施要綱

①地域子育て支援センター一覧

事業箇所			開設時間
公立	1	越谷市地域子育て支援センター 「おひさまの子」 越谷市東越谷 8-180 増林保育所内	月～金、8:30～17:00
	2	越谷市地域子育て支援センター 「にこにこ」 越谷市大字北川崎 729-1 新方保育所内	月～金、8:30～17:00
	3	越谷市地域子育て支援センター 「ぽかぽか」 越谷市大字南荻島 330-1 荻島保育所内	月～金、8:30～17:00

(出所：子ども育成課資料を監査人が加工)

② 事業内容

(ア) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、次に掲げる事業

子育て相談	地域の子育て家庭の保護者、乳幼児等に対する相談指導並びに各種子育てに係る情報の提供及び援助の調整
子育て講座	保護者同士の交流並びに親子のふれあい交流を促進するための子育てに関する講座の開催及び情報の提供
子育てサークル等の育成・支援	子育てサークル活動等を行う者への育成及び支援
その他	その他地域の保育需要に応じた子育て支援事業

(イ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

(2) 着眼点並びに監査手続

地域子育て支援事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
①市民の要求に応え、適切な運営が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援事業を行っている保育所を把握するため「地域子育て支援センター一覧」を入手 ・地域子育て支援事業実施保育所における利用者数の推移を把握するため、「地域子育て支援センター実施事業年度別利用状況集計表」を入手 ・現地視察（新方保育所内「にこにこ」）による事業実施状況の確認 ・子ども育成課、新方保育所担当者へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

地域子育て支援事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
①市民の要求に応え、適切な運営が行われているか	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

① 市民の要求に応え、適切な運営が行われているか。

(ア) 地域子育て支援センター(公立)

地域子育て支援センター(公立)における、「子育て講座」、「育児相談」、「一時預かり」それぞれの利用者数の推移は以下のとおりである。

毎年度の利用者数はほぼ一定数で推移している。極端な利用率の悪化など、施設利用について課題を示す事項は検出されなかった。

地域子育て支援センター(公立)実施事業年度別利用状況

おひさまの子

年度	子育て講座		育児相談		一時預かり		
	参加組数	参加者数 (保護者含む)	面接相談 件数	電話相談 件数	実利用者数	延利用者数	延利用時間
27	207	526	48	11	433	1,844	8,097
28	332	710	25	5	378	1,744	9,424
29	357	795	9	14	353	1,448	7,817

にこにこ

年度	子育て講座		育児相談		一時預かり		
	参加組数	参加者数 (保護者含む)	面接相談 件数	電話相談 件数	実利用者数	延利用者数	延利用時間
27	120	306	13	10	196	726	3,871
28	133	337	11	3	138	301	1,556
29	168	358	8	5	179	642	3,276

ぽかぽか

年度	子育て講座		育児相談		一時預かり		
	参加組数	参加者数 (保護者含む)	面接相談 件数	電話相談 件数	実利用者数	延利用者数	延利用時間
27	136	355	20	0	140	380	1,791
28	169	410	55	1	215	597	3,119
29	181	427	39	3	248	741	3,550

(出所：子ども育成課資料を監査人が加工)

(イ) 現地視察

新方保育所内にある地域子育て支援センター「にこにこ」を現地視察した。事業運営について、担当者へのヒアリングし、施設の状況を確認した。

20. 青少年健全育成推進事業

(1) 概要

事務事業名	青少年健全育成推進事業		
事業目的	青少年の健全育成及び非行防止等を推進するため、関係機関と連携し各種事業を行う。		
事業内容	越谷市青少年問題協議会、越谷市青少年指導相談員、青少年育成越谷市民会議、越谷市青少年指導相談員運営協議会、越谷市青少年育成推進委員協議会、越谷市子ども会育成連絡協議会、越谷市いじめ問題再調査委員会運営		
根拠法令・条例	地方青少年問題協議会法、越谷市青少年問題協議会設置条例、いじめ防止対策推進法、越谷市いじめ問題再調査委員会条例		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	9,950	10,175	10,015
決算額(千円)	9,284	9,157	9,397

①越谷市青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法及び越谷市青少年問題協議会設置条例に基づき協議会を設置し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について必要な事項を調査審議した。平成 29 年度の協議テーマは、「今後の越谷市青少年問題協議会の取り組みについて」「若年者の自殺対策について」である。

②青少年指導相談員

青少年問題の解決を図るため、相談員を配置し、問題行動や、非行等で悩んでいる保護者等からの相談を受け、助言や支援を行った。平成 19 年度からは越谷市教育センター内に移転した。平成 29 年度の相談件数は 69 件であった。内訳は電話 48 件、来所 21 件である。

③青少年育成越谷市市民会議

市内青少年の健全育成を図ることを目的に、主に青少年に関する各種団体の連絡調整、団体及びグループの育成、非行防止、事故防止対策の推進に取り組んでいる。主な活動としては、青少年育成越谷市市民フォーラム～子どもの主張～の開催や、青少年健全育成啓発詩・作文集「か・が・や・き」の編集・発行などである。

④越谷市青少年指導員連絡協議会

市長委嘱により、青少年の健全育成及び非行防止を図ることを目的として、街頭指導パトロール及び健全育成研修会等を実施している。市内 13 地区で、各地区青少年指導員協議会が組織され、284 名（平成 30 年 5 月 19 日現在）の指導員が活動している。

街頭指導回数

年度	実施回数	出勤人員
平成 27 年度	339 回	1,753 名
平成 28 年度	354 回	2,096 名
平成 29 年度	331 回	1,906 名

⑤越谷市青少年育成推進委員協議会

越谷市における青少年の健全育成を推進するとともに、推進委員の資質の向上及び推進委員による青少年健全育成のための活動の円滑な実施を図ることを目的とする。また、本協議会は青少年育成県民会議会長（埼玉県知事）から青少年育成推進団体として活動委嘱を受けている。

主な活動としては、学校訪問・広報誌「のびる芽」の発行（約 32,000 部/回、年 3 回や家庭の役割を考え、明るい健全な家庭づくりをすすめるため「家庭の日」を普及することなどがある。

⑥越谷市子ども会育成連絡協議会

子どもの成長に必要な異年齢集団の体験活動をとおして集団活動の充実と大人として成長する上で欠くことのできない規律や忍耐力などを身に付ける。

平成 29 年度の主な活動実績としては、越谷市少年野球中央大会の開催、越谷市ドッジビー大会の開催、越谷市かるた取り大会の開催が実施されている。

⑦越谷市いじめ問題再調査委員会

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめによる重大事態の調査結果について、必要に応じて調査を行う。

他審議会との関係

組織	所管事項	所管課
いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。（法第 14 条第 1 項）	学校教育部 指導課
いじめ防止対策委員会	いじめ防止等のための対策を実効的に行う。 （法第 14 条第 3 項）	学校教育部 指導課
	重大事態発生時に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため事実関係の調査を行う。 （法第 28 条第 1 項）	
いじめ問題再調査委員会	重大事態の調査結果について報告を受けた市長が、必要と認める場合に再調査を行う。 （法第 30 条第 2 項）	青少年課

(2) 着眼点並びに監査手続

青少年健全育成推進事業について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 業務委託先が適切に運営されているか	以下の会議議事録のレビュー ・平成 30 年度越谷市青少年育成推進委員協議会定期総会（平成 30 年 5 月 24 日） ・平成 30 年度越谷市子ども会育成連絡協議会 第 48 回定期総会議案書（平成 30 年 5 月 12 日） ・平成 30 年度青少年育成越谷市民会議定期総会議案書（平成 30 年 5 月 11 日） ・平成 30 年度越谷市青少年指導員連絡協議会（平成 30 年 5 月 19 日） ・青少年課担当者へのヒアリング
② 業務委託の積算が適切に行われているか	・積算資料（見積もり書・前年度決算報告書）の閲覧 ・青少年課担当者へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

青少年健全育成推進事業について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 業務委託先が適切に運営されているか	○		
② 業務委託の積算が適切に行われているか	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

21. 教室運営

(1) 概要

事務事業名	教室運営		
事業目的	地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後や週末に小学校や地区センター・公民館等を活用した放課後子ども教室を開催する。		
事業内容	放課後子ども教室		
根拠法令・条例	—		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事業予算(千円)	6,300	6,190	6,360
決算額(千円)	5,102	5,406	6,009

地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後や週末に小学校や地区センター・公民館等を活用した放課後子ども教室を開催した。

実施状況

	教室数	実施回数	登録児童数	延べ参加者数
平成 25 年度	17 教室	330 回	639 名	10,161 名
平成 26 年度	17 教室	340 回	633 名	10,129 名
平成 27 年度	17 教室	351 回	637 名	10,392 名
平成 28 年度	18 教室	381 回	666 名	11,027 名
平成 29 年度	18 教室	375 回	614 名	10,004 名

(2) 着眼点並びに監査手続

教室運営について、下記着眼点より監査を実施した。

着眼点	監査手続
① 市民の要求に応え、適切な運営が行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年課提供資料「平成 29 年度放課後子ども教室参加人数及びスタッフ」の閲覧 ・ 青少年課担当者へのヒアリング

(3) 監査の結論

《結論の概要》

教室運営について			
着眼点	結論		
	問題なし	結果	意見
① 市民の要求に応え、適切な運営が行われているか	○		

監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

22. 情報公開

(1) 社会福祉法人計算書類等の市ホームページ上の開示

①概要

社会福祉法人の計算書類等は、独立行政法人福祉医療機構が運営するホームページで公表されている。保育施設の事業内容や財務状況は施設の利用者のみならず、広く市民の関心が高い情報であるが、通常の市民には独立行政法人福祉医療機構のホームページは参照しにくい。市民が参照しやすいように、当該情報へのリンク先をホームページ上に記載している自治体もある。保育所の情報とあわせて、市民が広く目にする機会を増やせるよう、越谷市のホームページに独立行政法人福祉医療機構による社会福祉法人の計算書類等の公表ページへのリンクを掲載することが望ましい。【意見 17】

②監査の手続

他市のホームページ、越谷市のホームページを査閲した。

③監査の結論

【意見 17】 社会福祉法人計算書類等に関する情報開示の充実

保育施設の事業内容や財務状況は施設の利用者のみならず、広く市民の関心が高い情報であるが、通常の市民には独立行政法人福祉医療機構のホームページは参照しにくい。市民が参照しやすいように、当該情報へのリンク先をホームページ上に記載している自治体もある。保育所の情報とあわせて、市民が広く目にする機会を増やせるよう、越谷市のホームページに独立行政法人福祉医療機構による社会福祉法人の計算書類等の公表ページへのリンクを掲載することが望ましい。

(2) 指導監査結果の公表

①概要

福祉指導監査課が所管する認可保育施設等の指導監査の結果と改善状況の公表について、保育所等の利用者は原則として情報公開請求に基づく個別公開によってのみ知ることが出来る。

監査結果の公表は、法令上の義務ではないが、関係3府省から発出されている地方自治体向けの事故防止等ガイドラインでは、地方公共団体に対し、実情に応じた監査結果の公表を検討することとされている。指導監査の結果と指導内容については、保育所を利用している保護者にとっても、保育所を運営する法人にとっても関心の高い情報と思われる。ある保育所の指導監査で指摘された事項は、他の保育所でも起こる可能性があり、その改善状況は他の保育所にとっても事業の改善に役立てるための有用な情報と考えられる。

越谷市では、平成29年度の集団指導について、主な指摘事項として公表された後、平成30年度は開示されていない。市内の保育環境の改善に役立つ指摘事項や指導内容については積極的に開示することが望まれる。指導監査結果と指導内容に関する情報開示を継続するとともに、内容をより一層充実させるべきである。【意見 18】

②監査の手続

指導監査課に質問した。

③監査の結論

【意見 18】指導監査結果と改善状況に係る情報の継続開示と内容の充実

指導監査の結果と指導内容については、保育所を利用している保護者にとっても、保育所を運営する法人にとっても関心の高い情報と思われる。ある保育所の指導監査で指摘された事項は、他の保育所でも起こる可能性があり、その改善状況は他の保育所にとっても事業の改善に役立てるための有用な情報と考えられる。越谷市では、平成 29 年度の集団指導について、主な指摘事項として公表された後、平成 30 年度は開示されていない。市内の保育環境の改善に役立つ指摘事項や指導内容については積極的に開示することが望まれる。指導監査結果と指導内容に関する情報開示を継続するとともに、内容を一層充実させるべきである。

IV. 「監査の結果」と「意見」の一覧表

1. 「監査の結果」の一覧表

記載箇所	項目	内容
III. 各論		
1. 公立保育所		
(3) ① (P29)	【監査の結果 1】 公立保育所における施設間のコスト比較・検証	各公立保育所による運営の効率化に向けた継続的な努力により、公立保育所全体の運営を効率化できる。公立保育所を効率的に運営するには、公立保育所全体でのコスト管理に加え、施設別のコスト管理も重要である。公共施設マネジメントシステムを活用し、施設間のコストを比較し、検証をするべきである。
(3) ③ (P39)	【監査の結果 2】 公立保育所職員の時間外労働時間管理	公立保育所の正規職員は、本庁勤務の越谷市職員と同様に、庶務事務システムへの入力によって、時間外勤務時間を含めた出退勤時間の管理がなされているが、出退勤時間を人手によって記録する方法及び上長による確認だけでは、時間記録のミスや改ざんなどが発生するおそれがある。 保育士の過重労働問題は全国的に指摘されており、保育士の労働条件は、児童の保育環境に大きく影響することから、タイムカードなどの出退勤時間を記録する機器を導入し、特に時間外労働時間についてはより正確かつ客観的に管理する必要がある。
(3) ⑦ (P42)	【監査の結果 3】 備品の現物確認	保育所では、監査委員の定期監査以外では、年に1回固定資産の現物と台帳を照合するルールであるが、照合に不備があり、台帳の記載と現物が一致していない保育所があった。 備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的な備品の棚卸を徹底させるべきである。
(3) ⑦ (P43)	【監査の結果 4】 備品の除却処理	備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、資産除却手続きを行う必要がある。
2. 私立保育所等運営改善費補助金		
(3) ① (P48)	【監査の結果 5】 要綱上での補助対象経費や使途の明確化	私立保育所等運営改善費補助金について、現状では、要綱上で補助対象経費や使途が明確に記載されていない。対象経費の範囲や金額を明確にし、具体的な交付目的や補助金の使途が特定されるように要綱上で記載する必要がある。
8. 学童保育室		
(3) ③ (P89)	【監査の結果 6】 学童保育室の定員	「基準を定める条例」第10条第4項によれば、「児童の保育については概ね40人以下を一つのグループとして保育に当たらなくてはならない。」とされている。市では、一つのグループ（支援の単位）の児童数についても、弾力化定員同様に、児童の出席率を考慮している。平成29年度延利用者数の月次平均数をもとにした支援単位40人基準を守る対策として、4つの学童保育室が、パーティションで区切る等の対策をしているが、それ以外はパーティションの仕切りはなく、班編成によるのみである。埼玉県放課後児童クラブガイドラインでは、一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合

記載箇所	項目	内容
		は、支援の単位ごとに活動を行う場所が特定できるよう壁やパーテーションで区切るよう努めることが要請されている。「基準を定める条例」第10条4項一の支援の単位を構成する児童の数を概ね40人以下とするには、壁やパーテーションで区切る必要がある。
9. 保育ステーション事業		
(3) ② (P97)	【監査の結果 7】 委託料の積算方法	委託料の積算は行われているが、現在の見積書においてはその金額が妥当であるのかを決算書で確認することが困難である。委託料の積算は、長期・安定的な運営のためにも、実際発生金額と整合あるいは均衡しているのか把握が重要である。そのため、積算項目と決算書の勘定科目を一致させるなどして、検証ができる様式で見積書を受領すべきである。
13. 児童館		
(3) ① (P126)	【監査の結果 8】 備品の現物確認	児童館では、監査委員の定期監査以外では、定期的に固定資産の現物と台帳の照合を行っていない。備品台帳に記載された備品と現物は一致させる必要があるため、定期的に備品の現物と台帳を照合すべきである。
(3) ① (P126)	【監査の結果 9】 備品の除却処理	備品台帳に記載されている資産で現物が存在しない場合には、資産除却手続きを行う必要がある。
14. 固定資産		
(3) ③ (P132)	【監査の結果 10】 「備品管理の手引き」における棚卸の記載	現物と台帳が整合しない原因に、全庁的に参照される「備品管理の手引き（平成29年3月17日）」において、備品の棚卸を実施すべき旨の記載がないことが挙げられる。総務省資料「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、台帳上で固定資産を網羅的に管理するためには資産の棚卸が重要である旨が記載されている。この手引きを参考に「備品管理の手引き」でも、棚卸実施について定めるべきである。

2. 「意見」の一覧表

記載箇所	項目	内容
Ⅲ. 各論		
1. 公立保育所		
(3) ⑤ (P40)	【意見 1】 建物設備の修繕と老朽化施設建替え計画の検討	財政上の制約はあるが、児童の安全確保の観点から、建物設備定期点検の結果や保育所からの要望に基づく修繕は、漏れなく確実に実行する必要がある。また、老朽化施設については、部分的な修繕だけではなく、施設の建替え計画についても適時適切に検討していく必要がある。
(3) ⑤ (P40)	【意見 2】 遊具の維持管理における有資格者の活用	現状有効に機能している職員による自己点検を今後も維持しつつも遊具点検に関する専門業者による定期点検の導入を検討することが望ましい。
(3) ⑥ (P42)	【意見 3】	特別支援保育は、その対象と思われる児童や、希望する保護者が増えている状況である。様々な取り組みにより私立保育園等での

記載箇所	項目	内容
	私立保育園の保育士等による特別支援保育実習	更なる特別支援保育の拡充を図ることが市内の保育ニーズに応えることになる。市内私立保育園の特別支援児受入を増やす方法として、私立保育園の保育士による特別支援保育実習を行っている自治体もある。越谷市においても、私立保育園の保育士等が特別支援保育実習を受けられるよう、公立保育所による支援を検討することが望ましい。
5. 子ども・子育て支援給付費		
(3) ② (P65)	【意見4】 子ども・子育て支援給付費の給付先施設へのモニタリング	子ども育成課では、所定の様式による書面の提示により、子ども・子育て支援給付費の支給要件を確認しているが、現地で実際に利用されている書類までは入手していない。シフト表など実務で使用される書類によれば、支給要件を満たしているか実態の確認が可能となる。必要に応じて行っている現場確認の際に、牽制の意味からも、申請のうち一定数について抜き打ちでシフト表などを入手し、支給要件を満たしているか実態を確認することが望ましい。
6. 病児保育事業		
(3) ② (P69)	【意見5】 病児保育室委託先法人の委託料の検証	委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、上述の現況報告に添付された決算書等を活用し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。
(3) ③(ウ) (P71)	【意見6】 病児保育事業の拡充	現状では、市南部のみずべこどもの家保育園内の1か所で、ここを市北部の市民も利用している。極端な量的不足は生じていないと思われるが、北部住の市民にとって利便性は良くない。市内の子育て世帯の利便性向上を図るために具体的な検討が必要である
8. 学童保育室		
(3) ② (P87)	【意見7】 学童保育室の1人あたり面積	1日の平均出席者数によると児童1人あたり面積は全ての学童保育室で基準の1.65㎡を上回っている。しかし、定員ベースによる分析は、1.65㎡以上が11室、1.65㎡未満が37室である。生活空間の広さは学童が学童保育室で過ごす際の快適さに大きく影響する。学童の生活環境の観点からは、今後更なる改善を検討する余地がある。「基準を定める条例」第4条は、放課後児童健全育成事業者に最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させることを要請している。学童の生活環境をより一層向上させるために、待機児童対策の要請はあるが、可能な範囲で基準定員により運用する学童保育室を増やす取り組みが望まれる。
(3) ⑤ (P91)	【意見8】 学童保育室の延長保育	公立保育所では朝の延長保育が午前7時から実施されているが、学童保育室では休校日の開室時間は午前8時からになっている。児童の就学前と後で保護者の勤務形態が変わらないとすれば、利用者にとっては、保育所の延長保育開始時間と学童保育室の開室時間が一致しているほうが利便性は高い。休校日における学童保育室の開室時間を午前7時に近づける変更ができないか検討するべきである。

記載箇所	項目	内容
(3) ⑥ (P91)	【意見 9】 学童保育室委託先法人の委託料の検証	委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、委託先の決算書等入手し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。
9. 保育ステーション事業		
(3) ① (P96)	【意見 10】 長期にわたる同一事業者との契約における事業者の定期的な検証	保育ステーション事業は長期間にわたり 1 社の随意契約であるが、適正な質を確保したうえでの長期安定的な運営を考えると、複数年にわたり同一事業者と契約していること自体に問題はない。しかし、同一事業者との契約が長期間にわたると、馴れ合いが生じ、サービス向上やコスト削減が図られない等のデメリットが生じることも一般的に指摘される。 そのため、現在の委託先である社会福祉法人が、事業の実施基準に適合しているかを定期的に検証するべきである。
(3) ③ (P98)	【意見 11】 保育ステーション委託先法人の委託料の検討	委託料の金額の妥当性を検証するためには、実際の事業の実施に要した費用を把握することが重要であり、上述の現況報告に添付された決算書等を活用し、必要に応じて契約金額と決算額を費目毎に検証することが望ましい。
10. 児童発達支援センター		
(3) ② (P108)	【意見 12】 障がい児保育や療養分野における専門性の地域への還元	障がい児保育の対象児童や保護者のニーズに応えるには、児童や保護者により身近な地域の保育士等による専門知識の向上も重要と考える。児童発達支援センターには地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を通じて得た専門知識が集約されており、地域の中核的な療育施設の役割を担っている。この施設の専門性を一層地域に還元する為に、専門職による保育所等への研修講師派遣等の回数を増やすとともに、対象を拡大することが望まれる。
11. 障がい児支援事業		
(3) ③ (P116)	【意見 13】 給付費の急増について	現在、国の政策もあり、障がい児支援事業においては、毎年給付費が急増している。平成 25 年度に比べて平成 29 年度は、介護給付費が約 1.5 倍、通所給付費は約 2.3 倍となっている。予算の制約もあることから、今後は障がい児の個々に応じた適切なサービスについて十分に検討をしていくことが望まれる。
13. 児童館		
(3) ① (P125)	【意見 14】 展示品に関する中長期投資計画の策定	維持管理費や修繕費用も相当程度発生してしまうことを鑑み、廃棄することも選択肢の一つとして中長期的な投資計画を策定し、検討すべきであるとする。例えば、展示品の利用度分析やアンケート調査によって展示品の需要を調査し、中長期的な将来計画を策定したうえで、取替更新するか、廃棄すべきか、修理すべきか、経済合理性を検討した上で意思決定することが望ましい。

記載箇所	項目	内容
14. 固定資産		
(3) ② (P131)	【意見 15】 12 保育所の耐震診断	昭和 56 年 6 月以前に建設された保育所は、この耐震診断が未実施の状態となっている。公立保育所で昭和 56 年以前に建設された保育所は 12 施設あり、全体の 66.6%程である。耐震基準を満たしているか確認できていない 12 施設について、早急に耐震性能について確認すべきである。
18. 子育て支援事業		
(3) ③ (P157)	【意見 16】 業務委託先に対する適切な事業の評価	市は子育てサロン事業やファミリー・サポート・センター事業の業務委託先について、書面により報告を受けているが、現地調査までは実施していない。 業務委託契約約款の第 4 条には、「発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告することができる。」と規定されている。特段の問題が発生していないため、市による現地調査はなされてない。しかし、随意契約で 5 年以上業務を委託している業者もあるため、業務が適正に行われているか、現地調査する意義は大きいと考えられる。書面報告のみだと現場の実態を理解できず市民の要望に添った運営を委託先に指示監督できない可能性もある。また、委託先のモニタリングの形骸化を防ぐため、現地調査の実施を検討することが望まれる。
22. 情報公開		
(1) ③ (P166)	【意見 17】 社会福祉法人計算書類等に関する情報開示の充実	保育施設の事業内容や財務状況は施設の利用者のみならず、広く市民の関心が高い情報であるが、通常の市民には独立行政法人福祉医療機構のホームページは参照しにくい。市民が参照しやすいように、当該情報へのリンク先をホームページ上に記載している自治体もある。保育所の情報とあわせて、市民が広く目にする機会を増やせるよう、越谷市のホームページに独立行政法人福祉医療機構による社会福祉法人の計算書類等の公表ページへのリンクを掲載することが望ましい。
(2) ③ (P167)	【意見 18】 指導監査結果と改善状況に係る情報の継続開示と内容の充実	指導監査の結果と指導内容については、保育所を利用している保護者にとっても、保育所を運営する法人にとっても関心の高い情報と思われる。ある保育所の指導監査で指摘された事項は、他の保育所でも起こる可能性があり、その改善状況は他の保育所にとっても事業の改善に役立つための有用な情報と考えられる。越谷市では、平成 29 年度の集団指導について、主な指摘事項として公表された後、平成 30 年度は開示されていない。市内の保育環境の改善に役立つ指摘事項や指導内容については積極的に開示することが望まれる。指導監査結果と指導内容に関する情報開示を継続するとともに、内容を一層充実させるべきである。

以上